

上越市地域防災計画

自然災害対策編

(修正素案)

新旧対照表

令和 4 年 4 月

修正前	修正後	修正理由
<p>第1部 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性……………</p> <p>第2部 風水害対策</p> <p>第1章 序論……………</p> <p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 防災教育・訓練……………</p> <p>第2節 自主防災組織の育成……………</p> <p>第3節 防災まちづくり……………</p> <p>第4節 集落孤立対策……………</p> <p>第5節 避難体制の整備……………</p> <p>第6節 要配慮者の安全確保……………</p> <p>第7節 火災の予防対策……………</p> <p>第8節 水防活動体制の整備……………</p> <p>第9節 救急・救助体制の整備……………</p> <p>第10節 医療救護体制の整備……………</p> <p>第11節 食料・生活必需品等の確保……………</p> <p>第12節 廃棄物処理体制の整備……………</p> <p>第13節 土砂災害の予防……………</p> <p>第14節 河川・海岸災害の予防……………</p> <p>第15節 農地・農業用施設の災害予防……………</p> <p>第16節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策……………</p> <p>第17節 港湾・漁港施設の風水害対策……………</p> <p>第18節 建築物等の災害予防……………</p> <p>第19節 鉄道事業者の風水害対策……………</p> <p>第20節 非常用通信網の整備と風水害対策……………</p> <p>第21節 気象等防災観測体制の整備……………</p> <p>第22節 放送事業者の風水害対策……………</p> <p>第23節 電気通信事業者の風水害対策……………</p> <p>第24節 電力供給事業者の風水害対策……………</p> <p>第25節 ガス事業者の風水害対策……………</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨……………</p> <p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……………</p> <p>第3節 上越市の特性……………</p> <p>第2部 風水害対策</p> <p>第1章 序論……………</p> <p>第2章 災害予防計画……………</p> <p>第1節 防災教育・訓練……………</p> <p>第2節 自主防災組織の育成……………</p> <p>第3節 防災まちづくり……………</p> <p>第4節 集落孤立対策……………</p> <p>第5節 避難体制の整備……………</p> <p>第6節 要配慮者の安全確保……………</p> <p>第7節 火災の予防対策……………</p> <p>第8節 水防活動体制の整備……………</p> <p>第9節 救急・救助体制の整備……………</p> <p>第10節 医療救護体制の整備……………</p> <p>第11節 食料・生活必需品等の確保……………</p> <p>第12節 廃棄物処理体制の整備……………</p> <p>第13節 土砂災害の予防……………</p> <p>第14節 河川・海岸災害の予防……………</p> <p>第15節 農地・農業用施設の災害予防……………</p> <p>第16節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策……………</p> <p>第17節 港湾・漁港施設の風水害対策……………</p> <p>第18節 建築物等の災害予防……………</p> <p>第19節 鉄道事業者の風水害対策……………</p> <p>第20節 非常用通信網の整備と風水害対策……………</p> <p>第21節 気象等防災観測体制の整備……………</p> <p>第22節 放送事業者の風水害対策……………</p> <p>第23節 電気通信事業者の風水害対策……………</p> <p>第24節 電力供給事業者の風水害対策……………</p> <p>第25節 ガス事業者の風水害対策……………</p>	

修正前	修正後	修正理由
第26節 上水道事業者の風水害対策	第26節 上水道事業者の風水害対策	
第27節 下水道等施設の風水害対策	第27節 下水道等施設の風水害対策	
第28節 工業用水道事業者の風水害対策	第28節 工業用水道事業者の風水害対策	
第29節 危険物等施設の風水害対策	第29節 危険物等施設の風水害対策	
第30節 学校の風水害対策	第30節 学校の風水害対策	
第31節 文化財等の風水害対策	第31節 文化財等の風水害対策	
第32節 ボランティア受入れ体制の整備	第32節 ボランティア受入れ体制の整備	
第33節 災害対策基金の積立及び管理	第33節 災害対策基金の積立及び管理	
第34節 事業者等の事業継続	第34節 事業者等の事業継続	
第35節 行政機能の保全	第35節 行政機能の保全	
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画	
第1節 災害対策本部の組織・運営	第1節 災害対策本部の組織・運営	
第2節 防災関係機関の相互協力体制	第2節 防災関係機関の相互協力体制	
第3節 気象情報等の伝達	第3節 気象情報等の伝達	
第4節 洪水予報・水防警報の伝達	第4節 洪水予報・水防警報の伝達	
第5節 災害時の通信確保	第5節 災害時の通信確保	
第6節 被災状況等の収集伝達	第6節 被災状況等の収集伝達	
第7節 災害時の放送	第7節 災害時の放送	
第8節 広報・広聴活動	第8節 広報・広聴活動	
第9節 市民等の避難	第9節 市民等の避難	
第10節 要配慮者の応急対策	第10節 要配慮者の応急対策	
第11節 避難所の運営	第11節 避難所の運営	
第12節 トイレ対策	第12節 トイレ対策	
第13節 入浴対策	第13節 入浴対策	
第14節 愛玩動物の保護対策	第14節 愛玩動物の保護対策	
第15節 食料・生活必需品等供給対策	第15節 食料・生活必需品等供給対策	
第16節 避難所外避難者の支援対策	第16節 避難所外避難者の支援対策	
第17節 こころのケア対策	第17節 こころのケア対策	
第18節 自衛隊への災害派遣要請	第18節 自衛隊への災害派遣要請	
第19節 緊急輸送対策	第19節 緊急輸送対策	
第20節 警備・保安及び交通規制	第20節 警備・保安及び交通規制	
第21節 海上における災害応急対策	第21節 海上における災害応急対策	
第22節 消火活動	第22節 消火活動	
第23節 水防活動	第23節 水防活動	

修正前	修正後	修正理由
第24節 救急・救助活動	第24節 救急・救助活動	
第25節 医療救護活動	第25節 医療救護活動	
第26節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第26節 遺体等の捜索・処理・埋葬	
第27節 防疫及び保健衛生対策	第27節 防疫及び保健衛生対策	
第28節 廃棄物処理対策	第28節 廃棄物処理対策	
第29節 学校における応急対策	第29節 学校における応急対策	
第30節 園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	第30節 園児・児童・生徒に対するこころのケア対策	
第31節 被害家屋調査・罹災証明書の発行	第31節 被害家屋調査・罹災証明書の発行	
第32節 公衆通信の確保（電話）	第32節 公衆通信の確保（電話）	
第33節 電力供給応急対策	第33節 電力供給応急対策	
第34節 ガスの安全、供給対策	第34節 ガスの安全、供給対策	
第35節 給水・上水道施設の応急対策	第35節 給水・上水道施設の応急対策	
第36節 下水道等施設の応急対策	第36節 下水道等施設の応急対策	
第37節 工業用水道施設の応急対策	第37節 工業用水道施設の応急対策	
第38節 危険物等施設の応急対策	第38節 危険物等施設の応急対策	
第39節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	第39節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	
第40節 港湾・漁港施設の応急対策	第40節 港湾・漁港施設の応急対策	
第41節 鉄道事業者の応急対策	第41節 鉄道事業者の応急対策	
第42節 土砂災害・斜面災害の応急対策	第42節 土砂災害・斜面災害の応急対策	
第43節 河川・海岸施設の応急対策	第43節 河川・海岸施設の応急対策	
第44節 農地・農業用施設の応急対策	第44節 農地・農業用施設の応急対策	
第45節 農林水産業応急対策	第45節 農林水産業応急対策	
第46節 商工業応急対策	第46節 商工業応急対策	
第47節 文化財等応急対策	第47節 文化財等応急対策	
第48節 障害物処理対策	第48節 障害物処理対策	
第49節 ボランティア受入れ	第49節 ボランティア受入れ	
第50節 義援金の受入れ・配分	第50節 義援金の受入れ・配分	
第51節 義援物資対策	第51節 義援物資対策	
第52節 住宅応急対策	第52節 住宅応急対策	
第53節 災害救助法による救助	第53節 災害救助法による救助	
第4章 災害復旧・復興計画	第4章 災害復旧・復興計画	
第1節 民生安定化対策	第1節 民生安定化対策	
第2節 融資・貸付その他資金等による支援	第2節 融資・貸付その他資金等による支援	
第3節 公共施設等災害復旧対策	第3節 公共施設等災害復旧対策	

修正前	修正後	修正理由
<p>第 4 節 災害復興対策……………</p> <p>第 3 部 雪害対策</p> <p>第 1 章 序 論……………</p> <p>第 2 章 災害予防計画……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p> <p>第 2 節 降雪等に関する気象注意報・警報及び予報……………</p> <p>第 3 節 建築物の雪害予防……………</p> <p>第 4 節 雪崩防止施設の整備……………</p> <p>第 5 節 孤立予想地区対策……………</p> <p>第 6 節 積雪期の交通確保……………</p> <p>第 7 節 消・融雪施設等の整備……………</p> <p>第 8 節 電力・通信の確保……………</p> <p>第 3 章 災害応急対策計画……………</p> <p>第 1 節 災害対策本部の組織・運営……………</p> <p>第 2 節 雪崩事故の応急対策……………</p> <p>第 3 節 <u>一斉除排雪</u> の実施……………</p> <p>第 4 節 災害救助法による救助……………</p> <p>第 4 章 災害復旧計画……………</p> <p>第 4 部 火山災害対策</p> <p>第 1 章 序 論……………</p> <p>第 2 章 災害予防計画……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p> <p>第 2 節 それぞれの役割……………</p> <p>第 3 節 火山情報の伝達体制……………</p> <p>第 3 章 災害応急対策計画……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p>	<p>第 4 節 災害復興対策……………</p> <p>第 3 部 雪害対策</p> <p>第 1 章 序 論……………</p> <p>第 2 章 災害予防計画……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p> <p>第 2 節 降雪等に関する気象注意報・警報及び予報……………</p> <p>第 3 節 建築物の雪害予防……………</p> <p>第 4 節 雪崩防止施設の整備……………</p> <p>第 5 節 孤立予想地区対策……………</p> <p>第 6 節 積雪期の交通確保……………</p> <p>第 7 節 消・融雪施設等の整備……………</p> <p>第 8 節 電力・通信の確保……………</p> <p>第 3 章 災害応急対策計画……………</p> <p>第 1 節 災害対策本部の組織・運営……………</p> <p>第 2 節 雪崩事故の応急対策……………</p> <p>第 3 節 <u>一斉屋根雪下ろし及び除排雪</u> の実施……………</p> <p>第 4 節 災害救助法による救助……………</p> <p>第 4 章 災害復旧計画……………</p> <p>第 4 部 火山災害対策</p> <p>第 1 章 序 論……………</p> <p>第 2 章 災害予防計画……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p> <p>第 2 節 それぞれの役割……………</p> <p>第 3 節 火山情報の伝達体制……………</p> <p>第 3 章 災害応急対策計画……………</p> <p>第 1 節 計画の方針……………</p>	<p>関係課の意見に基づく修正（都市整備課）R4.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
第 2 節 市及び防災関係機関の活動体制…………… 第 3 節 応急対策の実施…………… 第 4 章 災害復旧計画……………	第 2 節 市及び防災関係機関の活動体制…………… 第 3 節 応急対策の実施…………… 第 4 章 災害復旧計画……………	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第1部 総 則</p> <p style="text-align: center;">第1節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1部 総 則</p> <p style="text-align: center;">第1節 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) 市民、地域、防災関係機関による取組の推進と相互の支援・協力による補完体制の構築</p> <p>_____市民、地域、防災関係機関の各主体がそれぞれの責任のもと災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を推進し、あわせて各主体が不足する能力を外部からの支援と相互協力により補完する体制を構築するなど、地域防災力の充実強化のため、相互に連携を図りながら協力する。</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象に日頃から関心を持つ。</p> <p>_____</p> <p>カ (略)</p> <p>② 地域の役割</p> <p>ア 地域のつながりが災害時に大きな力を発揮することから、町内会を主体とした積極的な地域コミュニティ活動に努める。</p> <p>_____</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 防災関係機関の役割</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害発生時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ効果的に実施するため、災害対応能力の維持・向上と体制整備に努める。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) _____退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保</p> <p>_____</p> <p>(カ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>④ 支援と協力による補完体制の整備</p> <p>防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援のほか、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割</p> <p>(1) 市民、地域、防災関係機関による取組の推進と相互の支援・協力による補完体制の構築</p> <p>自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることから、市民、地域、防災関係機関の各主体がそれぞれの責任のもと災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を推進し、あわせて各主体が不足する能力を外部からの支援と相互協力により補完する体制を構築するなど、地域防災力の充実強化のため、相互に連携を図りながら協力する。</p> <p>① 市民・企業等の役割</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自ら守る」という意識を持ち行動するように努める。</p> <p>_____</p> <p>カ (略)</p> <p>② 地域の役割</p> <p>ア 地域のつながりが災害時に大きな力を発揮することから、町内会を主体とした積極的な地域コミュニティ活動を行い、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するように努める。</p> <p>_____</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 防災関係機関の役割</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害発生時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ効果的に実施するため、災害対応能力の維持・向上と体制整備に努める。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 災害対応経験者のリスト化など、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備、また退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保</p> <p>_____</p> <p>(カ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>④ 支援と協力による補完体制の整備</p> <p>防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援のほか、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正（上越森林管理署）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災・減災対策の新たなステージに向けた検討会議提言（以下「検討会議提言」という。））の反映（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（検討会議提言の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>める_____。</p> <p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画_____の視点に立った対策</p> <p>① 各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本編では、第2部以降の各対策において具体的な対応策を示す。</p> <p>② 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画_____の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 計画の実効性の確保</p> <p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、<u>関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認等を平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、計画内容の習熟を図る。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 防災関係機関及び市民の責務</p> <p>(1) 市の責務</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 県の責務</p> <p>県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、<u>市町村を包含する広域的な地方公共団体として、以下の対策を講じる。</u></p>	<p>めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。</p> <p>(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策</p> <p>① 各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本編では、第2部以降の各対策において具体的な対応策を示す。</p> <p>② 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画<u>及び性的少数者の視点から見て妥当なものである</u>よう配慮するものとする。</p> <p>(3) <u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策</u></p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>(4) 計画の実効性の確保</p> <p>防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、<u>連携して以下のとおり取り組む。</u></p> <p>① <u>過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</u></p> <p>② <u>関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。</u></p> <p>③ <u>研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 防災関係機関及び市民の責務</p> <p>(1) 市の責務</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p><u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p> <p><u>男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>(2) 県の責務</p> <p>県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、_____以下の対策を講じる。</p>	<p>画の反映) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(性的少数者への配慮に関する追記) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(性的少数者への配慮に関する追記) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正(原子力規制事務所) R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計</p>

修正前	修正後	修正理由																		
<p>① (略) (追加) (追加)</p> <hr/> <p>② (略) ③ (略)。 ④ この計画の実効性を高め、<u>地震</u>災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。 (3)~(6) (略)</p>	<p>① (略) ② 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。 ③ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、男女共同参画センターが、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。 ④ (略) ⑤ (略) ⑥ この計画の実効性を高め、<u> </u>災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。 (3)~(6) (略)</p>	<p>画の反映) R3.3月 字句修正</p>																		
<p>3 各機関の事務又は業務の大綱 各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである</p> <table border="1" data-bbox="130 888 1341 1110"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上 越 市</td> <td>1～4 (略)</td> </tr> <tr> <td>5 災害広報並びに<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td>6～16 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1～4 (略)	5 災害広報並びに <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示</u> に関すること	6～16 (略)	<p>3 各機関の事務又は業務の大綱 各機関の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである</p> <table border="1" data-bbox="1377 888 2588 1110"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上 越 市</td> <td>1～4 (略)</td> </tr> <tr> <td>5 災害広報並びに<u> </u><u>高齢者等避難 </u>の発令、<u>避難指示等 </u>に関すること</td> </tr> <tr> <td>6～16 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1～4 (略)	5 災害広報並びに <u> </u> <u>高齢者等避難 </u> の発令、 <u>避難指示等 </u> に関すること	6～16 (略)	<p>災害対策基本法の一部改正</p>						
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																			
上 越 市	1～4 (略)																			
	5 災害広報並びに <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難の勧告及び指示</u> に関すること																			
	6～16 (略)																			
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																			
上 越 市	1～4 (略)																			
	5 災害広報並びに <u> </u> <u>高齢者等避難 </u> の発令、 <u>避難指示等 </u> に関すること																			
	6～16 (略)																			
<p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="130 1205 1341 1371"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越地域消防事務組合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上越地域消防事務組合	(略)	<p>【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="1377 1205 2588 1371"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越地域消防事務組合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上越地域消防事務組合	(略)											
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																			
上越地域消防事務組合	(略)																			
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																			
上越地域消防事務組合	(略)																			
<p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="130 1461 1341 1869"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新 潟 県</td> <td>1～5 (略)</td> </tr> <tr> <td>6 <u>避難の勧告及び指示</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td>7 市町村の実施する・<u>高齢者等避難開始</u>の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署</td> <td>8～19 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	新 潟 県	1～5 (略)	6 <u>避難の勧告及び指示</u> に関すること	7 市町村の実施する・ <u>高齢者等避難開始</u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること	新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	8～19 (略)	(略)	<p>【新潟県】</p> <table border="1" data-bbox="1377 1461 2588 1869"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新 潟 県</td> <td>1～5 (略)</td> </tr> <tr> <td>6 <u>避難指示等 </u>に関すること</td> </tr> <tr> <td>7 市町村の実施する・<u>高齢者等避難 </u>の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署</td> <td>8～19 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	新 潟 県	1～5 (略)	6 <u>避難指示等 </u> に関すること	7 市町村の実施する・ <u>高齢者等避難 </u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること	新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	8～19 (略)	(略)	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																			
新 潟 県	1～5 (略)																			
	6 <u>避難の勧告及び指示</u> に関すること																			
	7 市町村の実施する・ <u>高齢者等避難開始</u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること																			
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	8～19 (略)																			
	(略)																			
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																			
新 潟 県	1～5 (略)																			
	6 <u>避難指示等 </u> に関すること																			
	7 市町村の実施する・ <u>高齢者等避難 </u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること																			
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	8～19 (略)																			
	(略)																			

上越市地域防災計画 自然災害対策編 第1部 総則

修正前		修正後		修正理由
地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	地域災害拠点病院 県立中央病院	(略)	県計画を踏まえた修正（文言整理） R2.10月 字句修正（新潟気象台）R3.3月
【指定地方行政機関】		【指定地方行政機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	北陸農政局 (新潟県拠点)	(略)	
上越森林管理署	(略)	上越森林管理署	(略)	
第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	(略)	
東京管区気象台 (新潟地方気象台)	1 気象、地象、 <u> </u> 水象の観測及び <u> </u> その成果の収集、 <u> </u> 発表に関する こと 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、 <u> </u> <u> </u> 水象の予報・ <u> </u> 警報等の防災 <u> </u> 情報の発表、伝達及び解説に関するこ と 3～5 (略)	東京管区気象台 (新潟地方気象台)	1 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関する こと 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る） <u>及</u> <u>び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び解説に関するこ と 3～5 (略)	
上越労働基準監督署	(略)	上越労働基準監督署	(略)	
北陸地方整備局	(略)	北陸地方整備局	(略)	
北陸地方整備局高田河川 国道事務所	(略)	北陸地方整備局高田河川 国道事務所	(略)	
【陸上自衛隊】		【陸上自衛隊】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	陸上自衛隊高田駐屯地	(略)	
【指定公共機関】		【指定公共機関】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(略)	
東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ 株式会社 KDDI ソフトバンク株式会社	(略)	東日本電信電話株式会社 株式会社N T T ドコモ 株式会社 KDDI ソフトバンク株式会社	(略)	

上越市地域防災計画 自然災害対策編 第1部 総則

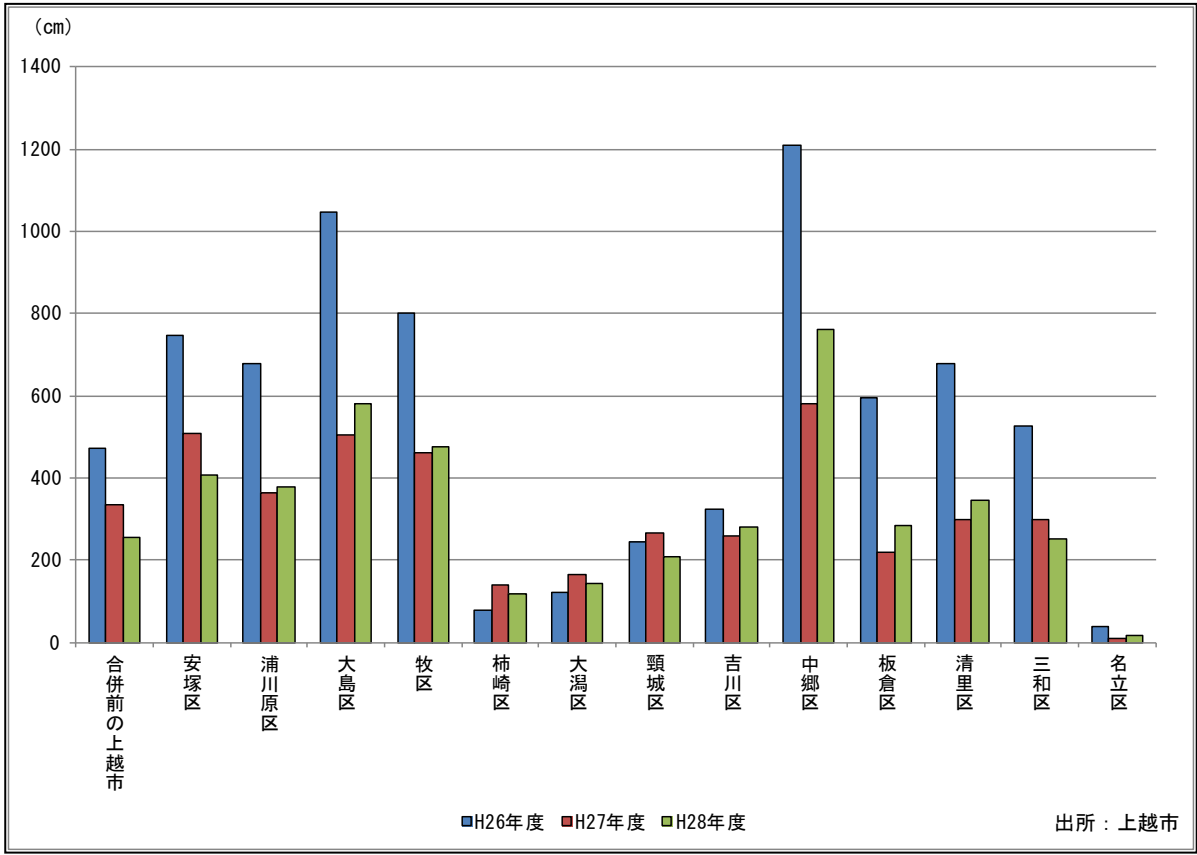
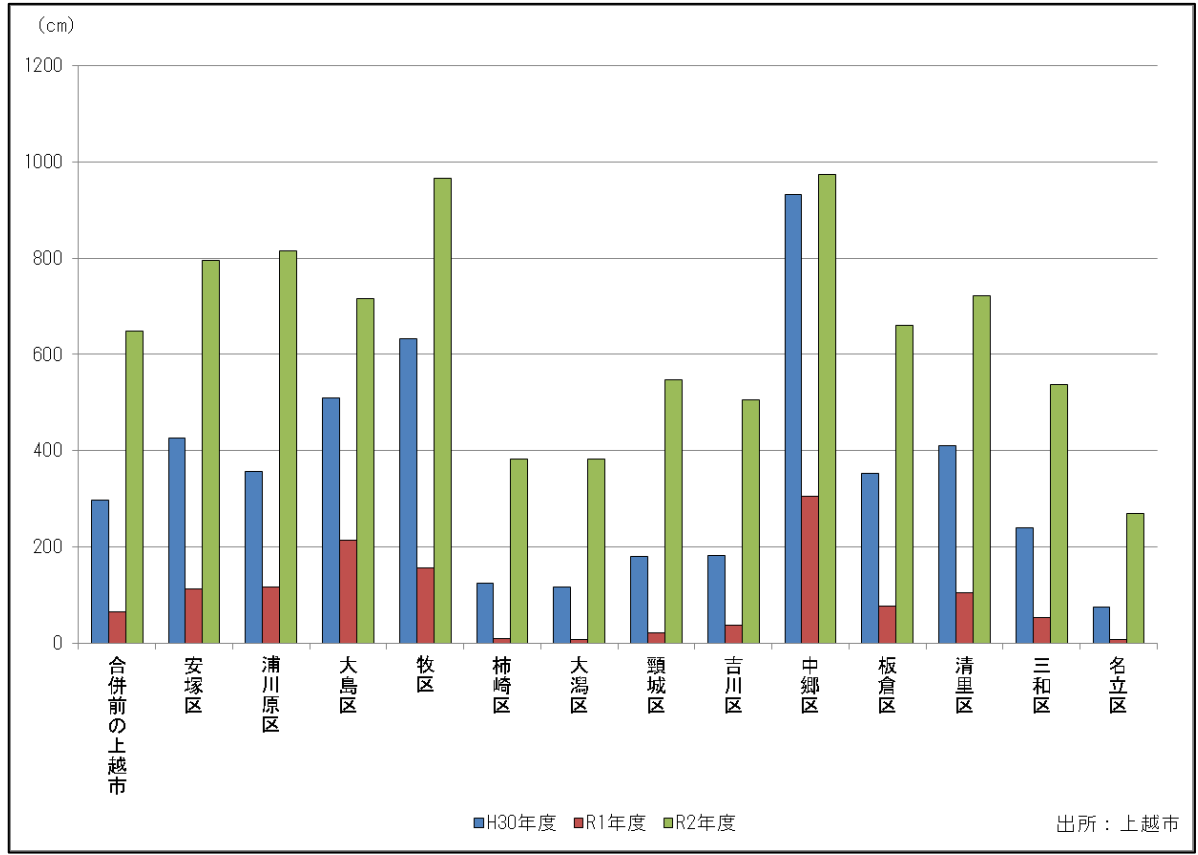
修正前		修正後		修正理由	
日本赤十字社 新潟県支部	1～2 (略) 3 災害時の輸血用血液_____の供給に関する事 4～5 (略)	日本赤十字社 新潟県支部	1～2 (略) 3 災害時の輸血用血液 <u>等血液製剤</u> の供給に関する事 4～5 (略)	災害時医療救護活動マニュアル改正の反映 H31.3月	
日本放送協会	(略)	日本放送協会	(略)		
日本郵便株式会社	(略)	日本郵便株式会社	(略)		
東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)	東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	(略)		
東北電力株式会社 上越営業所 <u>(追加)</u> _____	(略)	東北電力株式会社 上越営業所 <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> <u>上越電力センター</u>	(略)		
日本通運株式会社 新潟支店	(略)	日本通運株式会社 高田支店	(略)		
【指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】			分社化による修正 関係機関の意見に基づく修正（新潟県トラック協会 上越支部） R4.3月
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
土地改良区	(略)	土地改良区	(略)		
一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)	一般社団法人 新潟県LPガス協会 上越支部	(略)		
北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)	北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	(略)		
佐渡汽船株式会社	(略)	佐渡汽船株式会社	(略)		
新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 <u>上越支店</u> 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会	(略)	新潟運輸株式会社 上越支店 中越運送株式会社 <u>北信越支社</u> 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会	(略)		
関係機関の意見に基づく修正（新潟県トラック協会 上越支部） R4.3月					

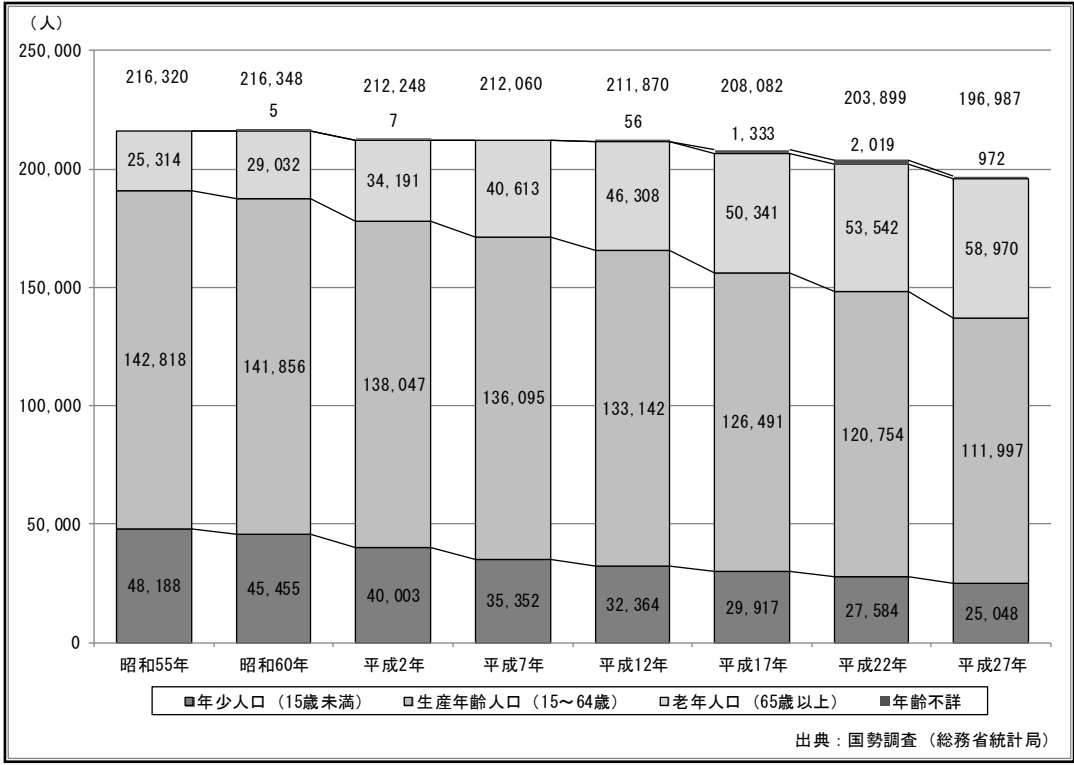
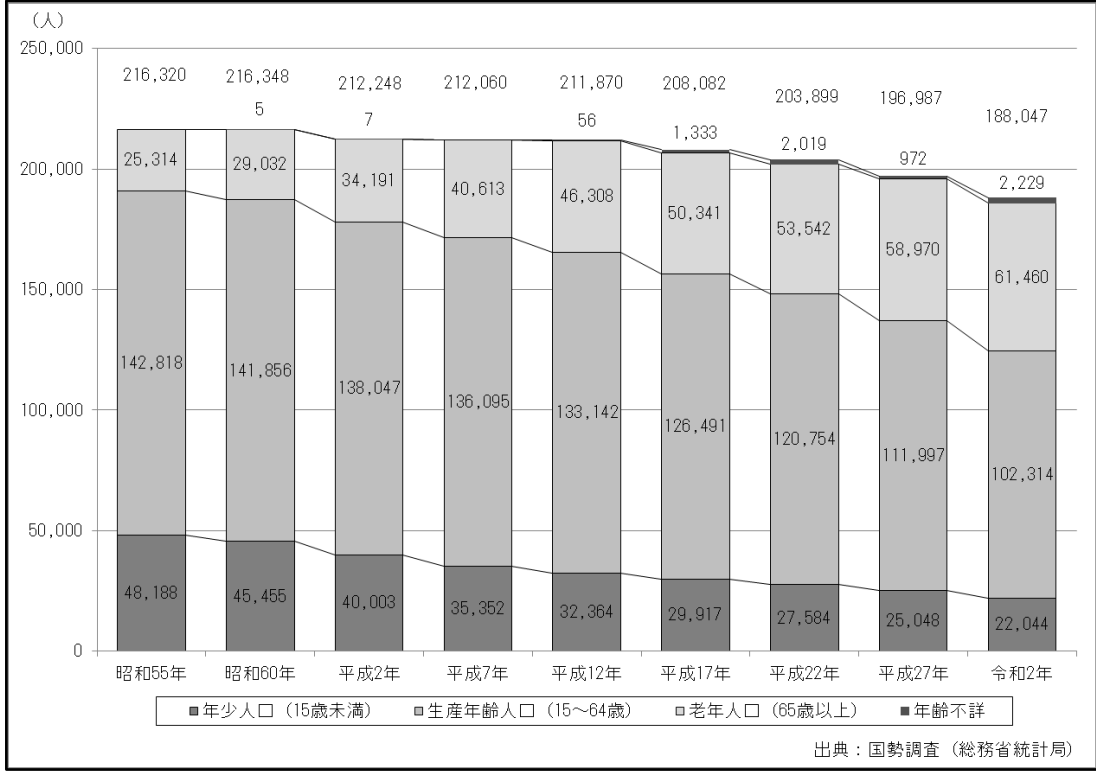
上越市地域防災計画 自然災害対策編 第1部 総則

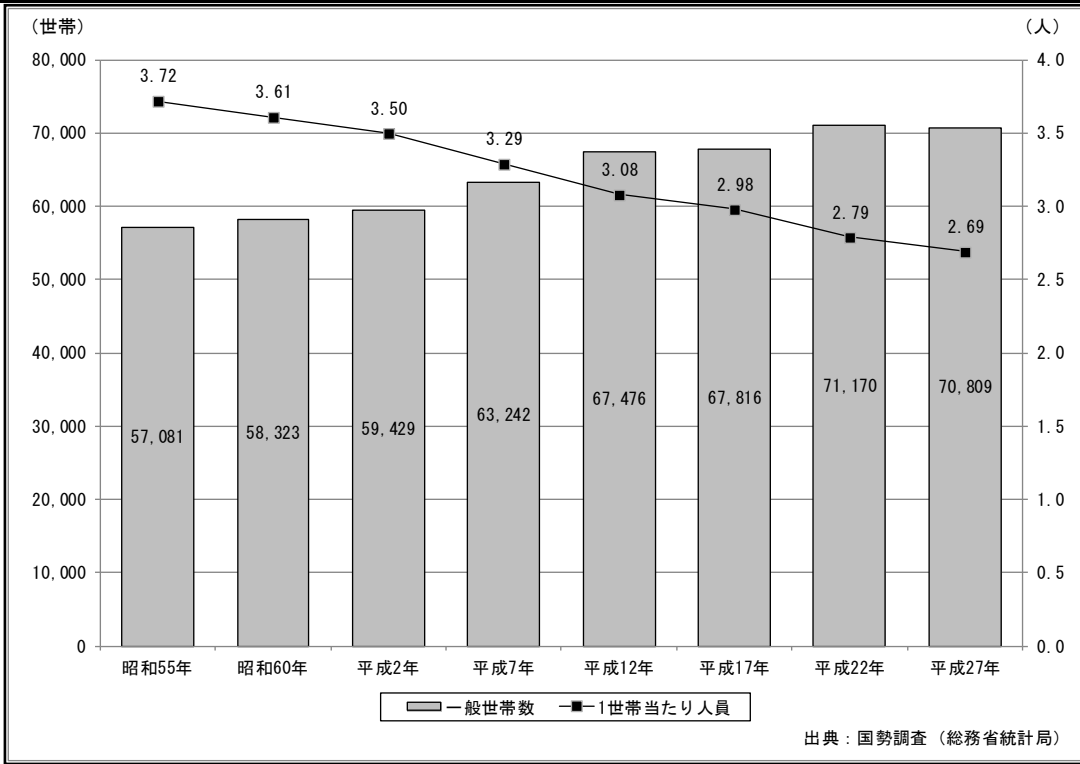
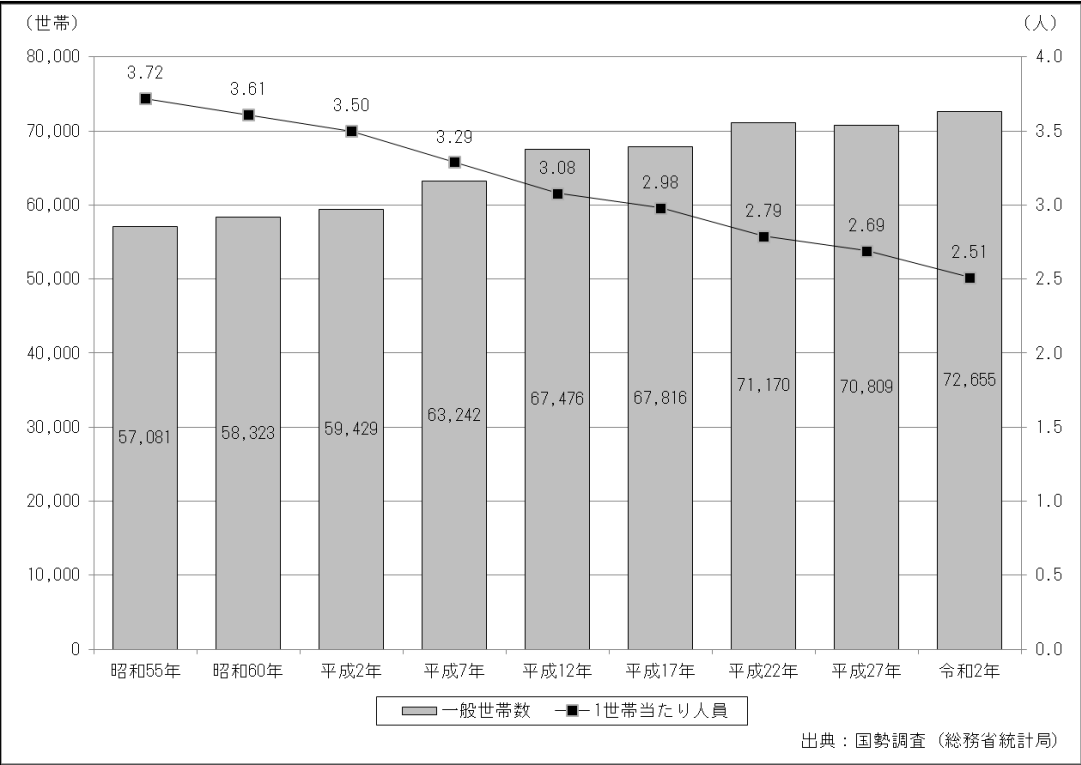
修正前		修正後		修正理由
上越支部		上越支部		組織名変更 県計画を踏まえた修正（新潟県民エフエム放送㈱が、令和2年6月30日に「FM PORT」を廃局したため）R2.10月 コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正（広報対話課）R3.3月 県計画を踏まえた修正（災害時の役割の追記）H31.3月
株式会社新潟放送 株式会社_____新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送株式会社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会社	(略)	株式会社新潟放送 株式会社NST新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 <u>(削除)</u> — <u>(削除)</u> 上越ケーブルビジョン株式会社	(略)	
株式会社新潟日報社 上越支社	(略)	株式会社新潟日報社 上越支社	(略)	
一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	(略)	一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	(略)	
一般社団法人新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会	(略)	一般社団法人新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会	(略)	
公益社団法人新潟県看護協会	(略)	公益社団法人新潟県看護協会	(略)	
公益社団法人新潟県助産師会	1 災害時における_____妊産婦、新生児等の保健指導に関すること	公益社団法人新潟県助産師会	1 災害時における助産に関すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること	
【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	(略)	
一般社団法人上越医師会	(略)	一般社団法人上越医師会	(略)	
公益社団法人	(略)	公益社団法人	(略)	

修正前		修正後		修正理由
新潟県柔道整復師会 上越支部		新潟県柔道整復師会 上越支部		
病院、診療所	(略)	病院、診療所	(略)	
上越商工会議所 商工会	(略)	上越商工会議所 商工会	(略)	
公庫・金融機関	(略)	公庫・金融機関	(略)	
一般運輸事業者	(略)	一般運輸事業者	(略)	
一般建設事業者	(略)	一般建設事業者	(略)	
危険物関係施設の管理者	(略)	危険物関係施設の管理者	(略)	
公益社団法人 上越市有線放送電話協会	(略)	公益社団法人 上越市有線放送電話協会	(略)	
株式会社上越タイムス	(略)	株式会社上越タイムス	(略)	
社会福祉法人上越社会福 祉協議会	(略)	社会福祉法人上越社会福 祉協議会	(略)	
上越市町内会長連絡協議 会(上越市防災委員会)	(略)	上越市町内会長連絡協議 会(上越市防災委員会)	(略)	
自主防災組織(町内会)	(略)	自主防災組織(町内会)	(略)	
NPO 法人 新潟県災害救援機構 各種団体	(略)	NPO 法人 新潟県災害救援機構 各種団体	(略)	
新潟県災害福祉広域支援 ネットワーク協議会	(略)	新潟県災害福祉広域支援 ネットワーク協議会	(略)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第3節 上越市の特性</div> <p>1 位置・面積等</p> <p>本市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市及び長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に接している。</p> <p>また、東西約44.6km、南北約44.2kmの広がりを持ち、総面積は973.81k㎡で、中央部には、一級河川関川、保倉川等が流れ、流域に広がる高田平野は、市街地と田園地帯に区分される。さらに、この平野部の周辺には、米山山地、東頸城丘陵、関田山地、南葉山地、西頸城山地等の山々が連なり、中山間地を形成している。また、日本海に面する海岸部は約40kmに及び砂丘と平野の間に天然の湖沼群が点在する地域も存在する。</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第3節 上越市の特性</div> <p>1 位置・面積等</p> <p>本市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市及び長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に接している。</p> <p>また、東西約44.6km、南北約44.2kmの広がりを持ち、総面積は973.89k㎡で、中央部には、一級河川関川、保倉川等が流れ、流域に広がる高田平野は、市街地と田園地帯に区分される。さらに、この平野部の周辺には、米山山地、東頸城丘陵、関田山地、南葉山地、西頸城山地等の山々が連なり、中山間地を形成している。また、日本海に面する海岸部は約40kmに及び砂丘と平野の間に天然の湖沼群が点在する地域も存在する。</p>		面積変更 R2.10月

修正前					修正後					修正理由						
市役所の位置		面積 (km ²)	広ぼう (km)		市役所の位置		面積 (km ²)	広ぼう (km)								
東 経	北 緯		東西	南北	東 経	北 緯		東西	南北							
138度14分9.7秒	37度8分52.2秒	973.81	44.6	44.2	138度14分9.7秒	37度8分52.2秒	973.89	44.6	44.2	面積変更 R2.10月 時点修正（雪対策室）R4.3月						
<p>2 自然条件</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 気象の特徴</p> <p>① (略)</p> <p>② 雪</p> <p>北西の季節風のため、一般的に山沿いが平野部より降雪が多いが、日本海に低圧部が発生する等、気圧配置によっては海岸や平野部でも多く降る（里雪型降雪）ことがある。降雪の多い地域では、1日（24時間）の降雪量が1mを超える場合も珍しくなく、昭和2年や昭和20年、昭和38年、昭和59年、平成13年、平成24年_____の豪雪をはじめ多くの豪雪被害にあっている。</p> <p style="text-align: center;">雪の降り方と降雪地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>気象現象と降雪地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山雪型降雪</td> <td>強い冬型（西高東低）の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。 海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、山沿いを中心に大雪となる。海岸や平野部での降雪は少ない。</td> </tr> <tr> <td>里雪型降雪</td> <td>大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。 北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、海岸、平野部でも大雪となりやすくなる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本市における積雪期の気象状況は、内陸地域と海岸地域で差異が認められる。内陸地域は国内でも有数の豪雪地帯であり特別豪雪地帯に指定されている。【上越市（ただし平成17年1月1日合併前の旧・上越市、東頸城郡 旧・安塚町、浦川原村、大島村、牧村、中頸城郡 旧・柿崎町、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、西頸城郡 旧・名立町。旧大潟町・旧頸城村は豪雪地帯）平成22年4月1日】、例年、早いところで11月頃から降雪があり、遅いところでは翌年4月まで根雪の期間となる。一方、海岸地域では、冬季は季節風が強いこともあり、内陸地域に比べ降雪が少ないことが多い。なお、これらの中間に位置する平野部は、内陸地域に比べれば降積雪は少ないが、他の都市との比較では降積雪の多い地域となっている。</p>											種 類	気象現象と降雪地域	山雪型降雪	強い冬型（西高東低）の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。 海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、山沿いを中心に大雪となる。海岸や平野部での降雪は少ない。	里雪型降雪	大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。 北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、海岸、平野部でも大雪となりやすくなる。
種 類	気象現象と降雪地域															
山雪型降雪	強い冬型（西高東低）の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。 海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、山沿いを中心に大雪となる。海岸や平野部での降雪は少ない。															
里雪型降雪	大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。 北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、海岸、平野部でも大雪となりやすくなる。															
<p>2 自然条件</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 気象の特徴</p> <p>① (略)</p> <p>② 雪</p> <p>北西の季節風のため、一般的に山沿いが平野部より降雪が多いが、日本海に低圧部が発生する等、気圧配置によっては海岸や平野部でも多く降る（里雪型降雪）ことがある。降雪の多い地域では、1日（24時間）の降雪量が1mを超える場合も珍しくなく、昭和2年や昭和20年、昭和38年、昭和59年、平成13年、平成24年、令和3年の豪雪をはじめ多くの豪雪被害にあっている。</p> <p style="text-align: center;">雪の降り方と降雪地域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>気象現象と降雪地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山雪型降雪</td> <td>強い冬型（西高東低）の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。 海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、山沿いを中心に大雪となる。海岸や平野部での降雪は少ない。</td> </tr> <tr> <td>里雪型降雪</td> <td>大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。 北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、海岸、平野部でも大雪となりやすくなる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、本市における積雪期の気象状況は、内陸地域と海岸地域で差異が認められる。内陸地域は国内でも有数の豪雪地帯であり特別豪雪地帯に指定されている。【上越市（ただし平成17年1月1日合併前の旧・上越市、東頸城郡 旧・安塚町、浦川原村、大島村、牧村、中頸城郡 旧・柿崎町、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、西頸城郡 旧・名立町。旧大潟町・旧頸城村は豪雪地帯）平成22年4月1日】、例年、早いところで11月頃から降雪があり、遅いところでは翌年4月まで根雪の期間となる。一方、海岸地域では、冬季は季節風が強いこともあり、内陸地域に比べ降雪が少ないことが多い。なお、これらの中間に位置する平野部は、内陸地域に比べれば降積雪は少ないが、他の都市との比較では降積雪の多い地域となっている。</p>											種 類	気象現象と降雪地域	山雪型降雪	強い冬型（西高東低）の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。 海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、山沿いを中心に大雪となる。海岸や平野部での降雪は少ない。	里雪型降雪	大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。 北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、海岸、平野部でも大雪となりやすくなる。
種 類	気象現象と降雪地域															
山雪型降雪	強い冬型（西高東低）の気圧配置となり、等圧線がほぼ南北に走り間隔が狭くなる。 海上及び海岸で北西の季節風が強く吹き、山沿いを中心に大雪となる。海岸や平野部での降雪は少ない。															
里雪型降雪	大陸に高気圧、日本の東海上に低気圧があり、西高東低型の気圧配置であるが、日本付近で等圧線が緩む場合と日本海に小さな低気圧が発生し東へ進む場合がある。 北西の季節風は弱まるが、上空に強い寒気が入り込んだ場合は、海岸、平野部でも大雪となりやすくなる。															

修正前	修正後	修正理由
 <p>(出所：上越市)</p> <p>市内における累計降雪量の観測値 観測地点：合併前の上越市は高田特別地域気象観測所、13区は各区総合事務所</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>3 社会条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>本市の人口は、平成27年国勢調査によると196,987人で平成22年調査に比べ6,912人、3.4%減少している。また、年齢区分別人口では、年少人口（15歳未満）が12.8%、生産年齢人口（15～64歳）が57.1%、老年人口（65歳以上）が30.1%となっており、平成22年に比べ年少人口が減少し、老年人口は増加する少子・高齢化の傾向が顕著に現れている。</p> <p>年齢区分別の構成を詳しく見ると、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、30.1%になっており、平成22年より約5,400人増加し、10.1%の伸びを示している。</p> <p>さらに、児童・生徒等の年少人口及び地域防災の担い手ともいえる生産年齢人口は年々減少している。特に生産年齢人口は、平成22年より約9千人減少している。</p> <p>また、平成27年国勢調査による一般世帯数は70,809世帯で、1世帯当たりの人員は2.69人となっており、世帯数及び1世帯当たりの人員は横ばい傾向にある。</p>	 <p>(出所：上越市)</p> <p>市内における累計降雪量の観測値 観測地点：合併前の上越市は高田特別地域気象観測所、13区は各区総合事務所</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>3 社会条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>本市の人口は、令和2年国勢調査によると188,047人で平成27年調査に比べ8,940人、4.5%減少している。また、年齢区分別人口では、年少人口（15歳未満）が11.9%、生産年齢人口（15～64歳）が55.0%、老年人口（65歳以上）が33.1%となっており、平成27年に比べ年少人口が減少し、老年人口は増加する少子・高齢化の傾向が顕著に現れている。</p> <p>年齢区分別の構成を詳しく見ると、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、30.1%になっており、平成27年より約2,500人増加し、4.2%の伸びを示している。</p> <p>さらに、児童・生徒等の年少人口及び地域防災の担い手ともいえる生産年齢人口は年々減少している。特に生産年齢人口は、平成27年より約3千人減少している。</p> <p>また、令和2年国勢調査による一般世帯数は72,655世帯で、1世帯当たりの人員は2.51人となっており、世帯数は増加、1世帯当たりの人員は減少傾向にある。</p>	<p>時点修正（雪対策室）R4.3月</p> <p>国勢調査の結果に基づく修正</p>

修正前							修正後							修正理由
将来的な人口見通しについては、昭和60年(216,348人)をピークに人口の減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くものと予想される。							将来的な人口見通しについては、昭和60年(216,348人)をピークに人口の減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くものと予想される。							
人口及び世帯の概要							人口及び世帯の概要							
国勢調査 実施年	総人口	年齢3区分別人口				世帯 一般世帯数 1世帯当たり人員	国勢調査 実施年	総人口	年齢3区分別人口				世帯 一般世帯数 1世帯当たり人員	
		年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	うち 75歳以上				年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	うち 75歳以上		
平成22年	203,899人	27,584人 (13.7%)	120,754人 (59.8%)	53,542人 (26.5%)	29,102人 (14.4%)	71,170世帯 2.79人	平成27年	196,987人	25,048人 (12.8%)	111,997人 (57.1%)	58,970人 (30.1%)	31,062人 (15.8%)	70,809世帯 2.69人	
平成27年	196,987人	25,048人 (12.8%)	111,997人 (57.1%)	58,970人 (30.1%)	31,062人 (15.8%)	70,809世帯 2.69人	令和2年	188,047人	22,044人 (11.9%)	102,314人 (55.0%)	61,460人 (33.1%)	32,056人 (17.3%)	72,655世帯 2.51人	
(注) 総人口には、年齢不詳を含む 【総人口及び年齢区分別人口の推移】  <p style="text-align: right;">(出所：国勢調査)</p>							(注) 総人口には、年齢不詳を含む 【総人口及び年齢区分別人口の推移】  <p style="text-align: right;">(出所：国勢調査)</p>							
【一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移】														

修正前		修正後		修正理由																																																									
 <p>修正前の一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>一般世帯数 (世帯)</th> <th>1世帯当たり人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和55年</td><td>57,081</td><td>3.72</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>58,323</td><td>3.61</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>59,429</td><td>3.50</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>63,242</td><td>3.29</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>67,476</td><td>3.08</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>67,816</td><td>2.98</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>71,170</td><td>2.79</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>70,809</td><td>2.69</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：国勢調査（総務省統計局）</p>		年	一般世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人)	昭和55年	57,081	3.72	昭和60年	58,323	3.61	平成2年	59,429	3.50	平成7年	63,242	3.29	平成12年	67,476	3.08	平成17年	67,816	2.98	平成22年	71,170	2.79	平成27年	70,809	2.69	 <p>修正後の一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>一般世帯数 (世帯)</th> <th>1世帯当たり人員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和55年</td><td>57,081</td><td>3.72</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>58,323</td><td>3.61</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>59,429</td><td>3.50</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>63,242</td><td>3.29</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>67,476</td><td>3.08</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>67,816</td><td>2.98</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>71,170</td><td>2.79</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>70,809</td><td>2.69</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>72,655</td><td>2.51</td></tr> </tbody> </table> <p>出典：国勢調査（総務省統計局）</p>		年	一般世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人)	昭和55年	57,081	3.72	昭和60年	58,323	3.61	平成2年	59,429	3.50	平成7年	63,242	3.29	平成12年	67,476	3.08	平成17年	67,816	2.98	平成22年	71,170	2.79	平成27年	70,809	2.69	令和2年	72,655	2.51	
年	一般世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人)																																																											
昭和55年	57,081	3.72																																																											
昭和60年	58,323	3.61																																																											
平成2年	59,429	3.50																																																											
平成7年	63,242	3.29																																																											
平成12年	67,476	3.08																																																											
平成17年	67,816	2.98																																																											
平成22年	71,170	2.79																																																											
平成27年	70,809	2.69																																																											
年	一般世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人)																																																											
昭和55年	57,081	3.72																																																											
昭和60年	58,323	3.61																																																											
平成2年	59,429	3.50																																																											
平成7年	63,242	3.29																																																											
平成12年	67,476	3.08																																																											
平成17年	67,816	2.98																																																											
平成22年	71,170	2.79																																																											
平成27年	70,809	2.69																																																											
令和2年	72,655	2.51																																																											
【年齢別人口及び人口密度】		【年齢別人口及び人口密度】																																																											
地区名等	年	総人口 (人) (a)	年齢3区分別人口 (人)				面積 (k㎡) (b) ※	人口密度 (a) / (b) ※																																																					
			15歳未満	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上																																																							
市計	H22	203,899	27,584	120,754	53,542	29,102	973.61	209.4																																																					
	H27	196,987	25,048	111,997	58,970	31,052		973.81	202.3																																																				
合併前の上越市	H22	134,701	18,881	81,538	32,340	16,765	249.3	540.3																																																					
	H27	132,915	17,811	77,524	36,656	18,687		533.2																																																					
安塚区	H22	2,878	280	1,455	1,135	680	70.23	41.0																																																					
	H27	2,491	184	1,139	1,168	731		35.5																																																					
浦川原区	H22	3,763	464	2,058	1,237	782	50.64	74.3																																																					
	H27	3,442	396	1,786	1,260	760		68.0																																																					
大島区	H22	1,927	175	902	850	526	71.64	26.9																																																					
	H27	1,613	116	713	784	503		22.5																																																					
牧区	H22	2,322	186	1,136	999	621	61.35	37.8																																																					
	H27	2,001	161	899	940	586		32.6																																																					
柿崎区	H22	10,660	1,261	6,047	3,352	1,905	85.39	124.8																																																					
	H27	9,837	1,051	5,226	3,555	1,882		115.2																																																					
市計	H27	196,987	25,048	111,997	58,970	31,052	973.81	202.3																																																					
	R2	188,047	22,044	102,314	61,460	32,056		973.89	193.1																																																				
合併前の上越市	H27	132,915	17,811	77,524	36,656	18,687	249.3	533.2																																																					
	R2	129,454	16,231	72,383	38,736	19,991		519.3																																																					
安塚区	H27	2,491	184	1,139	1,168	731	70.23	35.5																																																					
	R2	2,069	111	864	1,087	649		29.5																																																					
浦川原区	H27	3,442	396	1,786	1,260	760	50.64	68.0																																																					
	R2	3,111	336	1,504	1,270	706		61.4																																																					
大島区	H27	1,613	116	713	784	503	71.64	22.5																																																					
	R2	1,289	83	484	722	440		18.0																																																					
牧区	H27	2,001	161	899	940	586	61.35	32.6																																																					
	R2	1,629	97	685	847	520		26.6																																																					
柿崎区	H27	9,837	1,051	5,226	3,555	1,882	85.39	115.2																																																					
	R2	8,901	886	4,348	3,657	1,892		104.2																																																					

修正前								修正後								修正理由	
大潟区	H22	9,950	1,237	6,058	2,615	1,367	16.32	609.7	大潟区	H27	9,475	1,082	5,378	3,002	1,444		16.32
	H27	9,475	1,082	5,378	3,002	1,444		580.6		R2	9,096	967	4,979	3,106	1,541	557.4	
頸城区	H22	9,499	1,480	5,810	2,204	1,233	38.3	248.0	頸城区	H27	9,267	1,231	5,525	2,493	1,343	38.3	242.0
	H27	9,267	1,231	5,525	2,493	1,343		242.0		R2	9,176	1,067	5,401	2,675	1,360		239.6
吉川区	H22	4,770	605	2,542	1,623	925	76.61	62.3	吉川区	H27	4,234	435	2,188	1,611	930	76.61	55.3
	H27	4,234	435	2,188	1,611	930		55.3		R2	3,669	277	1,803	1,587	888		47.9
中郷区	H22	4,303	507	2,441	1,355	813	43.56	98.8	中郷区	H27	3,867	378	2,051	1,435	751	43.56	88.8
	H27	3,867	378	2,051	1,435	751		88.8		R2	3,390	266	1,639	1,477	727		77.8
板倉区	H22	7,327	989	4,113	2,225	1,315	66.51	110.2	板倉区	H27	6,831	882	3,614	2,335	1,340	66.51	102.7
	H27	6,831	882	3,614	2,335	1,340		102.7		R2	6,248	684	3,214	2,346	1,260		93.9
清里区	H22	3,015	400	1,686	915	548	37.54	80.3	清里区	H27	2,780	335	1,518	921	523	37.54	74.1
	H27	2,780	335	1,518	921	523		74.1		R2	2,453	247	1,261	945	505		65.3
三和区	H22	5,918	833	3,422	1,658	979	39.3	150.6	三和区	H27	5,625	740	3,114	1,771	966	39.3	143.1
	H27	5,625	740	3,114	1,771	966		143.1		R2	5,218	587	2,696	1,922	992		132.8
名立区	H22	2,866	286	1,546	1,034	643	65.94	43.5	名立区	H27	2,609	246	1,322	1,039	606	65.94	39.6
	H27	2,609	246	1,322	1,039	606		39.6		R2	2,344	205	1,053	1,038	585		35.5

(注) 総人口には、年齢不詳を含む

※ 旧市町村別面積は公表されていないため、H12 調査での値を採用した。
また、人口密度も、H12 調査での面積の値で計算した（市計以外）。

(出所：国勢調査)

(2) 建 物

本市には、住家と非住家（車庫、倉庫等）を合わせて 168,750 棟の建物が存在し、このうち 141,961 棟が木造建物で、全体の 84.1% を占めている。また、建築年代別では建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行以前となる昭和 25 年以前に建築された木造建物が 11,127 棟（全体の 6.6%）あり、古くからの市街地である合併前の上越市の高田地区及び直江津地区で特に多い。

構造別・年代別の建物現況棟数（平成 24 年 1 月 1 日現在）

建築年代	木造建物	非木造建物	全建物
昭和 25 年以前	11,127 (6.6%)	78 (0.0%)	11,205 (6.6%)
昭和 26～35 年	5,842 (3.5%)	126 (0.1%)	5,968 (3.5%)
昭和 36～46 年	22,762 (13.5%)	2,165 (1.3%)	24,927 (14.8%)
昭和 47～56 年	36,522 (21.6%)	4,891 (2.9%)	41,413 (24.5%)
昭和 57 年以降	57,018 (33.8%)	19,448 (11.5%)	76,466 (45.3%)
年代不明	8,690 (5.1%)	81 (0.0%)	8,771 (5.2%)
合 計	141,961 (84.1%)	26,789 (15.9%)	168,750 (100%)

(出所：上越市)

(注) 総人口には、年齢不詳を含む

※ 旧市町村別面積は公表されていないため、H12 調査での値を採用した。
また、人口密度も、H12 調査での面積の値で計算した（市計以外）。

(出所：国勢調査)

(2) 建 物

本市には、住家と非住家（車庫、倉庫等）を合わせて 124,595 棟の建物が存在し、このうち 107,019 棟が木造建物で、全体の 85.8% を占めている。また、建築年代別では建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行以前となる昭和 25 年以前に建築された木造建物が 7,769 棟（全体の 6.2%）あり、古くからの市街地である合併前の上越市の高田地区及び直江津地区で特に多い。

構造別・年代別の建物現況棟数（令和 3 年 1 月 1 日現在）

建築年代	木造建物	非木造建物	全建物
昭和 25 年以前	7,769 (6.2%)	59 (0.1%)	7,828 (6.3%)
昭和 26～35 年	4,418 (3.5%)	88 (0.1%)	4,506 (3.6%)
昭和 36～46 年	16,640 (13.3%)	1,666 (1.3%)	18,306 (14.7%)
昭和 47～56 年	24,057 (19.3%)	3,573 (2.9%)	27,630 (22.2%)
昭和 57 年以降	47,338 (38.0%)	12,123 (9.7%)	59,461 (47.7%)
年代不明	6,797 (5.5%)	67 (0.1%)	6,864 (5.5%)
合 計	107,019 (85.8%)	17,576 (14.2%)	124,595 (100%)

(出所：上越市)

時点修正

修正前				修正後				修正理由
4 上越市における風水害等の被害				4 上越市における風水害等の被害				時点修正（雪対策室）R4.3月
災害区分	発生年月日	災害名	規模・被害状況	災害区分	発生年月日	災害名	規模・被害状況	
地すべり	平成24年3月7日	板倉区国川地内で発生した地すべり	規模：幅約150m、延長約500m、移動距離約250m、深さ約20m、移動土砂量約750,000m ³ 被害家屋：住家4棟、非住家7棟（全壊） 人的被害：なし	地すべり	平成24年3月7日	板倉区国川地内で発生した地すべり	規模：幅約150m、延長約500m、移動距離約250m、深さ約20m、移動土砂量約750,000m ³ 被害家屋：住家4棟、非住家7棟（全壊） 人的被害：なし	
雪害	平成24年1月14日～3月6日	平成24年1月 豪雪災害	最高積雪深：旧高田測候所213cm、安塚区須川470cm、大島区菖蒲473cm、牧区棚広新田568cm、中郷区総合事務所359cm。名立区不動観測所370cm 被害家屋（住家・非住家合計）：全壊50棟、大規模半壊4棟、半壊6棟、一部損壊229棟 人的被害：死者3人、重傷者40人、軽傷者28人	雪害	平成24年1月14日～3月6日	平成24年1月 豪雪災害	最高積雪深：旧高田測候所213cm、安塚区須川470cm、大島区菖蒲473cm、牧区棚広新田568cm、中郷区総合事務所359cm。名立区不動観測所370cm 被害家屋（住家・非住家合計）：全壊50棟、大規模半壊4棟、半壊6棟、一部損壊229棟 人的被害：死者3人、重傷者40人、軽傷者28人	
	(追加)				令和3年1月7日～1月31日	令和3年 大雪災害	最高積雪深：高田特別地域気象観測所249cm 24時間降雪量：高田特別地域気象観測所103cm 被害家屋（住家・非住家合計）：全壊88棟、半壊・中規模半壊・大規模半壊21棟、準半壊13棟、一部損壊410棟 人的被害：死者6人、重傷者21人、軽傷者34人	
水害	平成23年7月29日～7月31日	平成23年7月新潟・福島豪雨災害	最大時間降水量：安塚区安塚35mm、浦川原区横川37mm、大島区田名丘30mm、柿崎区柿崎川ダム42mm、大潟区大潟40mm、吉川区代石66mm 被害家屋：住家（一部損壊2棟、床上浸水4棟、床下浸水57棟）非住家（全壊1棟、浸水128棟） 人的被害：なし	水害	平成23年7月29日～7月31日	平成23年7月新潟・福島豪雨災害	最大時間降水量：安塚区安塚35mm、浦川原区横川37mm、大島区田名丘30mm、柿崎区柿崎川ダム42mm、大潟区大潟40mm、吉川区代石66mm 被害家屋：住家（一部損壊2棟、床上浸水4棟、床下浸水57棟）非住家（全壊1棟、浸水128棟） 人的被害：なし	

修正前	修正後	修正理由
<p>イ 社会教育における防災学習の推進 (7) (略) (イ) 社会教育施設において防災広報を実施する。</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>ケ 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。</p> <p>また、地理情報システム (GIS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 防災訓練</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の役割</p> <p>県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。</p> <p>また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、災害対策本部で統合的に運用するためのルールを確立し、活動を調整する機能を強化するため、図上訓練等を実施する。</p> <p>④ (略)</p>	<p>イ 社会教育における防災学習の推進 (7) (略) (イ) 社会教育施設において防災広報を実施するとともに、<u>人間の特性を踏まえた避難行動に繋げる対策を行う。</u></p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>ケ 学校、自主防災組織、民間企業、<u>NPO</u>・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。</p> <p><u>この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。</u></p> <p>また、<u>新潟県総合防災情報システム</u>、地理情報システム (GIS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 防災訓練</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の役割</p> <p>県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、<u>自主防災組織</u>、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。</p> <p>また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、災害対策本部で統合的に運用するためのルールを確立し、活動を調整する機能を強化するため、図上訓練等を実施する。</p> <p>④ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映、検討会議提言の反映) R2. 10 月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映、文言整理) R2. 10 月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (字句修正) H31. 3 月</p>
<p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>担当：市民安全課、各総合事務所</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>大規模災害時においては、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の共助の意識に基づき自主防災組織の整備育成を促進する。</u></p>	<p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>担当：市民安全課、各総合事務所</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動 (公助) だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守るという意識を持ち自らの判断で避難行動をとる (自助) とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと (共助) が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながるにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映、検討会議提言事項の反映) R2. 10 月</p>

修正前	修正後	修正理由																																				
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>② (略)</p> <p>③ 自主防災組織の活動内容 自主防災組織は、概ね次の活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="189 1108 1347 1608"> <thead> <tr> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>① 初期消火の実施</td> </tr> <tr> <td>② 防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> <td>② 地域内の被害状況等の情報収集</td> </tr> <tr> <td>③ 火気使用設備器具の点検</td> <td>③ 救出救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td>④ 防災用資機材等の整備及び管理</td> <td>④ 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の情報伝達</td> </tr> <tr> <td>⑤ 危険箇所の点検・把握</td> <td>⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導</td> </tr> <tr> <td>⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有</td> <td>⑥ 避難行動要支援者の避難支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧ 避難所等の運営協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割 市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助、共助の意識を持ち、_____町内会等における活動を通じて、主体的な組織づくりを進め、</p>	平常時の活動	災害時の活動	① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施	② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集	③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力	④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の情報伝達	⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導	⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援		⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分		⑧ 避難所等の運営協力	<p>件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。</p> <p>そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。</p> <p>なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>② 組織の編成 自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。</p> <p>情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編制を定めることが望ましい。</p> <p>なお、班編制は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 自主防災組織の活動内容 自主防災組織は、概ね次の活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1436 1108 2594 1608"> <thead> <tr> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>① 初期消火の実施</td> </tr> <tr> <td>② 防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> <td>② 地域内の被害状況等の情報収集</td> </tr> <tr> <td>③ 火気使用設備器具の点検</td> <td>③ 救出救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td>④ 防災用資機材等の整備及び管理</td> <td>④ 地域住民に対する_____高齢者等避難_____、避難指示等_____の情報伝達</td> </tr> <tr> <td>⑤ 危険箇所の点検・把握</td> <td>⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導</td> </tr> <tr> <td>⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有</td> <td>⑥ 避難行動要支援者の避難支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧ 避難所等の運営協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割 市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助、共助の意識を持ち、<u>自分たちの判断で避難行動をとることができるように、</u>町内会等における活動を通じて、主体的な組織づくりを進め、</p>	平常時の活動	災害時の活動	① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施	② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集	③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力	④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する_____高齢者等避難_____、避難指示等_____の情報伝達	⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導	⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援		⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分		⑧ 避難所等の運営協力	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計</p>
平常時の活動	災害時の活動																																					
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施																																					
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集																																					
③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力																																					
④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の情報伝達																																					
⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導																																					
⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援																																					
	⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分																																					
	⑧ 避難所等の運営協力																																					
平常時の活動	災害時の活動																																					
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施																																					
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集																																					
③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力																																					
④ 防災用資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する_____高齢者等避難_____、避難指示等_____の情報伝達																																					
⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導																																					
⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援																																					
	⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分																																					
	⑧ 避難所等の運営協力																																					

修正前	修正後	修正理由
<p>_____日頃から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。</p> <p>また、地域においては自主防災組織が中心となり避難活動や避難行動要支援者支援等の対応ができるよう、日頃から地域の地盤高の把握や洪水等の災害履歴、ハザードマップの内容を理解し、地域の危険度を把握しておく。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 訓練の_____支援</p> <p>市は、自主防災組織の参加に配慮した_____防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に関し、自主防災組織訓練マニュアルの提供、訓練内容への助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>県は、市が行う自主防災組織_____育成整備活動に積極的に協力し、市が行う防災資機材_____の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催_____、県の広報紙等による普及啓発を行い_____、自主防災組織の充実を図る_____。</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>地域の避難体制を構築し共助を強化するとともに、日頃から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。</u></p> <p>また、地域においては自主防災組織が中心となり避難活動や避難行動要支援者支援等の対応ができるよう、日頃から地域の地盤高の把握や洪水等の災害履歴、ハザードマップの内容を理解し、地域の危険度を把握しておく。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 訓練の<u>活動等の</u>支援</p> <p>市は、自主防災組織の参加に配慮し、<u>住民主体の避難につながる意識改革を促す</u>防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に関し、自主防災組織訓練マニュアルの提供、訓練内容への助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。</p> <p><u>また、地域特性に応じた身近な災害リスクの危険性を周知する教材の作成や専門家の派遣、自主防災組織がハザードマップを活用し、住民自らが「マイ・タイムライン」などの避難計画を立て、自主防災組織単位の防災マップを作成する取組、地域の災害を伝承する取組など、住民参加型の取組に対する支援を強化する。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>県は、市が行う自主防災組織<u>及びリーダーの</u>育成_____に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等<u>に対して助成を行うほか</u>、県の広報紙等による普及啓発<u>や講演会を開催するなどして</u>、自主防災組織の<u>組織化と活動の活性化を進める</u>。</p> <p>4 (略)</p>	<p>画の反映、検討会議提言の反映)</p> <p>R2.10月</p>
<p>第3節 (略)</p>	<p>第3節 (略)</p>	
<p>第4節 集落孤立対策</p> <p>担当：危機管理課、市民安全課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 通信の確保</p>	<p>第4節 集落孤立対策</p> <p>担当：危機管理課、市民安全課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 通信の確保</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>本市においては、山間部の地域における携帯電話の不感地域が他の市町村に比べ少ない現況にある。</p> <p>しかし、中越沖地震において携帯電話による通話の集中や基地局の停電等により通話が困難となったことが確認されており、情報伝達手段の多重化が課題となった。</p> <p>特に孤立のおそれがある山間地集落における通信手段の確保が重要であることから、<u>衛星携帯電話</u>の整備、安全メールの活用等による通信の多重化を推進する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 集落内のヘリポート適地の確保 ア～ウ (略) エ 積雪期に備えた装軌<u> </u>車両の確保</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 孤立可能性の把握と防止対策の実施 ア 迂回路のない集落と周辺の集落・指定避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、<u> </u>被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。 イ (略)</p> <p>② 孤立が予想される集落の資機材整備に対する支援 <u>国の補助制度の活用</u>や<u>県単独の市町村補助</u>により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。</p> <p>③ (略)</p>	<p>本市においては、山間部の地域における携帯電話の不感地域が他の市町村に比べ少ない現況にある。</p> <p>しかし、中越沖地震において携帯電話による通話の集中や基地局の停電等により通話が困難となったことが確認されており、情報伝達手段の多重化が課題となった。</p> <p>特に孤立のおそれがある山間地集落における通信手段の確保が重要であることから、<u>衛星携帯電話等の通信機器</u>の整備、安全メールの活用等による通信の多重化を推進する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 集落内のヘリポート適地の確保 ア～ウ (略) エ 積雪期に備えた装軌<u>(キャタピラ)</u>車両の確保</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① 孤立可能性の把握と防止対策の実施 ア 迂回路のない集落と周辺の集落・指定避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、<u>市を通じ</u>、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。 イ (略)</p> <p>② 孤立が予想される集落の資機材整備に対する支援 <u> </u><u>県単独の市町村補助</u>により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。</p> <p>③ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3. 3月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正(原子力規制事務所) R4. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句の補足) H31. 3月</p> <p>文言修正</p> <p>県計画を踏まえた修正(制度の廃止) H31. 3月</p>
<p style="text-align: center;">第5節 避難体制の整備</p> <hr/> <p>担当：危機管理課、高齢者支援課、福祉課、<u> </u>保育課、こども課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害による人的被害を最小限にとどめるため、適切な事前避難の実施や、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全を確保するとともに、指定避難所等の機能の整備、充実に努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。</p> <p>① (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難体制の整備</p> <hr/> <p>担当：危機管理課、高齢者支援課、福祉課、<u>地域医療推進室</u>、保育課、こども課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害による人的被害を最小限にとどめるため、適切な事前避難の実施や、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全を確保するとともに、指定避難所等の機能の整備、充実に努め、<u>市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。</u></p> <p><u>特に、市、県及び防災関係機関等は、人間の認知特性(災害リスクが高まって正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など)を踏まえた上で、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自ら守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるように支援する。</u></p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。</p> <p>① (略)</p>	<p>組織改編</p> <p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2. 10月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>② 早期避難のための迅速・確実な方法による避難勧告等の伝達</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難勧告等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>(3) 避難勧告等の発令に関する客観的基準の設定に努める。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難勧告等発令時の避難行動要支援者避難誘導體制の確立に努める。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、以下の事項について平常時から努める。</p> <p>ア 災害ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害_____等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。</p> <p>イ 災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認_____しておくこと。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意_____すること。</p> <p>オ 早期の避難行動につなげるため、_____避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の意味を正しく理解_____し_____しておくこと。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難勧告等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、安全な避難所等の指定と周知及び即応体制の整備、上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)の策定</p>	<p>② 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難指示等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>(3) 避難指示等の発令に関する客観的基準の設定に努める。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難指示等発令時の避難行動要支援者避難誘導體制の確立に努める。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、以下の事項について平常時から努める。</p> <p>ア 災害ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害、中小河川における急激な増水等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。</p> <p>イ 災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。</p> <p>オ 早期の避難行動につなげるため、警戒レベルに対応した_____高齢者等避難_____、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル(心理的負担)を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、安全な避難所等の指定と周知及び即応体制の整備、上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)の策定</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映、避難勧告等の関するガイドライン及び検討会議提言の反映)</p> <p>R2.10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。</p> <p>① 地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害_____に関する基礎的な知識と_____避難に当たっての注意事項等の普及・啓発を行う。</p> <p>イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水、雨水出水又は高潮による浸水、地盤の液状化、警戒区域・特別警戒区域や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することにより_____努めるものとする。_____</p> <p>_____なお、_____防災マップ等の作成にあたっては、<u>市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図る</u></p> <p>_____よう努める。</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p>② <u>避難勧告等の情報伝達体制の整備</u></p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）_____等_____、市民・企業等へ<u>避難指示等</u>を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への<u>確実な情報伝達手段が確保できる</u>よう留意する。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 在宅の避難行動要支援者に対する<u>避難勧告等</u>の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な</p>	<p>及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。</p> <p>① 地域の危険に関する情報の事前周知</p> <p>ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害・<u>土砂災害</u>に関する基礎的な知識と<u>災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項等の普及・啓発</u>を行う。</p> <p>イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水、雨水出水又は高潮による浸水、地盤の液状化、警戒区域・特別警戒区域や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、<u>避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。なお、ハザードマップ・防災マップ等の作成にあたっては、<u>住民参加や時間軸の設定によって見せ方を工夫するなど、住民等の理解の促進を図り、住民が災害時の状況を具体的にイメージできるようにするとともに、その周知にあたっては、情報の受け手側の世代等も考慮して確実に災害リスクを覚知できる手段を用いる</u>よう努める。</u></p> <p>ウ <u>ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>エ <u>防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。</u></p> <p>② <u>避難指示等の情報伝達体制の整備</u></p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、<u>Lアラート、緊急速報メール（電子メール）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難指示等</u>を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への<u>確実な情報伝達手段が確保できる</u>よう留意する。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 在宅の避難行動要支援者に対する<u>避難指示等</u>の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画及び防災・減災対策の検討会議提言の反映）R2.10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（検討会議提言の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由																								
<p>方法を工夫する。</p> <p>カ エフエム上越㈱、上越ケーブルビジョン㈱及び（公益）上越市有線放送電話協会との協定に基づき、<u>避難勧告</u>等の伝達体制を確保する。</p> <p>また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。</p> <p>キ 早期の避難行動につなげるため、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>の<u>意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る</u>。</p> <p>ク <u>避難勧告等及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</u></p> <p>ケ 躊躇なく<u>避難勧告</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>③ <u>避難勧告等の発令基準</u></p> <p>ア <u>避難勧告等の発令基準の概要</u></p> <p>避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として発令する。ただし、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を併せて発令する。</p>	<p>方法を工夫する。</p> <p>カ _____上越ケーブルビジョン㈱及び（公益）上越市有線放送電話協会との協定に基づき、<u>避難指示</u>等の伝達体制を確保する。</p> <p>また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。</p> <p>キ 早期の避難行動につなげるため、<u>高齢者等避難</u>、<u>避難指示</u>、<u>緊急安全確保</u>の<u>意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。</u></p> <p>ク <u>避難指示等</u> _____の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する <u>など、必要な準備を整えておく。</u></p> <p>ケ 躊躇なく<u>避難指示</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>③ <u>避難指示等の発令基準</u></p> <p>ア <u>避難指示等の発令基準の概要</u></p> <p>避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として発令する。ただし、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を併せて発令する。</p>	<p>一部改正</p> <p>コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正（広報対話課）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映に伴う追記）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）R2.10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、<u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u></td> <td>① <u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、指定避難所等への避難</u>を開始する。（避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。） ② 通常の避難行動ができる人は、<u>_____避難</u>するための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>災害の発生する<u>可能性が明らかに高まった状況</u>で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階</td> <td>通常の避難行動ができる人は、<u>避難_____</u>を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、待避・垂直避難<u>_____</u>を行う。</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>① <u>災害の予兆現象の発生や差し迫った情勢から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</u> ② <u>現に災害が発生した状況</u></td> <td>① <u>避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。</u> ② _____</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況等	求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	① <u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、指定避難所等への避難</u> を開始する。（避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。） ② 通常の避難行動ができる人は、 <u>_____避難</u> するための準備を開始する。	避難勧告	災害の発生する <u>可能性が明らかに高まった状況</u> で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、 <u>避難_____</u> を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、待避・垂直避難 <u>_____</u> を行う。	避難指示（緊急）	① <u>災害の予兆現象の発生や差し迫った情勢から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</u> ② <u>現に災害が発生した状況</u>	① <u>避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。</u> ② _____	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、<u>災害が発生するおそれがある</u>状況</td> <td>① <u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u>を開始する。（避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。） ② 通常の避難行動ができる人は、<u>危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u>するための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示</td> <td>災害が<u>発生するおそれが高い</u> _____状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階</td> <td>通常の避難行動ができる人は、<u>避難（立退き避難）</u>を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、待避・垂直避難（<u>屋内安全確保</u>）を行う。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保</td> <td>災害が発生又は切迫している<u>状況で、すでに安全な避難ができず命が危険な状況</u></td> <td>① <u>避難指示等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。</u> ② <u>適切なタイミングで避難しなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等の要因によ</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況等	求める行動	【警戒レベル3】 高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>災害が発生するおそれがある</u> 状況	① <u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u> を開始する。（避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。） ② 通常の避難行動ができる人は、 <u>危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u> するための準備を開始する。	【警戒レベル4】 避難指示	災害が <u>発生するおそれが高い</u> _____状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、 <u>避難（立退き避難）</u> を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、待避・垂直避難（ <u>屋内安全確保</u> ）を行う。	【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している <u>状況で、すでに安全な避難ができず命が危険な状況</u>	① <u>避難指示等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。</u> ② <u>適切なタイミングで避難しなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等の要因によ</u>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>他の計画と整合性を図り修正 R4.3</p>
区分	発令時の状況等	求める行動																								
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	① <u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、指定避難所等への避難</u> を開始する。（避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。） ② 通常の避難行動ができる人は、 <u>_____避難</u> するための準備を開始する。																								
避難勧告	災害の発生する <u>可能性が明らかに高まった状況</u> で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、 <u>避難_____</u> を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、待避・垂直避難 <u>_____</u> を行う。																								
避難指示（緊急）	① <u>災害の予兆現象の発生や差し迫った情勢から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</u> ② <u>現に災害が発生した状況</u>	① <u>避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。</u> ② _____																								
区分	発令時の状況等	求める行動																								
【警戒レベル3】 高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>災害が発生するおそれがある</u> 状況	① <u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u> を開始する。（避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。） ② 通常の避難行動ができる人は、 <u>危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u> するための準備を開始する。																								
【警戒レベル4】 避難指示	災害が <u>発生するおそれが高い</u> _____状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、 <u>避難（立退き避難）</u> を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、待避・垂直避難（ <u>屋内安全確保</u> ）を行う。																								
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している <u>状況で、すでに安全な避難ができず命が危険な状況</u>	① <u>避難指示等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。</u> ② <u>適切なタイミングで避難しなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等の要因によ</u>																								

修正前		修正後		修正理由
	<p>__まだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、待避・垂直避難を行う。</p>		<p>りまだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する(緊急安全確保)。</p>	
イ	<p>災害種別ごとの発令基準の設定</p> <p>市長は_____、遅滞なく避難勧告等を発令できるよう、次により_____</p> <p>_____災害種別ごとの客観的基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、関係機関及び市民等に_____周知する。</p> <p>(ア) _____</p> <p>_____発令基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(イ) その他の中小河川及び用排水路については、_____</p> <p>_____発令基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(ウ) 土砂災害警戒情報とその補足情報等を用いて、土砂災害等に対する警戒避難基準を設定するよう努めるとともに、必要に応じて見直す。</p> <p>(エ) 浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定するよう努める。</p> <p>(オ) 土砂災害警戒情報_____が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>(カ) 市民等に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。_____</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p>	イ	<p>災害種別ごとの発令基準の設定</p> <p>市長は、空振りをおそれずに、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した災害種別ごとの客観的基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、関係機関及び市民等に警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。</p> <p>(ア) 洪水時に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難指示等の発令基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(イ) その他の中小河川等についても、氾濫により居住地や地下空間、施設等の利用者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水被害実績等から具体的な避難指示等の発令基準を災害対応マニュアルに定めるとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(ウ) 土砂災害警戒情報とその補足情報等を用いて、土砂災害等に対する警戒避難基準を設定するよう努めるとともに、必要に応じて見直す。</p> <p>(エ) 避難指示等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>(オ) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>(カ) 市民等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等_____を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等_____の発令に努める。そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて避難指示等を発令できるよう準備する。</p> <p>(キ) 避難指示等を発令する際には、国や県の専門機関、気象アドバイザーなどの専門家の助言</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画及び避難勧告等に関するガイドラインの反映に伴う追記) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画及び避難勧告等に関するガイドラインの反映に伴う追記) R2.10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2.10</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>④ 避難誘導體制の整備</p> <p>ア 避難勧告等を発令した際、市民が集団で避難できるよう、町内会、自主防災組織及び消防団等による避難誘導體制をあらかじめ整備する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>オ 避難勧告等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知する。</p> <p>⑤ 指定緊急避難場所、避難所の指定及び整備</p> <p>ア 指定と周知</p> <p>(ア) 市は、_____都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定する。</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に当たっての注意点</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。</p> <p>面積の目安は、指定緊急避難場所は1人当たり1㎡____、指定避難所は1人当たり3㎡____とする_____。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>(オ) 指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬____、炊きだし用具、_____毛布_____等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(カ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性_____の確保など、男女のニーズの違い、男女双方_____の視点等に配慮する。</p> <p>(キ)～(ク) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>_____等を積極的に活用する。</p> <p>④ 避難誘導體制の整備</p> <p>ア 避難指示等を発令した際、市民が集団で避難できるよう、町内会、自主防災組織及び消防団等による避難誘導體制をあらかじめ整備する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。</p> <p>オ 避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知する。</p> <p>⑤ 指定緊急避難場所、避難所の指定及び整備</p> <p>ア 指定と周知</p> <p>(ア) 市は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定する。</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に当たっての注意点</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。</p> <p>面積の目安は、指定緊急避難場所は1人当たり1㎡<u>とし</u>、指定避難所は1人当たり<u>3～4㎡</u>とすることを努める。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するように努める。</u></p> <p>(カ) 指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、<u>マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋</u>等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(キ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における<u>安全性やプライバシー</u>の確保など、男女のニーズの違い、<u>男女双方及び性的少数者</u>の視点等に配慮する。</p> <p>(ク)～(ケ) (略)</p> <p>(コ) 指定避難所において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備</p>	<p>月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映に伴う追記）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映に伴う追記）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（性的少数者への配慮に関する追記）R3.3月</p> <p>表現の統一 R4.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(コ)～(シ) (略)</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(追加)</p> <hr/> <p>エ 福祉避難所の指定</p> <p>(ア) 災害時において、<u>一般の避難所</u>での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人のそれぞれの身体等の状態に応じた避難環境を速やかに確保するため、福祉避難所の設置及び運営に関する協定に基づき、福祉事業所等の協力を得て、当市の実情に合わせた福祉避難所を事前に指定する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、<u>避難勧告等</u>が発令された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。</p> <p>イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>ボランティア団体</u>、学校等と協力し、避難行動要支援者の参加を重点に置いた訓練を実施する。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市による<u>避難勧告等の早期発令・伝達体制整備の支援</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市の<u>避難勧告等</u>の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する<u>避難勧告等</u>の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p>	<p>等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>(サ)～(ス) (略)</p> <p>ウ 即応体制の整備</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(ク) <u>新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</u></p> <p>エ 福祉避難所の指定</p> <p>(ア) 災害時において、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人のそれぞれの身体等の状態に応じた避難環境を速やかに確保するため、福祉避難所の設置及び運営に関する協定に基づき、福祉事業所等の協力を得て、当市の実情に合わせた福祉避難所を事前に指定する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 市民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、<u>避難指示等</u>が発令された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。</p> <p>イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>NPO</u>、ボランティア団体、学校等と協力し、避難行動要支援者の参加を重点に置いた訓練を実施する。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の避難体制整備の支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市による<u>警戒レベルを用いた避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市の<u>避難指示等</u>の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する<u>避難指示等</u>の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（関係機関からの修正意見）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映に伴う追記）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画及び避難勧告等に関するガイドラインの反映に伴う追記）R2.10月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(オ) 市町村に対し、<u>避難勧告等の発令基準の策定</u> _____ を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局</p> <p>ア 市が<u>避難勧告等の発令の客観基準</u>を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>② 新潟地方気象台</p> <p>ア 市が _____ <u>避難勧告等の発令の客観基準</u>を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市が行う<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成</u>に関し、技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>③ (略)</p>	<p>(オ) 市町村に対し、<u>避難指示等の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等</u>を示したタイムラインの作成を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>① 北陸地方整備局</p> <p>ア 市が<u>避難指示等の発令の客観基準</u>を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>② 新潟地方気象台</p> <p>ア 市が<u>警戒レベルを用いた避難指示等の発令の客観基準</u>を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市が行う<u>避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成</u>に関し、技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>エ <u>気象特別警報、警報及び注意報を発表する場合は、警戒・注意の必要な市町村を明確にし、効果的な防災対応につながるよう、市町村ごとに発表する。また、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に捕捉する。</u></p> <p>オ <u>注意報や警報及び特別警報の発表基準については、適宜見直しを行い、適切な基準を維持する。</u></p> <p>③ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（検討会議提言の反映）R2.10月 災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画及び避難勧告等に関するガイドラインの反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p>
<p>第6節 要配慮者の安全確保</p> <p>担当：高齢者支援課、危機管理課、広報対話課、契約____課、共生まちづくり課、市民課、福祉課、_____健康づくり推進課、<u>すこやかなくらし支援室</u>、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域、町内会、自主防災組織等の役割</p> <p>在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日頃から地域のコミュニティづくりに努める。また、地域全体 _____ で避難行動要支援</p>	<p>第6節 要配慮者の安全確保</p> <p>担当：高齢者支援課、危機管理課、広報対話課、契約<u>検査課</u>、共生まちづくり課、市民課、福祉課、<u>地域医療推進室</u>、健康づくり推進課、<u>すこやかなくらし包括支援センター</u>、国保年金課、保育課、こども課、建築住宅課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域、町内会、自主防災組織等の役割</p> <p>在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日頃から地域のコミュニティづくりに努める。また、地域全体・<u>住民主体</u>で避難行動要支援</p>	<p>組織改編</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>者の支援に取り組む意識を持つことにより、市、民生委員・児童委員、自主防災組織（町内会）、消防団、福祉関係者等が協力して、避難行動要支援者の状況把握や避難行動要支援者への支援が行える体制の整備に努める。</p> <p>③～④ （略）</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 要配慮者の支援</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 避難行動要支援者の個別の支援計画（個別計画）の促進</p> <p>避難支援等の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの個別の支援計画（個別計画）の策定の促進に努める。</p> <p>エ～オ （略）</p> <p>② 避難誘導対策及び指定避難所等の管理等</p> <p>ア 避難誘導対策</p> <p>要配慮者には情報が伝わりにくい面があることから、市は避難勧告等の伝達に特に配慮するとともに、避難誘導に際し、自主防災組織（町内会）、消防団、消防署、警察署等の関係機関と連携、協力し、避難行動要支援者優先の避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>なお、避難行動要支援者が自力避難できない場合又は、避難途中に危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する。また、避難誘導に使用する情報伝達機器の整備を含め、避難支援者の安全確保についても配慮する。</p> <p>イ （略）</p> <p>③ 生活の場の確保対策</p> <p>応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のあるひとのために、公営住宅等の確保に努める。</p> <p>加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。</p> <p>④ 保健・福祉対策</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 保健対策</p> <p>被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は指定避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制を整備する。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>⑤～⑥ （略）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>者の支援に取り組む意識を持つことにより、市、民生委員・児童委員、自主防災組織（町内会）、消防団、福祉関係者等が協力して、避難行動要支援者の状況把握や避難行動要支援者への支援が行える体制の整備に努める。</p> <p>③～④ （略）</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 要配慮者の支援</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 避難行動要支援者の個別の支援計画（個別避難計画）の促進</p> <p>避難支援等の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人ひとりの個別の支援計画（個別避難計画）の策定の促進に努める。</p> <p>エ～オ （略）</p> <p>② 避難誘導対策及び指定避難所等の管理等</p> <p>ア 避難誘導対策</p> <p>要配慮者には情報が伝わりにくい面があることから、市は避難指示等の伝達に特に配慮するとともに、避難誘導に際し、自主防災組織（町内会）、消防団、消防署、警察署等の関係機関と連携、協力し、避難行動要支援者優先の避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>なお、避難行動要支援者が自力避難できない場合又は、避難途中に危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する。また、避難誘導に使用する情報伝達機器の整備を含め、避難支援者の安全確保についても配慮する。</p> <p>イ （略）</p> <p>③ 生活の場の確保対策</p> <p>応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある人のために、公営住宅等の確保に努める。</p> <p>加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。</p> <p>④ 保健・福祉対策</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 保健対策</p> <p>被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師等は指定避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制を整備する。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>⑤～⑥ （略）</p> <p>(3) （略）</p>	<p>修正（提言の趣旨に伴う修正）R2. 10月</p> <p>上越市避難行動要支援者避難支援プランに合わせ文言修正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>文言の整理（高齢者支援課）R3. 3月</p> <p>「こころのケア」は社会福祉士等による対応も想定（健康づくり推進課）R4. 3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>第7節 (略)</p>	<p>第7節 (略)</p>	
<p>第8節 水防活動体制の整備</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・地域_の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア 日頃から、_____自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性_____について認識を深める。</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>第8節 水防活動体制の整備</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・地域等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア 日頃から、「自らの命は自らが守る」意識のもと自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性やとるべき避難行動等_____について認識を深める。</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割</p> <p>浸水想定に基づき、市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 予想される水災の危機の周知等</p> <p>洪水予報河川等に指定されない河川のうち、市長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を市民等に周知する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（国ガイドラインに合わせた変更、関連法令の条項見直し）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p>
<p>第9節 救急・救助体制の整備</p> <p>担当：危機管理課、健康づくり推進課、_____高齢者支援課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p>	<p>第9節 救急・救助体制の整備</p> <p>担当：危機管理課、健康づくり推進課、<u>地域医療推進室</u>、高齢者支援課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p>	<p>組織改編</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>① (略)</p> <p>② 救急・救助体制の整備</p> <p>ア 市(消防団)及び上越地域消防事務組合は、救急、救助訓練及び応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。また、避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 関係機関相互の連携</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、降雪期及び災害発生時における救急、救助が円滑に行われるよう、道路除雪情報及び道路不通情報について、上越地域消防事務組合との情報共有に努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急医療連絡体制の確立</p> <p>広域災害・救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防、医療機関等の連絡体制を確保する。</p> <p>また、消防機関とDMA Tが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 医療資器材等の供給協定</p> <p>市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社)新潟県薬剤師会、新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 第九管区海上保安本部(上越海上保安署)</p> <p>海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実を図る。</p> <p>また、海上のみでなく、陸上における救急、救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 救急・救助体制の整備</p> <p>ア 市(消防団)及び上越地域消防事務組合は、救急、救助訓練及び応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。また、避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)」を推進する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 関係機関相互の連携</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、降雪期及び災害発生時における救急、救助が円滑に行われるよう、道路除雪情報及び道路不通情報について、上越地域消防事務組合との情報共有に努める。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 救急医療連絡体制の確立</p> <p>新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防、医療機関等の連絡体制を確保する。</p> <p>また、消防機関とDMA Tが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 医療資器材等の供給協定</p> <p>市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(公社)新潟県薬剤師会、(一社)新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 第九管区海上保安本部(上越海上保安署)</p> <p>海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実を図る。</p> <p>また、海上のみでなく、陸上における救急、救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>表記の統一</p> <p>表記の統一 R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言修正) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(他組織との表記の統一) R3.3月</p> <p>表記の統一 R3.3月</p>
<p>第10節 医療救護体制の整備</p>	<p>第10節 医療救護体制の整備</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>担当：健康づくり推進課、_____危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療機関及び医療関係団体</p> <p>ア 病院</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 救急連絡体制の確立</p> <p>広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・上越地域消防事務組合・医療機関等の連絡体制の整備を行う。</p> <p>⑥ 医療資器材等の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療資器材等の供給支援</p> <p>県は、市、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、(公社)新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、_____新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>また、災害時における輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。</p>	<p>担当：健康づくり推進課、<u>地域医療推進室</u>、危機管理課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療機関等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療機関及び医療関係団体</p> <p>ア 病院</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>新潟県</u>救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>新潟DPATの派遣体制の整備</u></p> <p>県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、<u>新潟DPATの派遣体制の整備を行う。</u></p> <p><u>新潟DPATは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた4～5名で構成する。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 救急連絡体制の確立</p> <p><u>新潟県</u>救急医療情報システムを活用するなど、行政・上越地域消防事務組合・医療機関等の連絡体制の整備を行う。</p> <p>⑦ 医療資器材等の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 医療資器材等の供給支援</p> <p>県は、市、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、(公社)新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、<u>(一社)新潟県医療機器販売業協会</u>及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>また、災害時における輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。</p>	<p>組織改編</p> <p>文言修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（災害時医療救護マニュアル改正に伴う追記）R2.10月</p> <p>文言修正</p> <p>他組織との表記の統一</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>⑦ (略) (追加)</p> <hr/> <p>⑧～⑩ (略) (6) (略)</p>	<p>⑧ (略) ⑨ 電源の確保 病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。</p> <p>⑩～⑫ (略) (6) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の修正の反映）R3.3月</p>
<p>第11節 食料・生活必需品等の確保</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①～④ (略) (追加)</p> <hr/> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割 ア～エ (略) (追加)</p> <hr/>	<p>第11節 食料・生活必需品等の確保</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①～④ (略) ⑤ 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>⑥ 市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>⑦ 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割 ア～エ (略) オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（燃料備蓄に</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>オ (略)</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等の備蓄に努める。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 物資拠点の選定 避難所までの輸送体制を確保するため、<u>地域内輸送拠点</u>を選定する。</p> <p>③ 物資等の緊急供給体制の<u>確立</u> ア～ウ (略)</p> <p>④ (略) <u>(追加)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 物資拠点の選定 県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、<u>屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる広域物資輸送拠点</u>を選定する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 燃料の緊急供給体制の整備 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備する<u>(追記)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 日本赤十字社新潟県支部 ア 毛布及び日用品セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく指定避難所等への配送に備える。 イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡を密にする。</p> <p>② (略)</p>	<p>カ (略)</p> <p>② 企業・事業所、学校等の役割</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分(推奨1週間分)の食料及び物資等の備蓄に努める。<u>また、非常用発電等に必要燃料の備蓄に努める。</u></p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 物資拠点の選定 <u>県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設(地域内輸送拠点)</u>を選定する。</p> <p>③ 物資等の緊急供給体制の<u>整備</u> ア～ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 燃料の緊急供給体制の整備 <u>あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 物資拠点の選定 県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、<u>物資の集積・配送等ができる施設(広域物資輸送拠点)</u>を選定する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 燃料の緊急供給体制の整備 ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報(施設に至る経路や燃料関連設備の状況等)の共有に努める。また、<u>平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u> イ <u>大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。</u></p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(4) 防災関係機関の役割</p> <p>① 日本赤十字社新潟県支部 ア 毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく指定避難所等への配送に備える。 イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡を密にする。</p> <p>② (略)</p>	<p>係る市民の役割の追記) H31.3月 県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月 県計画を踏まえた修正(燃料備蓄に係る市民の役割の追記) H31.3月 県計画を踏まえた修正(文言整理) H31.3月 県計画を踏まえた修正(文言整理) R3.3月 県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月 県計画を踏まえた修正(文言整理) H31.3月 県計画を踏まえた修正(燃料備蓄に係る県の役割の追記) H31.3月 県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月 県計画を踏まえた修正(備蓄品目の変更による修正)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(追加)</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>③ 新潟県石油業協同組合</p> <p>ア 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。</p> <p>イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。</p>	<p>R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（燃料備蓄に係る協定団体の役割の追記）H31.3月</p>
<p>第12節 廃棄物処理体制の整備</p> <hr/> <p>担当：生活環境課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>大規模災害の発生後、大量に発生する廃棄物や流出・損壊家屋、流木、道路や敷地内の土砂堆積物等を適切かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせないことから、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。</p> <p>市では、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月 環境省）を参考に、災害等で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として、「上越市一般廃棄物処理基本計画 第4部 災害廃棄物処理計画」を作成している。</p> <p>市の廃棄物処理体制は、この処理計画に沿って実施する。</p>	<p>第12節 廃棄物処理体制の整備</p> <hr/> <p>担当：生活環境課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>大規模災害の発生後、大量に発生する廃棄物や流出・損壊家屋、流木、道路や敷地内の土砂堆積物等を適切かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせないことから、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。</p> <p>市では、「災害廃棄物対策指針」（平成31年3月 環境省）を参考に、災害等で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として、「上越市一般廃棄物処理基本計画 第4部 災害廃棄物処理計画」を作成している。</p> <p>市の廃棄物処理体制は、この処理計画に沿って実施する。</p>	<p>指針改定のため時点修正（生活環境課）R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>① (略)</p> <p>② 一般社団法人新潟県産業廃棄物協会 ア～イ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>イ 大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 一般社団法人新潟県産業資源循環協会 ア～イ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(組織名変更) R2.10月</p>
<p>第13節 土砂災害の予防</p> <p>担当：河川海岸砂防課、建築住宅課、農林水産整備課、危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>土砂災害(地すべり、山・がけ崩れ、土石流)は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多いことから、市民に対し土砂災害警戒区域等を周知するとともに、情報伝達体制の整備を図る。また、警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策を推進する。施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、<u>その適切な維持管理</u>に努める。</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① 平常時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難に関する情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。</p> <p>なお、<u>要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や</u></p> <p><u>避難訓練の実施状況</u>について、定期的に確認するよう努める。</p> <p>② 平常時より指定避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する<u>啓発</u>を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第13節 土砂災害の予防</p> <p>担当：河川海岸砂防課、建築住宅課、農林水産整備課、危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>土砂災害(地すべり、山・がけ崩れ、土石流)は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多いことから、市民に対し土砂災害警戒区域等を周知するとともに、情報伝達体制の整備を図る。また、警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策を推進する。施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、<u>適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分発揮させるように努める。あわせて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。</u></p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① 平常時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難に関する情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。</p> <p>なお、<u>土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。</u></p> <p><u>さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。</u></p> <p><u>また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u></p> <p>② 平常時より指定避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する<u>災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発</u>を行う。</p> <p><u>あわせて、要配慮者利用施設の安全確保を目的とする砂防施設の整備を速やかに実施する。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(土砂災害防止法の改正の反映) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月 県計画を踏まえた修正(検討会議提</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア _____ 平常時から土砂災害の前兆現象に注意を払うとともに、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・指定緊急避難場所等の位置を把握しておく。また、前兆現象を確認した場合は、速やかに市、県及び関係機関等へ情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で応急措置を講じる。</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 企業・事業者等の役割</p> <p>宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に 適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないよう配慮する。</p> <p>_____ 市地域防災計画に _____ 定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、 _____ 利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 市民への警戒区域・特別警戒区域の事前周知</p> <p>警戒区域・特別警戒区域を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知 _____ する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 情報伝達体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 警戒区域内の住民及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう、情報の伝達方法を定める。また、情報入手・情報伝達・指示系統の伝達ルート〔方法〕の多重化〔テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ・有線放送・一斉同報無線・広報車・消防車・FAX等〕を促進し、確実に情報が伝わるシステムを確立する。</p> <p>土砂災害に係る情報・伝達については、次の点に留意する。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難勧告等の判断にあたり活用するよう努める。</p> <p>④ 警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>① 市民の役割</p> <p>ア 「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平常時から土砂災害の前兆現象に注意を払うとともに、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・指定緊急避難場所等の位置を把握しておく。また、前兆現象を確認した場合は、速やかに市、県及び関係機関等へ情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で応急措置を講じる。</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 企業・事業者等の役割</p> <p>宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に 適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないよう配慮する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を策定し、それに基づき、避難訓練を実施する。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 市民への警戒区域・特別警戒区域の事前周知</p> <p>警戒区域・特別警戒区域を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ普及啓発する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 情報伝達体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 警戒区域内の住民及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう、情報の伝達方法を定める。また、情報入手・情報伝達・指示系統の伝達ルート〔方法〕の多重化〔テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ・有線放送・一斉同報無線・広報車・消防車・FAX等〕を促進し、確実に情報が伝わるシステムを確立する。</p> <p>土砂災害に係る情報・伝達については、次の点に留意する。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。</p> <p>④ 警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進</p>	<p>言の反映) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(土砂災害防止法の改正の反映) H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 土砂災害に関する情報、指定緊急避難場所(一時避難場所、広域避難場所)等に関する事項等を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成、配布することにより、市民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。</p> <hr/> <p>オ (略)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(3) 県・国の役割</p> <p>① 山地に起因する土砂災害防止対策の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 治山施設の整備</p> <p>県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。</p> <hr/> <p>国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。</p> <p>② 砂防事業の実施</p> <p>国は、砂防法(明治30年法律第29号)に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。</p> <hr/> <p>③ (略)</p> <p>④ 急傾斜地崩壊対策事業の実施</p> <p>県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、集中</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 土砂災害に関する情報、指定緊急避難場所(一時避難場所、広域避難場所)等に関する事項等を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成、配布・回覧する。</p> <p>この際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</p> <p>あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。</p> <p>オ (略)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 高齢者の避難行動に対する理解の促進</p> <p>市は、国と連携し防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネージャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</p> <p>(3) 県・国の役割</p> <p>① 山地に起因する土砂災害防止対策の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 治山事業の実施</p> <p>県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムを設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山地災害危険地区や既設治山施設の点検を実施し、点検結果を地域住民が行う警戒避難行動や、防災施設の機能強化等に活用する。なお、国有林内における上記の当該事業等は原則として林野庁が実施する。</p> <hr/> <p>② 砂防事業の実施</p> <p>国は、砂防法(明治30年法律第29号)に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂池等の整備を実施する。また、避難確保や防災のための重要インフラの機能を維持するための施設整備を速やかに実施する。</p> <hr/> <p>③ (略)</p> <p>④ 急傾斜地崩壊対策事業の実施</p> <p>県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、集中</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R2. 10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災・減災対策の新たなステージに向けた検討会議提言の反映) R2. 10月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正(農林振興部) R4. 3月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正(上越森林管理署) R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2. 10月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。</p> <hr/> <p>⑤ 土砂災害危険箇所等の調査及び市民への周知 山地災害危険地区及び土砂災害危険箇所を定期的に調査し、土砂災害危険箇所、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めるとともに、市を通じて市民へ周知する。</p> <p>⑥ 土砂災害警戒情報_____の発表 大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった時には、土砂災害による被害の防止・軽減のため、県は新潟地方気象台と共同して、土砂災害警戒情報を発表する。</p> <hr/> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>⑨ 市の防災体制整備への支援 県は、市に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を行う。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進 県は、警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき、基礎調査の実施及び警戒区域・特別警戒区域の指定を進める。 ア～イ (略) ウ 土砂災害特別警戒区域における対策 県は、市長の意見を聴いて、以下の措置を講ずるべき土地の区域として、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 (ア) (略) (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制_____ (ウ)～(エ) (略)</p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ 専門技術ボランティア等の活用</p>	<p>豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。 <u>また、災害時に人家等に被害を与え、救急・救命活動や速やかな復旧など、社会経済活動にも影響を与える可能性が大きい斜面内の立木を伐採し、被害防止や軽減を図る。</u></p> <p>⑤ 土砂災害警戒区域等の調査及び市民への周知 山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域を定期的に調査し、土砂災害警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めるとともに、市を通じて市民へ周知する。</p> <p>⑥ 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)の発表 <u>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(聖籠町を除く)を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。</u> <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>⑨ 市の防災体制整備への支援 県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示等_____の対象地域、判断時期等について助言を行う。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進 県は、警戒区域・特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき、基礎調査の実施及び警戒区域・特別警戒区域の指定を進める。 ア～イ (略) ウ 土砂災害特別警戒区域における対策 県は、市長の意見を聴いて、以下の措置を講ずるべき土地の区域として、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 (ア) (略) (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 (ウ)～(エ) (略)</p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ 専門技術ボランティア等の活用</p>	<p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(内閣府ガイドライン改定に伴う記述変更、防災基本計画の反映) R2.10月</p> <p>関係機関意見に基づく修正(新潟気象台) R3.3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア～イ (略)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>⑮ 二次災害の予防 (追加)</p> <hr/> <p>地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器、警報器等、必要な応急対策工事を実施する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>⑮ 二次災害の予防</p> <p>ア 迅速な応急対策への備え県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</p> <p>イ 二次的な土砂災害への対応</p> <p>地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器、警報器等、必要な応急対策工事を実施する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p>
<p>第14節 河川・海岸災害の予防</p> <hr/> <p>担当：河川海岸砂防課、生活排水対策課、下水道建設課、危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>豪雨、洪水、高潮又は高波等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法（昭和39年法律第167号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。その場合対策は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮するものとする。</p> <hr/> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア 市は、浸水想定区域内の要配慮者施設等については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。</p> <p>なお、_____要配慮者利用施設の_____避難確保に関する計画や_____</p> <hr/> <p>_____避難訓練の実施状況_____について、定期的に確認す</p>	<p>第14節 河川・海岸災害の予防</p> <hr/> <p>担当：河川海岸砂防課、生活排水対策課、下水道建設課、危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>豪雨、洪水、高潮又は高波等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法（昭和39年法律第167号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。その場合対策は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮するものとする。</p> <p>洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者等の防災関係機関で、密接な連携体制を構築する。</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア 市は、浸水想定区域内の要配慮者施設等については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。</p> <p>なお、<u>浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保_____計画を策定するにあたっては、市や県と連携して積極的に支援を行う。</u></p> <p><u>さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。</u></p> <p><u>また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認す</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(ア) 洪水ハザードマップの作成支援</p> <p>a 洪水ハザードマップの基礎資料となる<u>浸水想定区域図の作成の促進に努める。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 防災情報提供の充実</p> <p>a インターネット等により提供している雨量や水位情報、ダム情報等について、より市民に分かりやすい情報提供に努める。また、<u>橋梁等の構造物に量水線の設置を進めることにより、市民に分かりやすい情報提供に努める。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(オ) <u>ダム放流警報スピーカーの市への開放</u></p> <p>市の要望に基づき、避難に関する情報等の情報提供手段としてダム放流警報スピーカーの開放に努める。</p> <p>(カ)～(キ) (略)</p> <p>エ 河川管理施設（堤防等）の機能の維持向上</p> <p>河川管理施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 河川管理施設の保全</p> <p>水門、樋門、河川トンネル等については、<u>施設ごとに設定された保全方針に基づき、適切に整備更新する。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(ア) 洪水ハザードマップの作成支援</p> <p>a 洪水ハザードマップの基礎資料となる<u>洪水浸水想定区域図を作成し、洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、浸水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 防災情報提供の充実</p> <p>a インターネット等により提供している雨量や水位情報、ダム情報等について、より市民に分かりやすい情報提供に努める。また、<u>河川監視カメラや危機管理型水位計の施設設備を推進し、防災情報提供の充実を図る。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(オ) <u>ダム放流警報設備の改良とダム放流情報の充実</u></p> <p><u>ダム異常洪水時防災操作移行の際の住民主体の避難行動を結び付けられるよう、ダム放流警報設備を住宅側（河川の外側）にも向ける改良やダム放流情報の内容充実を図る。</u></p> <p>また、市の要望に基づき、避難に関する情報等の情報提供手段としてダム放流警報スピーカーの開放に努める。</p> <p>(カ)～(キ) (略)</p> <p>エ 河川管理施設（堤防等）の機能の維持向上</p> <p>河川管理施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 河川管理施設の保全</p> <p>水門、樋門、河川トンネル等については、<u>施設ごとに策定された維持管理計画等に基づく点検により、緊急性・重要性がある施設の改築・修繕を確実に実施するとともに、健全度評価等により適時適切な補修・更新に努める。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災・減災提言の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災・減災提言の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災・減災提言の反映）R2.10月</p>
<p>第15節 農地・農業用施設の災害予防</p> <p>担当：農林水産整備課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ため池施設の災害予防対策</p>	<p>第15節 農地・農業用施設の災害予防</p> <p>担当：農林水産整備課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ため池施設の災害予防対策</p>	<p>県計画を踏まえた修正（「防災重点農</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ため池の管理者は、<u>平常時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見及び危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。</u></p> <p>老朽化が甚だしく、また堤体構造に不安のあるため池について、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設の改善に努める。</p> <p><u>決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、</u></p> <hr/> <p><u>ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。</u></p> <hr/> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、<u>ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難のための<u>勧告・指示等</u>を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、<u>県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う防災重点<u>ため池等</u>の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>ため池の管理者は、<u>ため池防災支援システムの降雨予測等により</u></p> <hr/> <p><u>事前放流等の措置を講じて災害の未然防止に努める。</u></p> <p>老朽化が甚だしく、また堤体構造に不安のあるため池について、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設の改善に努める。</p> <p><u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るとともに、水位計や監視カメラの設置による遠方監視体制の強化を図るなど、<u>ため池の決壊や下流への被害の予測情報に基づき、迅速かつ的確な避難行動につながる取組を推進していく。</u></u></p> <hr/> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、<u>防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難のための<u>指示等</u>を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 施設の点検</p> <p>警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、<u>県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市等が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の反映) R3. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理、検討会議提言の反映) R2. 10月</p> <p>文言修正 R4. 3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理) R2. 10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の反映) R3. 3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正(「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の反映) R3. 3</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第16節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策</p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>道路管理者等である市、東日本高速道路㈱、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。</p> <p>また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努める。</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>① 法面、盛土等の斜面对策 落石等危険箇所調査等に基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止等災害予防のための適切な対策を<u>__</u>施す__。</p> <p>② 排水施設等の十分な能力の確保 災害時には道路横断樋管等の排水施設等が機能不全に陥り_____、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。 こうした被害を防ぐため、_____排水施設等には十分な通水能力を_____ _____日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 迅速な応急復旧体制の整備 行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県建設業協会及び(一社)新潟県地質調査業協会などは、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材(発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等)備蓄体制を整備する。 また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、<u>あらかじめ</u>道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p style="text-align: center;">第16節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策</p> <p>担当：道路課、農林水産整備課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>道路管理者等である市、東日本高速道路㈱、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。</p> <p>また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努める。</p> <p>(1) 道路施設の整備・強化</p> <p>① 法面、盛土等の斜面对策 落石等危険箇所調査等に基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止等災害予防のための適切な対策を<u>実施する</u>。</p> <p>② 排水施設等の十分な能力の確保 災害時には道路横断樋管等の排水施設等が機能不全に陥り<u>道路冠水を引き起こすとともに</u>、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。 こうした被害を防ぐため、<u>道路側溝等の</u>排水施設等には十分な通水能力を<u>確保すること</u> <u>により路面の冠水を防止する</u>。また、<u>日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する</u>。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 迅速な応急復旧体制の整備 行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県建設業協会及び(一社)新潟県地質調査業協会などは、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材(発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等)備蓄体制を整備する。 また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、<u>_____</u>道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>月</p> <p>県計画を踏まえた修正(対策内容を明確化するための追記) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(対策内容を明確化するための追記) R3.3月</p> <p>舗装の補修と冠水防止との関連性が弱いため削除(道路課) R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(字句修正) R2.10月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="127 323 813 373">第17節 港湾・漁港施設の風水害対策</p> <p data-bbox="127 415 632 457">担当：産業立地課、農林水産整備課</p> <p data-bbox="127 489 320 525">1～2 (略)</p> <p data-bbox="127 577 400 613">3 それぞれの役割</p> <p data-bbox="127 623 320 659">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="127 663 314 699">(3) 県の役割</p> <p data-bbox="172 703 418 739">① 防災体制の確立</p> <p data-bbox="195 743 1353 827">ア 交通政策局及び農林水産部は、高波、高潮_____等の風水害に対処するための防災体制を確立する。</p> <p data-bbox="195 835 299 871">(追加)</p> <hr/> <p data-bbox="195 926 320 961">イ (略)</p> <p data-bbox="195 970 299 1005">(追加)</p> <hr/> <p data-bbox="172 1060 418 1096">② 防波堤等の整備</p> <p data-bbox="195 1104 1353 1230">港湾及び漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、港湾及び漁港計画に基づき防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。</p> <hr/> <p data-bbox="172 1285 299 1320">③ (略)</p> <p data-bbox="195 1329 270 1365">(追加)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p data-bbox="172 1600 299 1635">④ (略)</p>	<p data-bbox="1374 323 2059 373">第17節 港湾・漁港施設の風水害対策</p> <p data-bbox="1374 415 1878 457">担当：産業立地課、農林水産整備課</p> <p data-bbox="1374 489 1567 525">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1374 577 1647 613">3 それぞれの役割</p> <p data-bbox="1374 623 1567 659">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1374 663 1561 699">(3) 県の役割</p> <p data-bbox="1418 703 1665 739">① 防災体制の確立</p> <p data-bbox="1442 743 2599 827">ア 交通政策局及び農林水産部は、高波、高潮、<u>暴風</u>等の風水害に対処するための防災体制を確立する。</p> <p data-bbox="1442 835 2599 919">イ 交通政策局は、港湾における高波、高潮、<u>暴風</u>リスクを低減するため、<u>タイムラインの考え方</u>を取り入れた防災・減災対策、耐波性能の照査による既存施設の補強を推進する。</p> <p data-bbox="1442 928 1567 963">ウ (略)</p> <p data-bbox="1442 972 2599 1056">エ 交通政策局は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、<u>関係事業者</u>に情報共有することにより<u>連携を強化</u>する。</p> <p data-bbox="1418 1064 1665 1100">② 防波堤等の整備</p> <p data-bbox="1442 1108 2599 1276">港湾及び漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、港湾及び漁港計画に基づき防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。<u>なお、その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにすることや、環境・景観への配慮に努める。</u></p> <p data-bbox="1418 1285 1546 1320">③ (略)</p> <p data-bbox="1418 1329 1694 1365">④ 災害未然防止活動</p> <p data-bbox="1442 1373 2599 1457">ア 交通政策局は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、<u>防波堤の整備を行う。</u></p> <p data-bbox="1442 1465 2599 1591">イ 交通政策局は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、<u>防衝工を設置する。</u></p> <p data-bbox="1418 1600 1546 1635">⑤ (略)</p>	<p data-bbox="2620 667 2843 970">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月 県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p> <p data-bbox="2620 978 2843 1113">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p data-bbox="2620 1251 2843 1386">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p data-bbox="2620 1432 2843 1566">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p>
<p data-bbox="127 1707 670 1757">第18節 建築物等の災害予防</p> <p data-bbox="127 1799 869 1841">担当：建築住宅課、施設を管理する課、各総合事務所</p>	<p data-bbox="1374 1707 1917 1757">第18節 建築物等の災害予防</p> <p data-bbox="1374 1799 2116 1841">担当：建築住宅課、施設を管理する課、各総合事務所</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>1 計画の方針 災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な公共建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 災害時の指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設となる、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。</p> <p>ア 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。</p> <p> (ア)～(イ) (略)</p> <p> (ウ) 応急対策活動の施設（警察署、消防署、市・県等の地域機関庁舎等）</p> <p> (エ)～(カ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p> ①～② (略)</p> <p> ③ 企業・事業所等の役割</p> <p> ア～ウ (略)</p> <p> (追加)</p> <hr/> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>1 計画の方針 災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な公共建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 災害時の指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設となる、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。</p> <p>ア 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。</p> <p> (ア)～(イ) (略)</p> <p> (ウ) 応急対策活動の施設（警察署、消防署、市、<u>県</u>等の地域機関庁舎等）</p> <p> (エ)～(カ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p> ①～② (略)</p> <p> ③ 企業・事業所等の役割</p> <p> ア～ウ (略)</p> <p> エ <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>字句修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p>
<p>第19節 鉄道事業者の風水害対策</p>	<p>第19節 鉄道事業者の風水害対策</p>	<p>組織改編 R2.10</p>
<p>担当：新幹線・交通政策課、危機管理課</p>	<p>担当：交通政策課、危機管理課</p>	
<p>1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p>	
<p>第20節 (略)</p>	<p>第20節 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由																
<p style="text-align: center;">第21節 気象等防災観測体制の整備</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握及び防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するために、観測・監視体制の強化を図る。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 新潟地方気象台の観測体制</p> <p>(1) 地上気象観測体制（気象官署等）</p> <p>全国の気象台等で行う最も基本的な観測として、気圧、気温、風等の測器観測と、雲、視程等の目視観測を実施している。</p> <p>気象台では、目視により観測する要素を除いて、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。</p> <p>特別地域気象観測所では、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。</p> <p>(2) 地域気象観測システム（アメダス）体制</p> <p>全国約1,300か所に展開している地域気象観測所の観測データ（気象官署の一部のデータを含む）を各地方気象台に配信している。</p> <p>① システム概要</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[地域気象観測所 (気象官署を含む)] --> B[アメダス等統合 処理システム (品質管理、編集処理)] B --> C[気象情報伝送 処理システム] C --> D[地方気象台 (データ受信、出力)] </pre> </div> <p>② 観測所の種別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>観測所の種類</th> <th>観測装置</th> <th>観測通報データ</th> <th>集信時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地上気象観測</td> <td>地上気象観測装置</td> <td>降水量、気温、風向、風速、</td> <td rowspan="2">1分間隔</td> </tr> <tr> <td>有線ロボット気象計</td> <td>日照時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域気象観測</td> <td>有線ロボット積雪深計</td> <td>積雪深（主に多雪地方のみ）</td> <td rowspan="2">10分間隔</td> </tr> <tr> <td>有線ロボット雨量計</td> <td>降水量</td> </tr> </tbody> </table>	観測所の種類	観測装置	観測通報データ	集信時刻	地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、	1分間隔	有線ロボット気象計	日照時間	地域気象観測	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	10分間隔	有線ロボット雨量計	降水量	<p style="text-align: center;">第21節 気象等防災観測体制の整備</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>① 新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握及び防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するために、観測・監視体制の強化を図る。<u>併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図る。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 新潟地方気象台の観測体制</p> <p>(1) 地上気象観測体制</p> <p>気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、湿度、風向・風速、積雪の深さの観測も行っている。</p> <p>(2) レーダー気象観測</p> <p>気象庁は、全国20か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。</p> <p>(3) 高層気象観測</p> <p>高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国16か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国33か所に設置され地上約10kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。</p> <p>(4) 静止気象衛星</p> <p>東経140度付近の赤道上の高速約35,800キロメートルの静止軌道の上に位置している静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太平洋地域の広い範囲を24時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解析などを行っている。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（時点修正）H31.3月</p> <p>関係機関意見に基づく修正（新潟気象台）R3.3月</p>
観測所の種類	観測装置	観測通報データ	集信時刻															
地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、	1分間隔															
	有線ロボット気象計	日照時間																
地域気象観測	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	10分間隔															
	有線ロボット雨量計	降水量																

修正前	修正後	修正理由
<p>(3) 気象レーダー観測体制 <u>気象庁は、全国 20 か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。</u></p> <p>(4) 高層気象観測体制 <u>高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国 16 か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国 33 か所に設置され上空の風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。</u></p> <p>(5) 観測結果の活用 <u>気象状況の実況監視や天気予測の数値予報計算に使用される他、気象庁HPを利用して広く国民へ提供されている。特に気象レーダーの観測データについては、アメダス観測データや防災機関の観測データと合成を行った解析雨量を作成している。解析雨量は、気象特別警報・警報・注意報等の基準値となる土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の計算にも使用されている。</u></p> <p>3～4 （略）</p>	<p>3～4 （略）</p>	
<p>第 22 節 放送事業者の風水害対策</p> <p>担当：広報対話課、危機管理課</p> <p>1 計画の方針 放送は、風水害発生時において、気象警報や避難に関する情報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動等を迅速に広範囲に伝達するとともに、パニック等の社会的混乱を最小限に食い止める等、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。 県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進と防災体制の確立を図る。また気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を_____常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 コミュニティFM、ケーブルテレビ及び有線放送との連携 コミュニティ放送を行っている<u>エフエム上越株、上越ケーブルビジョン株及び（公社）上越市有線放送電話協会</u>は、市と連携して災害時に緊急割込み放送を行える体制を確立する。</p>	<p>第 22 節 放送事業者の風水害対策</p> <p>担当：広報対話課、危機管理課</p> <p>1 計画の方針 放送は、風水害発生時において、気象警報や避難に関する情報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動等を迅速に広範囲に伝達するとともに、パニック等の社会的混乱を最小限に食い止める等、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。 県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進と防災体制の確立を図る。また気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を<u>大規模停電時も含めて</u>常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 コミュニティFM、ケーブルテレビ及び有線放送との連携 コミュニティ放送を行っている_____上越ケーブルビジョン株及び（公社）上越市有線放送電話協会は、市と連携して災害時に緊急割込み放送を行える体制を確立する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>文章修正（広報対話課）R4.3月 コミュニティFM</p>

修正前	修正後	修正理由
5 (略)	5 (略)	放送の事業譲渡に伴う修正（広報対話課）R3.3月
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">第23節 電気通信事業者の風水害対策</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">第23節 電気通信事業者の風水害対策</div>	
担当：危機管理課	担当：危機管理課	
<p>1～2 (略)</p> <p>3 電気通信事業者の役割</p> <p>(1) 設備面の災害予防</p> <p>電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計及び設置 _____を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺しないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災広報活動</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>風水災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートを整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。</p> <p>① (略)</p> <p>② 広報項目</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>_____ (追加)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 電気通信事業者の役割</p> <p>(1) 設備面の災害予防</p> <p>電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺しないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災広報活動</p> <p>電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>風水災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートを整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。</p> <p>① (略)</p> <p>② 広報項目</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="130 323 813 373">第24節 電力供給事業者の風水害対策</p> <p data-bbox="130 415 388 457">担当：危機管理課</p> <p data-bbox="130 489 320 531">1～2 (略)</p> <p data-bbox="130 573 457 615">3 電力供給機関の役割</p> <p data-bbox="130 625 418 657">(1) 設備面の災害予防</p> <p data-bbox="160 667 299 699">① (略)</p> <p data-bbox="160 709 418 741">② 電力の安定供給</p> <p data-bbox="219 751 1139 783">電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。</p> <p data-bbox="189 804 1347 877">また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には相互に供給力の応援を行うことになっている。</p> <p data-bbox="189 888 1347 972">このため、重要な送・配電線施設の2回線化及びループ化等信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も2重化する。</p> <p data-bbox="219 982 320 1014"><u>(追加)</u></p> <hr/> <p data-bbox="130 1077 270 1108">(2) (略)</p> <p data-bbox="130 1119 522 1150">(3) 災害対策用資材等の確保</p> <p data-bbox="160 1161 655 1192">① 災害対策用資機材等の確保及び整備</p> <p data-bbox="219 1203 1110 1234">災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。</p> <p data-bbox="189 1245 1347 1329">また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。</p> <p data-bbox="219 1339 320 1371"><u>(追加)</u></p> <hr/> <p data-bbox="160 1434 299 1465">② (略)</p> <p data-bbox="130 1476 388 1507">(4) 防災時広報活動</p> <p data-bbox="189 1518 1347 1602">常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。</p> <p data-bbox="219 1612 299 1644"><u>(追加)</u></p> <hr/> <p data-bbox="130 1707 270 1738">(5) (略)</p> <p data-bbox="130 1791 261 1822">4 (略)</p>	<p data-bbox="1377 323 2059 373">第24節 電力供給事業者の風水害対策</p> <p data-bbox="1377 415 1635 457">担当：危機管理課</p> <p data-bbox="1377 489 1567 531">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1377 573 1703 615">3 電力供給機関の役割</p> <p data-bbox="1377 625 1665 657">(1) 設備面の災害予防</p> <p data-bbox="1406 667 1546 699">① (略)</p> <p data-bbox="1406 709 1665 741">② 電力の安定供給</p> <p data-bbox="1466 751 2386 783">電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。</p> <p data-bbox="1436 804 2594 877">また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には相互に供給力の応援を行うことになっている。</p> <p data-bbox="1436 888 2594 972">このため、重要な送・配電線施設の2回線化及びループ化等信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も2重化する。</p> <p data-bbox="1436 982 2594 1056"><u>さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。</u></p> <p data-bbox="1377 1077 1516 1108">(2) (略)</p> <p data-bbox="1377 1119 1768 1150">(3) 災害対策用資機材等の確保</p> <p data-bbox="1406 1161 1902 1192">① 災害対策用資機材等の確保及び整備</p> <p data-bbox="1466 1203 2356 1234">災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。</p> <p data-bbox="1436 1245 2594 1329">また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。</p> <p data-bbox="1436 1339 2594 1413"><u>大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</u></p> <p data-bbox="1406 1434 1546 1465">② (略)</p> <p data-bbox="1377 1476 1635 1507">(4) 防災時広報活動</p> <p data-bbox="1436 1518 2594 1602">常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。</p> <p data-bbox="1436 1612 2594 1686"><u>停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。</u></p> <p data-bbox="1377 1707 1516 1738">(5) (略)</p> <p data-bbox="1377 1791 1507 1822">4 (略)</p>	<p data-bbox="2623 982 2831 1108">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p data-bbox="2623 1161 2831 1287">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p data-bbox="2623 1518 2831 1644">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由																		
<p>第25節～第26節 (略)</p>	<p>第25節～第26節 (略)</p>																			
<p>第27節 下水道等施設の風水害対策</p> <p>担当：生活排水対策課、下水道建設課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一般社団法人新潟県下水道管路維持改築協会 ア～ウ (略)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>第27節 下水道等施設の風水害対策</p> <p>担当：生活排水対策課、下水道建設課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関の役割</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一般社団法人新潟県下水道____維持改築協会 ア～ウ (略)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>H30.6.29 付 で当該協会の 名称変更の反 映</p>																		
<p>第28節 工業用水道事業者の風水害対策</p> <p>担当：ガス水道局</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 工業用水道事業者の役割</p> <p>(1) 設備面の災害予防</p> <p>① 上越市内工業用水道施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="231 1430 1062 1566"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>水源</th> <th>給水能力(m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県企業局(上越)</td> <td>表流水</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>上越市(大潟区)</td> <td>地下水</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	事業者	水源	給水能力(m ³ /日)	新潟県企業局(上越)	表流水	130,000	上越市(大潟区)	地下水	2,000	<p>第28節 工業用水道事業者の風水害対策</p> <p>担当：ガス水道局</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 工業用水道事業者の役割</p> <p>(1) 設備面の災害予防</p> <p>① 上越市内工業用水道施設の概要</p> <table border="1" data-bbox="1475 1430 2306 1566"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>水源</th> <th>給水能力(m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県企業局(合併前上越市)</td> <td>表流水</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>上越市(大潟区)</td> <td>地下水</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	事業者	水源	給水能力(m ³ /日)	新潟県企業局(合併前上越市)	表流水	130,000	上越市(大潟区)	地下水	2,000	<p>文言修正(ガ ス水道局総務 課)R4.3月</p>
事業者	水源	給水能力(m ³ /日)																		
新潟県企業局(上越)	表流水	130,000																		
上越市(大潟区)	地下水	2,000																		
事業者	水源	給水能力(m ³ /日)																		
新潟県企業局(合併前上越市)	表流水	130,000																		
上越市(大潟区)	地下水	2,000																		
<p>第29節 危険物等施設の風水害対策</p> <p>担当：危機管理課、環境保全課</p>	<p>第29節 危険物等施設の風水害対策</p> <p>担当：危機管理課、環境保全課</p>																			

修正前	修正後	修正理由												
<p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 危険物等取扱・貯蔵事業者等の役割</p> <p>① 共通事項</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 危険物等取扱・貯蔵事業者等の役割</p> <p>① 共通事項</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p>												
<p>第30節～第31節 (略)</p>	<p>第30節～第31節 (略)</p>													
<p>第32節 ボランティア受入れ体制の整備</p> <p>担当：福祉課、共生まちづくり課</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="189 1381 1359 1570"> <tr> <td>災害発生中</td> <td>県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置の、被災地のニーズ把握</td> </tr> <tr> <td>” 2日以内</td> <td>災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置の、被災地のニーズ把握	” 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信	<p>第32節 ボランティア受入れ体制の整備</p> <p>担当：福祉課、共生まちづくり課</p> <p>1 (略)</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="1436 1381 2605 1570"> <tr> <td>災害発生中</td> <td>県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>避難指示解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズ把握</td> </tr> <tr> <td>” 2日以内</td> <td>災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信	避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズ把握	” 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信													
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置の、被災地のニーズ把握													
” 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信													
災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信													
避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズ把握													
” 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信													
<p>第33節 (略)</p>	<p>第33節 (略)</p>													

修正前	修正後	修正理由
<p data-bbox="127 321 676 373">第34節 事業者等の事業継続</p> <p data-bbox="127 415 397 457">担当：産業振興課</p> <p data-bbox="127 485 338 520">1 計画の方針</p> <p data-bbox="127 531 1359 751">(1) 基本方針 企業・事業者（以下、「事業者等」とする。）は、災害時の事業者等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、 _____ _____各事業者等において防災活動の推進に努める。</p> <p data-bbox="127 800 261 835">2 (略)</p> <p data-bbox="127 890 397 926">3 それぞれの役割</p> <p data-bbox="127 936 1359 1150">(1) 事業者等の役割 事業者等は、災害時の事業者等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。</p> <p data-bbox="127 1161 1359 1423">① 災害時に事業者等が果たす役割 ア 生命の安全確保 顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される事業者等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。 _____ _____ _____ _____ _____</p> <p data-bbox="127 1476 379 1512">イ～エ (略)</p> <p data-bbox="127 1522 1359 1738">② 平常時の防災対策 ア～イ (略) ウ 平常時の危機管理体制の構築 防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化_____を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。</p> <p data-bbox="127 1749 1359 1871">(2) 商工団体の役割 ①～③ (略) _____ _____</p>	<p data-bbox="1371 321 1920 373">第34節 事業者等の事業継続</p> <p data-bbox="1371 415 1641 457">担当：産業政策課</p> <p data-bbox="1371 485 1581 520">1 計画の方針</p> <p data-bbox="1371 531 2602 751">(1) 基本方針 企業・事業者（以下、「事業者等」とする。）は、災害時の事業者等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、</u>各事業者等において防災活動の推進に努める。</p> <p data-bbox="1371 800 1504 835">2 (略)</p> <p data-bbox="1371 890 1641 926">3 それぞれの役割</p> <p data-bbox="1371 936 2602 1150">(1) 事業者等の役割 事業者等は、災害時の事業者等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。</p> <p data-bbox="1371 1161 2602 1465">① 災害時に事業者等が果たす役割 ア 生命の安全確保 顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される事業者等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。 <u>また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p data-bbox="1371 1476 1623 1512">イ～エ (略)</p> <p data-bbox="1371 1522 2602 1738">② 平常時の防災対策 ア～イ (略) ウ 平常時の危機管理体制の構築 防災体制の整備、防災訓練、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保</u>を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。</p> <p data-bbox="1371 1749 2602 1871">(2) 商工団体の役割 ①～③ (略) _____ ④ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、</p>	<p data-bbox="2617 401 2733 436">組織改編</p> <p data-bbox="2617 579 2843 751">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p data-bbox="2617 1341 2843 1470">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p data-bbox="2617 1612 2843 1782">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p data-bbox="2617 1793 2843 1871">県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(3) 市の役割</p> <p>地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。</p> <p>このため、次の取組を進める。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(4) (略)</p>	<p><u>市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u></p> <p>(3) 市の役割</p> <p>地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。</p> <p>このため、次の取組を進める。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>事業継続力強化支援計画の策定</u></p> <p><u>中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>画の反映に伴う追記) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映に伴う追記) R2.10月</p>
<p>第35節 行政機能の保全</p> <p>担当：人事課、総務管理課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の取組</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 執務環境の確保</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ データのバックアップ</p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第35節 行政機能の保全</p> <p>担当：人事課、総務管理課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の取組</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 執務環境の確保</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ データのバックアップ</p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句修正) R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由																														
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害対策本部の組織・運営</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) 初動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 警戒待機体制 ↓ ■ 災害警戒本部 ↓ ■ 災害対策本部 <p>① 警戒待機体制</p> <p>防災危機管理部長は、気象警報等が発表され、市域に風水害及び土砂災害等が発生するおそれが高まった場合、関係部長と協議の上、警戒待機体制を整備し、担当課及び各総合事務所が連携して気象情報をはじめとする各種情報の収集及び提供等を開始する。</p> <p>なお、構成員となる各グループの課長等は、参集させる職員をあらかじめ指名しておく。</p> <table border="1" data-bbox="219 1150 1347 1831"> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="2">気象警報等が発表され、災害が発生するおそれがあると認めたとき</td> </tr> <tr> <td>実施責任者等</td> <td colspan="2">責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】</td> </tr> <tr> <td>構成員 (グループ1・2)</td> <td>① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長</td> <td>② グループ2 (指示があるまで待機する) 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、高齢者支援課長、健康づくり推進課長、国保年金課長、保育課長、産業振興課長、産業立地課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、学校教育課長、ガス水道局総務課長</td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td colspan="2">情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td colspan="2">① 災害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき</td> </tr> </table> <p>注) 気象警報等とは、大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、暴風特別警報、</p>	設置基準	気象警報等が発表され、災害が発生するおそれがあると認めたとき		実施責任者等	責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】		構成員 (グループ1・2)	① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長	② グループ2 (指示があるまで待機する) 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、高齢者支援課長、健康づくり推進課長、国保年金課長、保育課長、産業振興課長、産業立地課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、学校教育課長、ガス水道局総務課長	主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備		廃止基準	① 災害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき		<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害対策本部の組織・運営</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) 初動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 警戒待機体制 ↓ ■ 災害警戒本部 ↓ ■ 災害対策本部 <p>① 警戒待機体制</p> <p>防災危機管理部長は、気象警報等が発表され、市域に風水害及び土砂災害等が発生するおそれが高まった場合、関係部長と協議の上、警戒待機体制を整備し、担当課及び各総合事務所が連携して気象情報をはじめとする各種情報の収集及び提供等を開始する。</p> <p>なお、構成員となる各グループの課長等は、参集させる職員をあらかじめ指名しておく。</p> <table border="1" data-bbox="1466 1150 2594 1831"> <tr> <td>設置基準</td> <td colspan="2">気象警報等が発表され、災害が発生するおそれがあると認めたとき</td> </tr> <tr> <td>実施責任者等</td> <td colspan="2">責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】</td> </tr> <tr> <td>構成員 (グループ1・2)</td> <td>① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長</td> <td>② グループ2 (指示があるまで待機する) 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、高齢者支援課長、健康づくり推進課長、国保年金課長、保育課長、産業政策課長、産業立地課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、学校教育課長、ガス水道局総務課長</td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td colspan="2">情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td colspan="2">① 災害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき</td> </tr> </table> <p>注) 気象警報等とは、大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、暴風特別警報、</p>	設置基準	気象警報等が発表され、災害が発生するおそれがあると認めたとき		実施責任者等	責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】		構成員 (グループ1・2)	① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長	② グループ2 (指示があるまで待機する) 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、高齢者支援課長、健康づくり推進課長、国保年金課長、保育課長、産業政策課長、産業立地課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、学校教育課長、ガス水道局総務課長	主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備		廃止基準	① 災害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき		<p style="text-align: center;">組織改編</p>
設置基準	気象警報等が発表され、災害が発生するおそれがあると認めたとき																															
実施責任者等	責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】																															
構成員 (グループ1・2)	① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長	② グループ2 (指示があるまで待機する) 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、高齢者支援課長、健康づくり推進課長、国保年金課長、保育課長、産業振興課長、産業立地課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、学校教育課長、ガス水道局総務課長																														
主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備																															
廃止基準	① 災害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき																															
設置基準	気象警報等が発表され、災害が発生するおそれがあると認めたとき																															
実施責任者等	責任者：防災危機管理部長 副責任者：危機管理監 【事務局：危機管理課】																															
構成員 (グループ1・2)	① グループ1 ・危機管理課長 ・市民安全課長 ・原子力防災対策室長 ・広報対話課長 ・自治・地域振興課長 ・共生まちづくり課長 ・都市整備課長 ・総合事務所次長	② グループ2 (指示があるまで待機する) 総務管理課長、企画政策課長、財政課長、福祉課長、高齢者支援課長、健康づくり推進課長、国保年金課長、保育課長、産業政策課長、産業立地課長、農政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、道路課長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、教育総務課長、学校教育課長、ガス水道局総務課長																														
主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備																															
廃止基準	① 災害発生のおそれが解消したとき ② 災害警戒本部を設置したとき																															

暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、大雪特別警報、大雪警報及び噴火警報をいう。噴火警報は、妙高山及び新潟焼山を対象に発表されたもののみとする。

② 災害警戒本部

ア 市長が指名する副市長は、気象警報等に加え、水防警報等が発表され、市域に風水害及び土砂災害等が発生するおそれさらに高まり、市民等の迅速な避難行動が必要であると判断した場合、市長の指示により災害警戒本部を市役所木田庁舎に設置し、関係部局及び各総合事務所の連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する。

設置場所	市役所木田庁舎
設置基準	次のいずれかによる ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令が見込まれるとき ② 土砂災害前ぶれ注意情報の発表が見込まれるとき ③ 市域に災害の発生が見込まれるとき ④ 市長が必要と認めたとき
実施責任者等	本部長：市長が指名する副市長 副本部長：他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長 本部員：部局長、危機管理監、_____総合事務所長（本部長指名） *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。
構成員	上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1（第4条関係） 上越市災害対策本部組織図で定める担当課等の長
主な活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する（災害対策本部設置時に準じた活動）
廃止基準	① 災害発生のおそれが解消したとき ② 災害応急対策が概ね完了したとき ③ 災害対策本部を設置したとき

イ（略）

(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置

① 災害対策本部

ア 市長は、気象警報等により避難勧告等の発令が必要であると見込まれるとき、又は市域に大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、市の全力をもって災害応急対策を実施する。

設置場所	市役所木田庁舎
設置基準	次のいずれかによる。 ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、 <u>避難勧告</u> 等の発令が見込まれるとき ② 土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき ③ 市域に大規模な災害が発生したとき

暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、大雪特別警報、大雪警報及び噴火警報をいう。噴火警報は、妙高山及び新潟焼山を対象に発表されたもののみとする。

② 災害警戒本部

ア 市長が指名する副市長は、気象警報等に加え、水防警報等が発表され、市域に風水害及び土砂災害等が発生するおそれさらに高まり、市民等の迅速な避難行動が必要であると判断した場合、市長の指示により災害警戒本部を市役所木田庁舎に設置し、関係部局及び各総合事務所の連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する。

設置場所	市役所木田庁舎
設置基準	次のいずれかによる ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、_____ <u>高齢者等避難</u> _____の発令が見込まれるとき ② 土砂災害前ぶれ注意情報の発表が見込まれるとき ③ 市域に災害の発生が見込まれるとき ④ 市長が必要と認めたとき
実施責任者等	本部長：市長が指名する副市長 副本部長：他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長 本部員：部局長、危機管理監、 <u>会計管理者</u> 、総合事務所長（本部長指名） *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。
構成員	上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1（第4条関係） 上越市災害対策本部組織図で定める担当課等の長
主な活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する（災害対策本部設置時に準じた活動）
廃止基準	① 災害発生のおそれが解消したとき ② 災害応急対策が概ね完了したとき ③ 災害対策本部を設置したとき

イ（略）

(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置

① 災害対策本部

ア 市長は、気象警報等により避難指示等の発令が必要であると見込まれるとき、又は市域に大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し、市の全力をもって災害応急対策を実施する。

設置場所	市役所木田庁舎
設置基準	次のいずれかによる。 ① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、 <u>避難指示</u> 等の発令が見込まれるとき ② 土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき ③ 市域に大規模な災害が発生したとき

災害対策基本法の一部改正

本部員改正

災害対策基本法の一部改正

<p>実施責任者等</p>	<p>④ 市長が必要と認めたとき</p> <p>本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長 本部員：部局長、危機管理監、_____総合事務所長、 上越地域消防事務組合消防長（本部長指名）</p>	<p>実施責任者等</p>	<p>④ 市長が必要と認めたとき</p> <p>本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長 本部員：部局長、危機管理監、<u>会計管理者</u>、総合事務所長、 上越地域消防局消防局長_____（本部長指名）</p>	<p>本部員改正</p>		
<p>構成員</p>	<p>全職員</p>	<p>構成員</p>	<p>全職員</p>			
<p>活動内容</p>	<p>全部局の連携の下に災害応急対策を実施する</p>	<p>活動内容</p>	<p>全部局の連携の下に災害応急対策を実施する</p>			
<p>廃止基準</p>	<p>① 災害応急対策が概ね完了したとき ② その他、災害対策本部長が認めたとき</p>	<p>廃止基準</p>	<p>① 災害応急対策が概ね完了したとき ② その他、災害対策本部長が認めたとき</p>			
<p>イ (略)</p>						
<p>ウ 災害対策本部設置時の体制及び配備基準</p>						
<p>市長は、災害対策本部設置時において、必要に応じ各配備を指令する。</p>						
<p>なお、災害対策本部の組織及び運営については、「上越市災害対策本部の組織運営規程」において別に定める。</p>						
<p>配備名</p>	<p>配備基準</p>	<p>配備体制</p>	<p>配備名</p>	<p>配備基準</p>	<p>配備体制</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p>第一配備</p>	<p>① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、<u>避難指示</u>等の発令が見込まれるとき ② 土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき ③ 市域に大規模な災害が発生したとき ④ 市長が必要と認めたとき</p>	<p>おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。</p>	<p>第一配備</p>	<p>① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、<u>避難指示</u>等の発令が見込まれるとき ② 土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき ③ 市域に大規模な災害が発生したとき ④ 市長が必要と認めたとき</p>	<p>おおむね全職員の1/2の数の職員が従事する。</p>	
<p>第二配備</p>	<p>① 市域に大規模な災害が発生し、第一配備体制では対処できないとき ② 市長が必要と認めたとき</p>	<p>全職員が従事する。</p>	<p>第二配備</p>	<p>① 市域に大規模な災害が発生し、第一配備体制では対処できないとき ② 市長が必要と認めたとき</p>	<p>全職員が従事する。</p>	
<p>エ 災害対策本部会議の構成員及び業務</p>						
<p>災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき及びその後も必要に応じて災害対策本部会議を招集するものとし、必要な場合は、関係機関の職員の出席を要請する。</p>						
<p>構成員</p>	<p>業務</p>	<p>構成員</p>	<p>業務</p>	<p>本部員改正</p>		
<p>本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長 本部員：部局長、危機管理監、_____総合事務所長、上越地域消防事務組合消防長、（本部長指名） 【事務局：情報収集・統括班】</p>	<p>①情報の収集、伝達に関すること。 ②職員の配備体制に関すること。 ③災害応急対策の協議・決定に関すること。 ④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。 ⑥現地災害対策本部の設置に関すること。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。</p>	<p>本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事及び教育次長 本部員：部局長、危機管理監、<u>会計管理者</u>、総合事務所長、上越地域消防局消防局長_____（本部長指名） 【事務局：情報収集・統括班】</p>	<p>①情報の収集、伝達に関すること。 ②職員の配備体制に関すること。 ③災害応急対策の協議・決定に関すること。 ④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。 ⑥現地災害対策本部の設置に関すること。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。</p>			

オ 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（災害対策本部長:市長）が不在時における職務代理者は、次の順位により指揮命令を確立する。

- ・第1・2順位 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則に規定する順序による副市長
- ・第3順位 教育長
- ・第4順位 ガス水道事業管理者
- ・第5順位 理事

カ（略）

②（略）

(3)~(4)（略）

3 関係機関連絡員室の設置

市は、災害時の情報収集、分析、処理及び応急対策を関係機関相互の緊密な連絡の下に的確かつ迅速に行うため、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部に關係機関連絡員室を併設する。

關係機関連絡員室には、原則として次の關係機関が可能な範囲内で職員を派遣し、必要に応じて職員を駐在させる。

なお、この關係機関以外の機関であっても、市災害対策本部と協議し、派遣・駐在することができる。

設置場所	災害対策本部（市役所木田庁舎）
関係機関	陸上自衛隊第5施設群、高田河川国道事務所、北陸農政局岡地域センター上越支所、上越海上保安署、上越地域振興局、 <u> </u> 県警察、上越地域消防事務組合、(追加)、 <u> </u> (追加)
主な活動内容	① 市域内の被害状況把握 ② 市災害対策本部及び関係機関との情報交換・連絡調整 ③ その他必要な事項
携行品	所属との連絡のための無線機等を持参する。

4～5（略）

オ 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（災害対策本部長:市長）が不在時における職務代理者は、次の順位により指揮命令を確立する。

- ・第1・2順位 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則に規定する順序による副市長
- ・第3順位 教育長
- ・第4順位 ガス水道事業管理者
- ・第5順位 理事
- ・第6順位 教育次長

カ（略）

②（略）

(3)~(4)（略）

3 関係機関連絡員室の設置

市は、災害時の情報収集、分析、処理及び応急対策を関係機関相互の緊密な連絡の下に的確かつ迅速に行うため、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部に關係機関連絡員室を併設する。

關係機関連絡員室には、原則として次の關係機関が可能な範囲内で職員を派遣し、必要に応じて職員を駐在させる。

なお、この關係機関以外の機関であっても、市災害対策本部と協議し、派遣・駐在することができる。

設置場所	災害対策本部（市役所木田庁舎）
関係機関	陸上自衛隊第5施設群、高田河川国道事務所、 <u> </u> 、 <u> </u> 、 <u> </u> 、上越海上保安署、上越地域振興局、新潟県警察、上越地域消防事務組合、NPO法人新潟県災害救援機構、ネクスコ東日本上越管理事務所
主な活動内容	① 市域内の被害状況把握 ② 市災害対策本部及び関係機関との情報交換・連絡調整 ③ その他必要な事項
携行品	所属との連絡のための無線機等を持参する。

4～5（略）

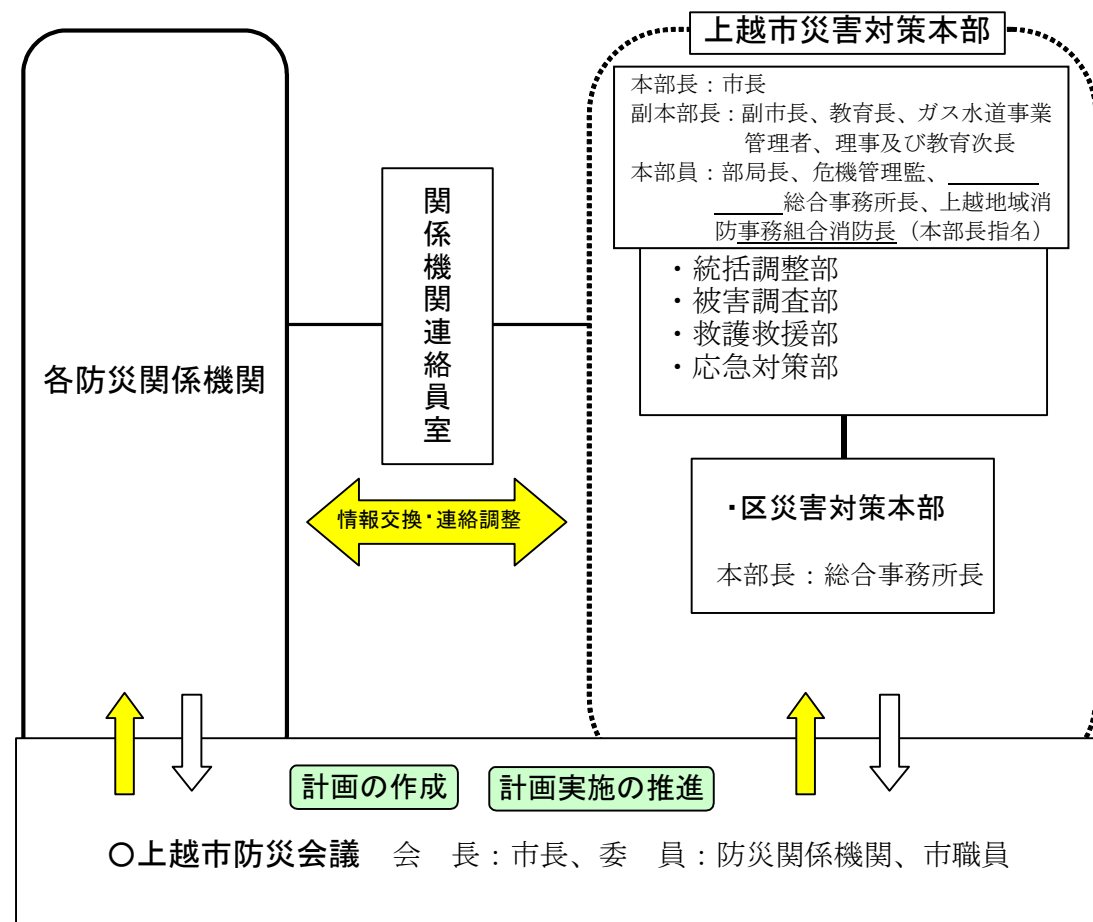
指揮命令順位追加

関係機関の改正
R4.3月

6 新潟県現地災害対策本部との連携

市及び防災関係機関は、市域内に大規模な災害が発生し、新潟県現地対策本部が設置された場合には、相互に連携し、災害応急対策の実施にあたる。連携に当たっては、新潟県総合防災情報システムを活用する。

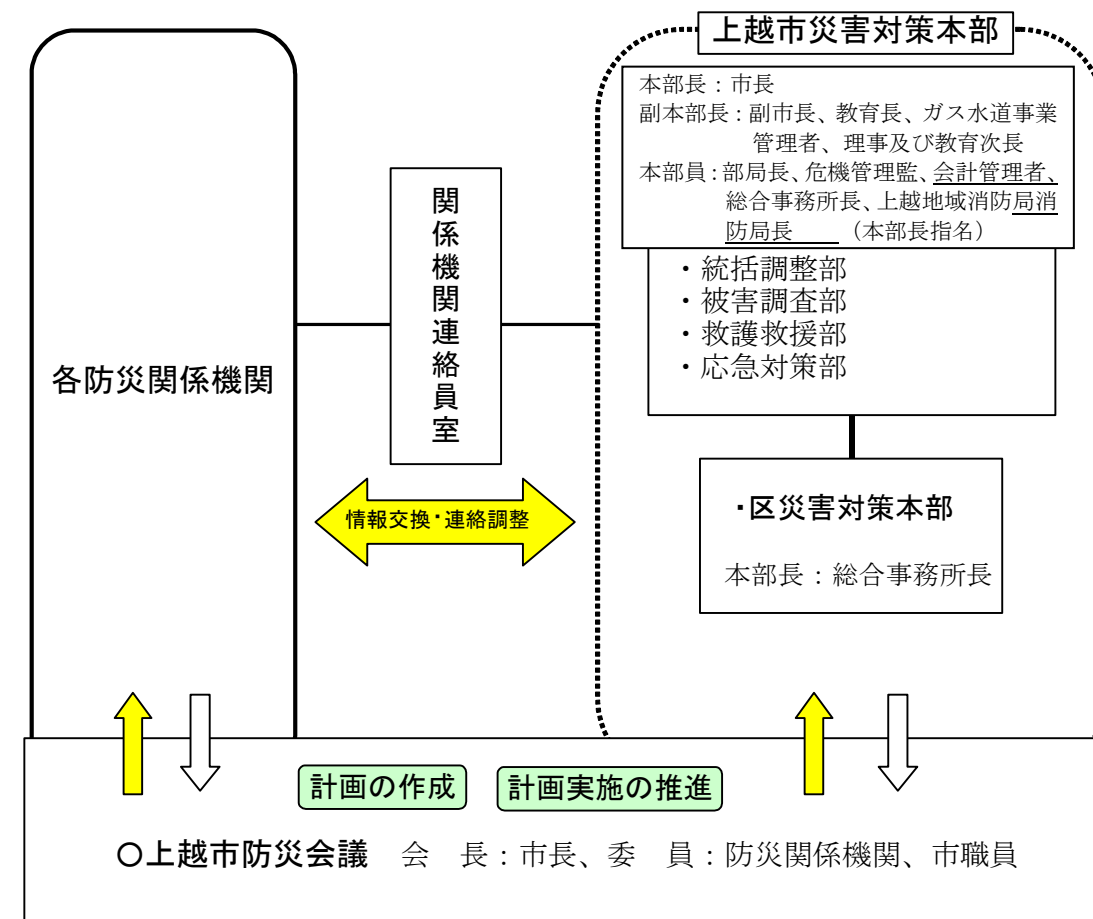
【 上越市防災会議（上越市災害対策本部）体系図 】



6 新潟県現地災害対策本部との連携

市及び防災関係機関は、市域内に大規模な災害が発生し、新潟県現地対策本部が設置された場合には、相互に連携し、災害応急対策の実施にあたる。連携に当たっては、新潟県総合防災情報システムを活用する。

【 上越市防災会議（上越市災害対策本部）体系図 】



本部員改正

第2節 防災関係機関の相互協力体制

担当：調整・渉外班、情報収集・統括班

1 計画の方針

- (1) (略)
- (2) それぞれの責務

第2節 防災関係機関の相互協力体制

担当：調整・渉外班、情報収集・統括班

1 計画の方針

- (1) (略)
- (2) それぞれの責務

<p>① 市の責務 ア～エ (略) オ _____ _____</p> <p>_____相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</p> <p>カ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に _____ 他の市町村 _____ 等から応援を受けることができるよう、あらかじめ _____</p> <p>_____要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法 _____、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制などの必要事項 _____を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>② 県の責務 ア 県は、市、国、公共機関と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施するとともに、<u>県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに他の都道府県関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。</u>また、必要に応じて、<u>専門家に助言・支援の要請を行う。</u></p> <p>イ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、<u>区域内の市町村に対して市を応援することを求める。</u> _____</p> <p>_____</p> <p>ウ～エ (略) オ 隣接県等との協定の締結促進 _____ _____に努め、相互応援体制の強化を図る。</p> <p>カ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速 _____ に国又は他の都道府県 _____ 等から応援を受けることができるよう、あらかじめ _____</p> <p>_____要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項 _____を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>キ (略) ク 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりとともに、平常時から連絡体制等の構築、 _____ に努める。配慮する。</p>	<p>① 市の責務 ア～エ (略) オ <u>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。</u>また、<u>市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。</u>なお、<u>その際、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u></p> <p>カ 災害規模や被災地のニーズに応じて _____ 迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ<u>市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。</u>さらに、<u>円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項 _____</u>を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>② 県の責務 ア 県は、市、国、公共機関と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施する。 _____</p> <p>_____</p> <p>イ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、<u>県内 _____ 市町村に対して市を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。</u>また、必要に応じて、<u>専門家に助言・支援の要請を行う。</u></p> <p>ウ～エ (略) オ <u>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。</u></p> <p>カ 災害規模や被災地のニーズに応じて _____ 迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ<u>市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。</u>さらに、<u>円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項 _____</u>を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>キ (略) ク 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりとともに、平常時から連絡体制等の構築、<u>応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。</u> _____</p>	<p>県計画の修正を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映に伴う追記） R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（後段を事項に移動）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画を踏まえた変更）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映に伴う追記） R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映に伴う追記） R2.10月</p>
---	---	---

<p>ケ 連絡不通時の市への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。</p> <p>コ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有する<u>など連携に</u> _____努める。</p> <p>(追加) _____ (追加) _____ _____ (追加) _____</p> <p>③ (略) (3)～(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>ケ 連絡不通時の市への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。</p> <p>コ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、<u>災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。</u></p> <p>サ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、<u>多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。</u></p> <p>シ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、<u>あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u></p> <p>ス 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、<u>県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>③ (略) (3)～(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>記) R2. 10 月 県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) R3. 3 月</p>
<p style="text-align: center;">第3節 気象情報等の伝達</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針 (1)～(3) (略) (4) 要配慮者に対する配慮 市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への<u>避難準備・高齢者等避難開始情報等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。</u> また、市は消防団・自主防災組織等の協力を得ながら高齢者・障害者及び観光客等に対する支援要員を確保し、的確な情報伝達・避難誘導を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 業務の内容 (1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報 新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。</p> <p>(追加) _____ _____</p>	<p style="text-align: center;">第3節 気象情報等の伝達</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針 (1)～(3) (略) (4) 要配慮者に対する配慮 市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への<u>_____高齢者等避難_____情報等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。</u> また、市は消防団・自主防災組織等の協力を得ながら高齢者・障害者及び観光客等に対する支援要員を確保し、的確な情報伝達・避難誘導を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 業務の内容 (1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報 新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。 <u>その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報、危険度及びその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報をわかりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</u></p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正 (防災基本計画の反映) H31. 3 月</p>

① 特別警報・警報・注意報

ア (略)

イ 発表基準

(ア) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合
高潮	台風や同程度の温帯低	高潮になると予想される場合
波浪	気圧により	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注1 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

① 特別警報・警報・注意報

ア (略)

イ 発表基準

(ア) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合
高潮	台風や同程度の温帯低	高潮になると予想される場合
波浪	気圧により	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注1 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

関係機関の意見に基づく修正（新潟気象台）R3.3月

発表基準の変更 R4.3月

(イ) 警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表		平成30年5月30日現在 発表官署 新潟地方気象台	
上越市	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	新潟県 上越 上越市	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	16 95
	洪水	流域雨量指数基準	保倉川流域=25.5、正善寺川流域=7.6、大瀬川流域=5.9、青田川流域=7.2、 儀明川流域=8.9、櫛池川流域=8.2、矢代川流域=18、別所川流域=11.1、 大熊川流域=8.5、渋江川流域=6.5、戸野目川流域=7.4、湯川流域=11.9、 重川流域=5.1、飯田川流域=13、桑曾根川流域=8.4、猿俣川流域=4.4、 高谷川流域=11、小黒川流域=13.4、細野川流域=6.2、熊谷川流域=4.1、 田麦川流域=8.2、朴ノ木川流域=5.7、内川流域=7.2、雁平川流域=8.8、 小黒川流域=4.6、片貝川流域=7.1、柿崎川流域=24.6、桑取川流域=12、 名立川流域=12.6、米山川流域=4.6、小河川流域=4.6、吉川流域=11.2、 米山寺川流域=6.1、大出口川流域=5.7、平等寺川流域=6.1、入河沢川流域=4.9
		複合基準*1	関川流域=(8, 40, 6)、保倉川流域=(8, 22, 9)、戸野目川流域=(8, 6, 6)、 飯田川流域=(8, 11, 7)、桑曾根川流域=(8, 8, 2)、米山川流域=(8, 4, 1)、 吉川流域=(10, 10, 7)、大出口川流域=(8, 5, 1)
		指定河川洪水予報 による基準	関川【高田】
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm
	波浪	有義波高	5.5m
	高潮	潮位	1.4m
	注意報	大雨	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準
洪水		流域雨量指数基準	保倉川流域=16.1、正善寺川流域=6、大瀬川流域=4.7、青田川流域=5.8、 儀明川流域=7.1、櫛池川流域=6.5、矢代川流域=14.4、別所川流域=8.8、 大熊川流域=6.8、渋江川流域=5.2、戸野目川流域=5.9、湯川流域=9.5、 重川流域=4、飯田川流域=10、桑曾根川流域=6.7、猿俣川流域=3.5、高谷川流域 =8.8、小黒川流域=10.7、細野川流域=5、熊谷川流域=3.3、 田麦川流域=6.6、朴ノ木川流域=4.6、内川流域=5.8、雁平川流域=7、 小黒川流域=3.6、片貝川流域=5.7、柿崎川流域=19.7、桑取川流域=9.6、 名立川流域=10、米山川流域=3、小河川流域=3.6、吉川流域=8.9、 米山寺川流域=4.8、大出口川流域=4.5、平等寺川流域=4.9、入河沢川流域=3.9
		複合基準*1	関川流域=(8, 28, 8)、保倉川流域=(7, 16, 1)、矢代川流域=(5, 8, 1)、 大熊川流域=(9, 6, 8)、戸野目川流域=(5, 5, 9)、湯川流域=(7, 8, 8)、 飯田川流域=(5, 9, 8)、桑曾根川流域=(5, 4, 8)、高谷川流域=(9, 7, 7)、 田麦川流域=(8, 5, 3)、米山川流域=(5, 3)、小河川流域=(5, 3, 6)、 吉川流域=(9, 5, 5)、米山寺川流域=(9, 4, 8)、大出口川流域=(8, 4, 5)、 平等寺川流域=(5, 4, 9)
		指定河川洪水予報 による基準	関川【高田】
強風		平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s
風雪		平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm
波浪		有義波高	2.5m
高潮		潮位	1.0m
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上		
濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m	
乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%		
なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合		
低温	5~9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月：海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
着水・着雪	1. 着しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	
*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。			

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

(1)~(14) (略)

(7) (略)

(イ) 警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表		令和2年6月6日現在 発表官署 新潟地方気象台	
上越市	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	新潟県 上越 上越市	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	16 95
	洪水	流域雨量指数基準	保倉川流域=25.5、正善寺川流域=7.8、大瀬川流域=5.7、青田川流域=7.4、 儀明川流域=7.6、櫛池川流域=11、矢代川流域=18.4、別所川流域=10.7、 大熊川流域=10.7、渋江川流域=6.7、戸野目川流域=6.9、湯川流域=11.3、 重川流域=5.2、飯田川流域=13.6、桑曾根川流域=10.9、猿俣川流域=4.1、 高谷川流域=11.4、小黒川流域=14.9、細野川流域=7.9、熊谷川流域=4.2、 田麦川流域=8.1、朴ノ木川流域=6.4、内川流域=7.7、雁平川流域=5.7、 小黒川流域=5、片貝川流域=7.9、柿崎川流域=25.9、桑取川流域=14.4、 名立川流域=16、米山川流域=4.6、小河川流域=4.6、吉川流域=11.2、 米山寺川流域=6.1、大出口川流域=6.4、平等寺川流域=6.7、入河沢川流域=5.6
		複合基準*1	関川流域=(8, 40, 5)、保倉川流域=(8, 22, 9)、正善寺川流域=(8, 6, 8)、 大瀬川流域=(8, 4, 7)、儀明川流域=(8, 7, 6)、戸野目川流域=(8, 5, 2)、 飯田川流域=(8, 11, 9)、桑曾根川流域=(8, 8, 5)、米山川流域=(8, 4, 1)、 吉川流域=(10, 10, 8)、大出口川流域=(8, 5, 7)
		指定河川洪水予報 による基準	関川【高田】
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ55cm
	波浪	有義波高	5.5m
	高潮	潮位	1.4m
	注意報	大雨	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準
洪水		流域雨量指数基準	保倉川流域=16.1、正善寺川流域=6.2、大瀬川流域=4.5、青田川流域=5.7、 儀明川流域=6、櫛池川流域=8.8、矢代川流域=14.7、別所川流域=8.5、 大熊川流域=8.5、渋江川流域=5.3、戸野目川流域=5.5、湯川流域=6.9、 重川流域=4.1、飯田川流域=10.8、桑曾根川流域=8.7、猿俣川流域=3.2、 高谷川流域=9.1、小黒川流域=11.9、細野川流域=6.3、熊谷川流域=3.3、 田麦川流域=6.4、朴ノ木川流域=5.1、内川流域=6.1、雁平川流域=4.5、 小黒川流域=4、片貝川流域=6.3、柿崎川流域=16.7、桑取川流域=11.5、名立川流域 =12.8、米山川流域=3、小河川流域=3.6、吉川流域=8.9、 米山寺川流域=4.9、大出口川流域=5.1、平等寺川流域=5、入河沢川流域=4.4
		複合基準*1	関川流域=(8, 29)、保倉川流域=(7, 16, 1)、正善寺川流域=(5, 6, 1)、 大瀬川流域=(5, 4, 2)、青田川流域=(8, 5, 7)、儀明川流域=(8, 6)、 櫛池川流域=(9, 8, 8)、大熊川流域=(5, 7, 7)、戸野目川流域=(5, 4, 7)、 湯川流域=(7, 6, 4)、飯田川流域=(5, 10, 7)、桑曾根川流域=(5, 4, 8)、 高谷川流域=(8, 7, 3)、田麦川流域=(7, 5, 4)、片貝川流域=(9, 6, 3)、 柿崎川流域=(5, 16, 3)、名立川流域=(9, 12, 8)、米山川流域=(5, 3)、 小河川流域=(5, 3, 6)、吉川流域=(7, 8, 9)、米山寺川流域=(9, 4, 9)、 大出口川流域=(7, 4, 7)、平等寺川流域=(9, 5)、入河沢川流域=(5, 4, 4)
		指定河川洪水予報 による基準	関川【高田】
強風		平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 海上 15m/s
風雪		平均風速	陸上 4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ30cm
波浪		有義波高	2.5m
高潮		潮位	1.0m
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上		
濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m	
乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%		
なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合		
低温	5~9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月：海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
着水・着雪	1. 着しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	
*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。			

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

(1)~(14) (略)

(7) (略)

時点修正

<p>② 気象情報等</p> <p>ア 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、<u>防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>イ 土砂災害警戒情報</p> <p>新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、<u>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で<u>、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（上越市では1時間雨量100mm）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>エ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>府県予報区（上越、中越、下越、佐渡）単位で発表する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>この情報の有効期間は、発表から<u>1時間</u>で</p>	<p>② 気象情報等</p> <p>ア 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、<u>防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</u></p> <p><u>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」、という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p><u>大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p>イ 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、<u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒を呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。</u></p> <p><u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>新潟県内で<u>大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（上越市では1時間雨量100mm）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u></p> <p>エ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。なお、実際に危険度高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間で</u></p>	<p>関係機関の意見に基づく修正（新潟気象台）R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（内閣府ガイドライン改定に伴う記述変更）R2.10月</p> <p>関係機関意見に基づく修正（新潟気象台）R4.3月</p> <p>関係機関意見に基づく修正（新潟気象台）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（内閣府ガイドライン改定に伴う記述変更）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（内閣府ガイドライン改定に伴う記述変更）R2.10月</p>
---	--	--

<p>(追加)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 火災警報</p> <p>① 市の業務</p> <p>市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、期限を定め火災警報の発表等火災予防上適切な措置を講じる。</p> <p>市は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、広報車・消防車、<u>エフエム上越(株)</u>、<u>上越ケーブルビジョン(株)</u>等による呼びかけ等、公衆及び所在の官公署・事業者等に周知するとともに、県消防課に通報する。</p> <p>② (略)</p>	<p>ク 流域雨量指数の予測値</p> <p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u></p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 火災警報</p> <p>① 市の業務</p> <p>市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、期限を定め火災警報の発表等火災予防上適切な措置を講じる。</p> <p>市は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、広報車・消防車、<u>上越ケーブルビジョン(株)</u>等による呼びかけ等、公衆及び所在の官公署・事業者等に周知するとともに、県消防課に通報する。</p> <p>② (略)</p>	<p>月</p> <p>コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正（広報対話課）R3.3月</p>
<p>第4節 洪水予報・水防警報の伝達</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p><u>市が伝達する避難に関する情報やその他機関が配信する気象・防災情報（洪水・水防情報）、土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に十分注意を払い、町内会や自主防災組織、近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。</u></p> <p>② 市の責務</p> <p>ア <u>国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報（洪水・水防情報）、土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、市民への避難勧告等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>イ (略)</p>	<p>第4節 洪水予報・水防警報の伝達</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p><u>「自らの命は自らが守る」という意識のもと市が伝達する避難に関する情報やその他機関が配信する気象・防災情報（洪水・水防情報）、土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に十分注意を払い、町内会や自主防災組織、近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。</u></p> <p>② 市の責務</p> <p>ア <u>住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報（洪水・水防情報）、土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、市民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。</u></p> <p><u>避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>イ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（内閣府の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた変更）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（検討会議提言の反映）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p>

<p>③ 国及び県の責務 ア～エ (略) オ 土砂災害緊急情報、警戒情報 (追加)</p> <hr/> <p>(7) 土砂災害緊急情報 重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査(以下「緊急調査」という。)を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報 大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった時には、土砂災害による被害の防止・軽減のため、県は新潟地方気象台と共同して、該当する県内市町村(聖籠町を除く)に土砂災害警戒情報を発表する。</p> <hr/> <p>(3) 主な取組 ①～② (略) ③ 市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、全戸配布している洪水ハザードマップ等に基づき、<u>避難の勧告、指示及び避難誘導</u>等を実施する。</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮策 市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を資料編に示すとともに、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への<u>避難準備・高齢者等避難開始情報</u>等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 設定水位の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 水防団待機水位 : 通常的水位から上昇し、消防団の出動準備の目安となる水位 ↓ ■ 氾濫注意水位 : 消防団の出動の目安となる水位 (警戒水位) ↓ ■ 避難判断水位 : 市町村長の<u>避難準備・高齢者等避難開始情報</u>発令の判断目安 避難に時間を要する人は避難を開始する参考となる水位 ↓ ■ 氾濫危険水位 : 市町村長の<u>避難勧告</u>発令の判断目安 	<p>③ 国及び県の責務 ア～エ (略) オ 土砂災害緊急情報、警戒情報 県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、住民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や住民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージし易いようにするなど、住民目線に立った情報伝達を行う。</p> <p>(7) 土砂災害緊急情報 重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査(以下「緊急調査」という。)を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの<u>指示等</u>の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報) 大雨警報(土砂災害)の発表後に、大雨によって土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となっている市町村(聖籠町を除く)を特定して警戒を呼び掛ける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(3) 主な取組 ①～② (略) ③ 市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、全戸配布している洪水ハザードマップ等に基づき、<u>避難の指示</u>及び避難誘導等を実施する。</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮策 市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を資料編に示すとともに、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への<u>高齢者等避難</u>(警戒レベル3)等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 設定水位の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 水防団待機水位 : 通常的水位から上昇し、消防団の出動準備の目安となる水位 ↓ ■ 氾濫注意水位 : 消防団の出動の目安となる水位 (警戒水位) ↓ ■ 避難判断水位 : 市町村長の<u>高齢者等避難</u>発令の判断目安 避難に時間を要する人は避難を開始する参考となる水位 ↓ ■ 氾濫危険水位 : 市町村長の<u>避難指示</u>発令の判断目安 (洪水特別警戒水 通常の水防行動が出来る方が避難を開始する参考となる水位) 	<p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(内閣府ガイドライン改定に伴う記述変更、防災基本計画の反映、新潟地方気象台修正案の反映) R2.10月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正(新潟気象台) R3.3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正(内閣府の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた変更) R2.10月</p>
--	--	--

<p>(洪水特別警戒水位) 通常の避難行動が出来る方が避難を開始する参考となる水位</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 市の業務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 避難勧告等の発令</p> <p>ア 国・県が伝達する氾濫危険水位(警戒水位)等の水位情報やダム放流量等の水防情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難勧告等の発令時機を適時、的確に判断し、防災行政無線等あらゆる伝達手段を用い、迅速かつ確実に市民等へ伝達する。</p> <p>イ 洪水予報等が発表され、該当する河川の浸水想定区域内に主として防災上の配慮を要する者(高齢者、障害者、乳幼児等)が利用する施設がある場合は、直ちに当該施設に情報を伝達し、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令するなど、それら施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) 県の業務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 河川防災情報システムによる情報提供</p> <p>河川に関する雨量・水位・ダム放流量_____等をリアルタイムで情報処理する河川防災情報システムによる情報をインターネットにより配信する。</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 高田河川国道事務所の業務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) (略)</p>	<p>位)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 市の業務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 避難指示等の発令</p> <p>ア 国・県が伝達する氾濫危険水位(警戒水位)等の水位情報やダム放流量等の水防情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難指示等の発令時機を適時、的確に判断し、防災行政無線等あらゆる伝達手段を用い、迅速かつ確実に市民等へ伝達する。</p> <p>イ 洪水予報等が発表され、該当する河川の浸水想定区域内に主として防災上の配慮を要する者(高齢者、障害者、乳幼児等)が利用する施設がある場合は、直ちに当該施設に情報を伝達し、<u>高齢者等避難</u>を発令するなど、それら施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) 県の業務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 河川防災情報システムによる情報提供</p> <p>河川に関する雨量・水位・ダム放流量・画像等をリアルタイムで情報処理する河川防災情報システムによる情報をインターネットにより配信する。</p> <p>⑥ 市長の避難指示等発令の判断の支援</p> <p><u>洪水時に、河川管理者から市町村長へ避難指示等の発令の判断に資する情報を、直接伝えるホットラインを行う。</u></p> <p>(3) 高田河川国道事務所の業務</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 市長の避難指示等発令の判断の支援</p> <p><u>洪水時に、河川管理者から市町村長へ避難指示等の発令の判断に資する情報を、直接伝えるホットラインを行う。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2.10月</p>
<p>第5節 災害時の通信確保</p> <p>担当：情報収集・統括班、災害対策班(各総合事務所)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p>	<p>第5節 災害時の通信確保</p> <p>担当：情報収集・統括班、災害対策班(各総合事務所)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p>	

<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 気象警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等の要配慮者にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、テレビ(ケーブルテレビを含む)、有線放送、ラジオ(エフエム上越株を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 防災関係機関、通信事業者等の責務 市又は県から要請があった場合は通信の確保に協力するとともに<u>被害情報等の情報を共有する。</u></p> <hr/> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電気通信事業者の設備の利用 市は、災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保するほか、携帯電話、メール(インターネット、LGWAN、ソーシャルネットワーク等)、東日本電信電話株の孤立防止対策用衛星電話が設置されている箇所については、これを利用して通信を確保する。 回線の不良等で通信の確保が困難な場合には、通信事業者に対し早期の復旧、並びに復旧期日の通知を要請する。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 気象警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等の要配慮者にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、テレビ(ケーブルテレビを含む)、有線放送、ラジオ_____、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 防災関係機関、通信事業者等の責務 市又は県から要請があった場合は通信の確保に協力するとともに、<u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電気通信事業者の設備の利用 市は、災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保するほか、携帯電話、メール(インターネット、LGWAN、ソーシャルネットワーク等) <u>(削除)</u> _____を利用して通信を確保する。 回線の不良等で通信の確保が困難な場合には、通信事業者に対し早期の復旧、並びに復旧期日の通知を要請する。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正(広報対話課) R3.3月</p> <p>県計画の修正に伴う修正(防災基本計画の反映) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(平成28年度で孤立防止対策用衛星電話(ku-1ch)は運用終了) H31.3月</p>
<p>第6節 (略)</p>	<p>第6節 (略)</p>	
<p>第7節 災害時の放送</p> <p>担当：広報・記録班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急放送の要請 県又は市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とす</p>	<p>第7節 災害時の放送</p> <p>担当：広報・記録班、情報収集・統括班</p> <p>1 1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急放送の要請 県又は市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とす</p>	

る一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続は、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

① （略）

② 全県波放送局の連絡先

局名	情報受信責任者
日本放送協会新潟放送局	放送部長
(株)新潟放送	報道担当部長
(株)新潟総合テレビ	報道制作部長
(株)テレビ新潟放送網	報道部長
(株)新潟テレビ21	報道グループ長
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長
新潟県民エフエム放送(株)	編成制作部長

(3) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び解除並びにこれに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除とする。

(4) コミュニティ放送局等への情報提供及び緊急放送の要請

市は、エフエム上越(株)、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会（「コミュニティ放送局」という。）に対し、事前の協定等に基づき、広報担当を置き災害に関する情報を逐次提供するほか、災害により必要な場合は緊急放送を要請する。

2 業務の体系

■ 災害に関する警報等の周知

↓

■ 緊急警報放送

↓

■ 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）

↓

■ 災害関連番組の編成

3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

(1)～(2) （略）

る一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続は、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

① （略）

② 全県波放送局の連絡先

局名	情報受信責任者
日本放送協会新潟放送局	放送部長
(株)新潟放送	報道担当部長
(株)NST新潟総合テレビ	報道制作部長
(株)テレビ新潟放送網	報道部長
(株)新潟テレビ21	報道グループ長
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長
(削除)	(削除)

(3) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難指示等_____の発令及び解除並びにこれに準じて行う_____高齢者等避難_____の発令及び解除とする。

(4) コミュニティ放送局等への情報提供及び緊急放送の要請

市は、_____上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会（「コミュニティ放送局」という。）に対し、事前の協定等に基づき、広報担当を置き災害に関する情報を逐次提供するほか、災害により必要な場合は緊急放送を要請する。

2 業務の体系

■ 災害に関する警報等の周知

↓

■ 緊急警報放送

↓

■ _____高齢者等避難_____・避難指示等

↓

■ 災害関連番組の編成

3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

(1)～(2) （略）

県計画を踏まえた修正(組織名変更)

県計画を踏まえた修正(新潟県民エフエム放送(株)が令和2年6月30日に「FM PORT」を廃局したため)

災害対策基本法の一部改正

コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正(広報対話課) R3.3月

災害対策基本法の一部改正

<p>(3) <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）</u> 原則として速報するが、市民の避難が既に終了した中で新たな避難に関する情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 コミュニティ放送局等 コミュニティ放送局は、市からの情報提供又は緊急放送の要請を受けて、次のとおり市民へ広報、周知する。</p> <p>(1) <u>エフエム上越(株)については、緊急割込み放送を行い市民への迅速な周知に努める。</u></p> <p>(2) <u>上越ケーブルビジョン(株)については、中継回線を災害対策本部設置場所等に設置しており、これらの施設を利用し速やかに放送する</u>_____。</p> <p>(3) (公社)上越市有線放送電話協会については、ページング放送を行い市民への迅速な周知に努める。</p>	<p>(3) <u>高齢者等避難</u> _____ ・避難指示等 原則として速報するが、市民の避難が既に終了した中で新たな避難に関する情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 コミュニティ放送局等 コミュニティ放送局は、市からの情報提供又は緊急放送の要請を受けて、次のとおり市民へ広報、周知する。</p> <p>(削除) _____</p> <p>(1) <u>上越ケーブルビジョン(株)については、中継回線を災害対策本部設置場所等に設置しており、これらの施設を利用し速やかに放送するとともに、コミュニティFM放送で緊急割込み放送を行い市民への迅速な周知に努める。</u></p> <p>(2) (公社)上越市有線放送電話協会については、ページング放送を行い市民への迅速な周知に努める。</p>	<p>コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正（広報対話課）R3.3月</p>
<p style="text-align: center;">第8節 広報・広聴活動</p> <p style="text-align: center;">担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 県警察の責務 生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、概ね次の項目について広報を行う。 ア～イ (略) ウ 市長から要求があった場合等の<u>避難指示（緊急）</u> 広報</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 緊急を要する放送の要請 市は、災害により必要な場合、<u>エフエム上越(株)緊急割り込み装置</u>により放送を行うほか、「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき、<u>エフエム上越(株)、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会</u>に災害に対する情報を提供し、緊急情報の放送を要請する。 また、災害により有線電気通信施設若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合等特別の必要があるときは、法第57条の規定に基づき、日本放送協会新潟放送局及び県内一</p>	<p style="text-align: center;">第8節 広報・広聴活動</p> <p style="text-align: center;">担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 県警察の責務 生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、概ね次の項目について広報を行う。 ア～イ (略) ウ 市長から要求があった場合等の<u>避難指示</u> _____ 広報</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 緊急を要する放送の要請 市は、災害により必要な場合、_____ <u>緊急割り込み装置</u>により放送を行うほか、「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき、_____ <u>上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会</u>に災害に対する情報を提供し、緊急情報の放送を要請する。 また、災害により有線電気通信施設若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合等特別の必要があるときは、法第57条の規定に基づき、日本放送協会新潟放送局及び県内一</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正（広報対話課）R3.3月</p>

<p>円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者をあわせて「全県波放送局」という。）に緊急情報の放送を要請するとともに、その内容を県に報告する。なお、要請できる内容は、洪水、火災の延焼等市民に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけとする。</p> <p>○ 全県波放送局 ・日本放送協会新潟放送局 ・(株)新潟放送 ・(株)新潟総合テレビ ・(株)テレビ新潟放送網 ・(株)新潟テレビ21 ・(株)エフエムラジオ新潟 ・新潟県民エフエム放送(株)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者をあわせて「全県波放送局」という。）に緊急情報の放送を要請するとともに、その内容を県に報告する。なお、要請できる内容は、洪水、火災の延焼等市民に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけとする。</p> <p>○ 全県波放送局 ・日本放送協会新潟放送局 ・(株)新潟放送 ・(株)NST新潟総合テレビ ・(株)テレビ新潟放送網 ・(株)新潟テレビ21 ・(株)エフエムラジオ新潟 (削除)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>社名変更</p> <p>新潟県民エフエム放送(株)が、令和2年6月30日に「FM PORT」を廃局したためR2.10月</p>																		
<p>第9節 市民等の避難</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>ア <u>「自らの身は自ら守る」</u>ため、気象情報や市等の広報、また身近な河川の水位や土砂災害の前兆現象等に注意する。</p> <p>イ 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。</p> <p>避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。</p> <table border="1" data-bbox="243 1381 1279 1864"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、<u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u></td> <td>① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、<u>指定避難所等への避難</u>を開始する。(避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。) ② 通常の避難行動ができる人は、<u>避難</u>するための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>災害の発生する可能性が明らかに高まった状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階</td> <td>通常の避難行動ができる人は、<u>避難</u>を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、待避・垂直避難</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況等	求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、 <u>指定避難所等への避難</u> を開始する。(避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。) ② 通常の避難行動ができる人は、 <u>避難</u> するための準備を開始する。	避難勧告	災害の発生する可能性が明らかに高まった状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、 <u>避難</u> を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、待避・垂直避難	<p>第9節 市民等の避難</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各総合事務所）</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民の責務</p> <p>ア <u>「自らの命は自らが守る」</u>ため、気象情報や市等の広報、また身近な河川の水位や土砂災害の前兆現象等に注意する。</p> <p>イ 市が発令する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。</p> <p>避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。</p> <p>※「平成30年7月豪雨」を教訓として、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、令和元年6月1日から防災情報を5段階の警戒レベルにより提供している。</p> <table border="1" data-bbox="1486 1381 2522 1864"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、<u>災害が発生するおそれがある</u>状況</td> <td>① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、<u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u>を開始する。(避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。) ② 通常の避難行動ができる人は、<u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u>するための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指</td> <td>災害が発生するおそれが高い<u>状況</u>で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階</td> <td>通常の避難行動ができる人は、<u>避難(立退き避難)</u>を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況等	求める行動	【警戒レベル3】 高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>災害が発生するおそれがある</u> 状況	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、 <u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> を開始する。(避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。) ② 通常の避難行動ができる人は、 <u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> するための準備を開始する。	【警戒レベル4】 避難指	災害が発生するおそれが高い <u>状況</u> で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、 <u>避難(立退き避難)</u> を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合	<p>県計画を踏まえた修正(検討会議提言の反映) R2.10月</p> <p>文言整理</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理(警戒レベル)) R2.10月</p> <p>他の計画と整合性を図り修正 R4.3月</p>
区分	発令時の状況等	求める行動																		
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、 <u>指定避難所等への避難</u> を開始する。(避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。) ② 通常の避難行動ができる人は、 <u>避難</u> するための準備を開始する。																		
避難勧告	災害の発生する可能性が明らかに高まった状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、 <u>避難</u> を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、待避・垂直避難																		
区分	発令時の状況等	求める行動																		
【警戒レベル3】 高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、 <u>災害が発生するおそれがある</u> 状況	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、 <u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> を開始する。(避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。) ② 通常の避難行動ができる人は、 <u>危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> するための準備を開始する。																		
【警戒レベル4】 避難指	災害が発生するおそれが高い <u>状況</u> で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、 <u>避難(立退き避難)</u> を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合																		

<p>避難指示（緊急）</p>	<p>① 災害の予兆現象の発生や差し迫った情勢から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ② 現に災害が発生した状況</p>	<p>_____を行う。</p> <p>① 避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② _____ _____まだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。ただし、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、待避・垂直避難を行う。</p>	<p>示</p> <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>災害が発生又は切迫している状況で、すでに安全な避難ができず命が危険な状況</p>	<p>等やむを得ないときは、待避・垂直避難（屋内安全確保）を行う。</p> <p>① 避難指示等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② 適切なタイミングで避難しなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等の要因によりまだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する（緊急安全確保）。</p>	
<p>ウ～オ （略）</p>	<p>② （略） ③ 市の責務 ア （略）</p>	<p>イ 市長は、河川水位、降雨量等を考慮し、避難基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難勧告等を発令する。_____</p>	<p>ウ～オ （略）</p>	<p>② （略） ③ 市の責務 ア （略）</p>	<p>イ 市長は、河川水位、降雨量等を考慮し、避難基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における_____高齢者等避難_____の発令に努める。なお、各総合事務所区域内の災害における避難指示等の発令については、総合事務所長が発表することができるものとし、この場合、発表後直ちに市長に報告する。</p>	<p>災害対策基本法の一部改正 県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R2.10月</p>
<p>ウ 避難勧告等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求める。</p>	<p>エ 浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、洪水予報及び避難勧告等をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。</p>	<p>オ 土砂災害警戒情報が発表された場合で必要があると認めるときは、対象区域内の住民及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し土砂災害警戒情報及び避難勧告等をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。</p>	<p>ウ 避難指示等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求める。</p>	<p>エ 浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、洪水予報及び避難指示等をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。</p>	<p>オ 土砂災害警戒情報が発表された場合で必要があると認めるときは、対象区域内の住民及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し土砂災害警戒情報及び避難指示等をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。</p>	<p>災害対策基本法の一部改正 災害対策基本法の一部改正 災害対策基本法の一部改正</p>
<p>カ 避難勧告等の伝達はあらかじめ定めた方法により、防災情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、FAX、電子メール、_____コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等、多様な手段を併用して、迅速・確実に行う。</p>	<p>キ 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。</p>	<p>カ 避難指示等の伝達はあらかじめ定めた方法により、防災情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、FAX、電子メール、スマートフォン用アプリ、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等、多様な手段を併用して、迅速・確実に行う。</p>	<p>キ 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理） R2.10月</p>	<p>県計画を踏まえた</p>	

<p>(追加)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 避難勧告等を発令した場合は、直ちに指定避難所等を開設することとし、<u>避難勧告</u>等発令前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。</p> <p>コ <u>避難勧告</u>等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。</p> <p>ク 旅行者等に対して避難路や避難所等、安否情報等の広報が行える体制を整える。</p> <p>④ 県の責務</p> <p>ア 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を、市町村に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。また、市から求めがあった場合には、<u>避難勧告</u>等の対象地域、判断時期等について助言をするとともに、時期を失することなく<u>避難勧告</u>等が発令されるよう、市に積極的に助言する。</p> <p>イ 市が発表した<u>避難勧告</u>等の発令状況及び被害状況等を集約し消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ その他防災関係機関等の責務</p> <p>指定行政機関の長又は指定地方行政機関は、市から<u>避難勧告</u>等の安全確保措置を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>適切な<u>避難勧告</u>、<u>避難指示</u>（緊急）の実施及び避難誘導等により、人的被害の発生を防止する。</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者に対しては、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等により、一般の住民よりも早く車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に<u>避難勧告</u>等を伝達するよう留意する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 避難勧告等の発令基準</p> <p>(1) 河川における<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>勧告・指示</u>（緊急）</p> <p><u>避難勧告</u>等の発令基準の概要は、次のとおりとする。なお、河川ごとの具体的な発令基準については、災害対応マニュアルで定める。</p> <p>① <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>発令の基準は、<u>避難勧告</u>等の基準を基に避難行動要支援者が避難に要する時間が確保できる段階</p>	<p>ク 危険の切迫性に応じた伝達文の工夫、対象者の明確化等により積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ <u>避難指示</u>等を発令した場合は、直ちに指定避難所等を開設することとし、<u>避難指示</u>等発令前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。</p> <p>ク <u>避難指示</u>等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。</p> <p>ク 旅行者等に対して避難路や避難所等、安否情報等の広報が行える体制を整える。</p> <p>④ 県の責務</p> <p>ア 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を、市町村に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。また、市から求めがあった場合には、<u>避難指示</u>等の対象地域、判断時期等について助言をするとともに、時期を失することなく<u>避難指示</u>等が発令されるよう、市に積極的に助言する。</p> <p>イ 市が発表した<u>避難指示</u>等の発令状況及び被害状況等を集約し消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ その他防災関係機関等の責務</p> <p>指定行政機関の長又は指定地方行政機関は、市から<u>避難指示</u>等の安全確保措置を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>適切な<u>避難指示</u> _____ の実施及び避難誘導等により、人的被害の発生を防止する。</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>① 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者に対しては、 _____ <u>高齢者等避難</u>の発令等により、一般の住民よりも早く車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(5) 積雪期の対応</p> <p>① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に<u>避難指示</u>等を伝達するよう留意する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 避難指示等の発令基準</p> <p>(1) 河川における _____ <u>高齢者等避難</u> _____、<u>避難指示</u>等 _____</p> <p><u>避難指示</u>等の発令基準の概要は、次のとおりとする。なお、河川ごとの具体的な発令基準については、災害対応マニュアルで定める。</p> <p>① _____ <u>高齢者等避難</u> _____</p> <p>発令の基準は、<u>避難指示</u>等の基準を基に避難行動要支援者が避難に要する時間が確保できる段階</p>	<p>修正（防災基本計画の反映） H31.3月 災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>表現の統一 R4.3月 災害対策基本法の一部改正</p>
---	--	--

において行う。

② 避難勧告・指示（緊急）

ア 市長が特に必要と認めたとときのほか、避難勧告等の発令基準は、次のとおりとする。

河川の種類	発令基準
①小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、拡大のおそれがあるとき。
②水位情報周知河川以外の中小河川	緊急度に応じて、 <u>避難勧告・指示（緊急）</u> を発表する。 ① 水害が発生し、人家に被害が及ぶと見込まれたとき。 ② 流入先河川の水位上昇等により排水が困難な状況で、かつ、流域での降雨が継続し、 <u>水があふれたり堤防決壊のおそれがあるとき。</u> なお、県河川防災情報システムにより情報入手可能な河川においては、上流域における水位・降雨状況も考慮して判断する。
③洪水予報河川 水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川	緊急度に応じて、 <u>避難勧告・指示（緊急）</u> を発表する。 ① 水害が発生し、人家に被害が及ぶと見込まれたとき。 ② 各河川の指定水位観測所において、水位が <u>避難判断水位</u> に達した場合で、その後も水位上昇が見込まれるときは、河川管理者より提供される防災情報や流域での降雨状況、その他以下の条件を考慮して判断する。 ○ 各観測所の上流観測所で水位上昇が継続、又は上流域での降雨が継続し、市内流域でのさらなる水位上昇が見込まれる。 ○ 巡視の結果、堤防に異常が発見され、水防活動によっても応急対応が困難であると判断される。

イ 上越市内の水防警報の対象となる水位観測所（※水位の は零点表示、下線なしは標高表示）

河川名	観測所名	地名	水防団待機水位 通報水位	氾濫注意水位 警戒水位	避難判断水位	氾濫危険水位 洪水特別警戒水位	堤防高	所管
関川	高田	北城町1	<u>3.18</u>	<u>3.78</u>	<u>5.05</u>	<u>5.80</u>	<u>8.49</u>	高田河川国道事務所
	二子島	妙高市西條	49.44	50.26	51.31	51.95	53.05	上越地域振興局
保倉川	顕聖寺	浦川原区有島	<u>26.05</u>	<u>26.90</u>	<u>27.06</u>	<u>27.48</u>	<u>28.24</u>	上越地域振興局 上越東維持管理事務所
	遊水池外水位	田沢新田	<u>5.63</u>	<u>6.96</u>	<u>7.75</u>	<u>8.38</u>	<u>9.95</u>	上越地域振興局
矢代川	石沢	石沢	14.05	15.05	<u>15.52</u>	<u>16.37</u>	18.31	上越地域振興局
正善寺川	藤新田	藤新田	7.95	8.75	9.05	9.57	11.91	上越地域振興局

において行う。

② 避難指示等

ア 市長が特に必要と認めたとときのほか、避難指示等の発令基準は、次のとおりとする。

河川の種類	発令基準
①小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、拡大のおそれがあるとき。
②水位情報周知河川以外の中小河川	緊急度に応じて、 <u>避難指示等</u> を発表する。 ① 水害が発生し、人家に被害が及ぶと見込まれたとき。 ② 流入先河川の水位上昇等により排水が困難な状況で、かつ、流域での降雨が継続し、 <u>越水、溢水や堤防決壊のおそれがあるとき。</u> なお、県河川防災情報システムにより情報入手可能な河川においては、上流域における水位・降雨状況も考慮して判断する。
③指定河川洪水予報及び水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川	緊急度に応じて、 <u>避難指示等</u> を発表する。 ① 水害が発生し、人家に被害が及ぶと見込まれたとき。 ② 各河川の指定水位観測所において、水位が <u>氾濫危険水位</u> に達した場合で、その後も水位上昇が見込まれるときは、河川管理者より提供される防災情報や流域での降雨状況、その他以下の条件を考慮して判断する。 ○ 各観測所の上流観測所で水位上昇が継続、又は上流域での降雨が継続し、市内流域でのさらなる水位上昇が見込まれる。 ○ 巡視の結果、堤防に異常が発見され、水防活動によっても応急対応が困難であると判断される。

イ 上越市内の水防警報の対象となる水位観測所（※水位の は零点表示、下線なしは標高表示）

河川名	観測所名	地名	水防団待機水位 通報水位	氾濫注意水位 警戒水位	避難判断水位	氾濫危険水位 洪水特別警戒水位	堤防高	所管
関川	高田	北城町1	<u>3.18</u>	<u>3.78</u>	<u>5.05</u>	<u>5.80</u>	<u>8.49</u>	高田河川国道事務所
	二子島	妙高市西條	49.44	50.26	51.31	51.95	53.05	上越地域振興局
保倉川	顕聖寺	浦川原区有島	26.05	26.90	27.06	27.48	28.24	上越地域振興局 上越東維持管理事務所
	遊水池外水位	田沢新田	5.63	6.96	7.75	8.38	9.95	上越地域振興局
矢代川	石沢	石沢	14.05	15.05	15.52	16.37	18.31	上越地域振興局
正善寺川	藤新田	藤新田	7.95	8.75	9.05	9.57	11.91	上越地域振興局

他の計画と整合性を図る修正 R4.3月

下線の修正

柿崎川	角 取	柿崎区落合	2.95	3.60	3.91	<u>4.21</u>	7.54	上越地域振興局
-----	-----	-------	------	------	------	-------------	------	---------

(2) 土砂災害における避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、指示（緊急）
 市民等から土砂災害発生の前兆現象等に関する通報、又は県から土砂災害警戒情報とその補足情報や土砂災害緊急情報の発表があった場合、警戒巡視の結果を考慮し、避難勧告等を発令する。
 市長が特に必要と認めたときのほか、避難勧告等の発令基準は、次のとおりとする。

情報の種類	発令基準
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	次の状況において、避難行動要支援者が避難に要する時間を考慮し、判断する。 ① 過去に土砂災害が発生した箇所で、降雨の継続により土砂災害の発生が見込まれるとき。 ② 土砂災害警戒情報等が発表され、該当区域を巡視の結果、土砂災害による人的・建物被害の発生が見込まれるとき。 ③ 降雨の継続による土砂災害発生の危険性が高まっているとき。
<u>避難勧告</u>	① <u>土砂災害がすでに発生し又は土砂災害緊急情報が発表され、人家に影響が及ぶと見込まれるとき。</u> ② 人家周辺で土砂災害の前兆現象が確認され、人的・建物被害の発生が見込まれるとき。（斜面の崩壊、擁壁や道路等にクラック発生等）
<u>避難指示（緊急）</u>	① <u>土砂災害がすでに発生し、緊急避難が必要なとき。</u> ② <u>人家周辺で土砂災害の前兆現象が確認され、大規模災害の発生が見込まれる。（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）</u>

(3) その他の災害等における勧告・指示（緊急）
 高潮、暴風及び竜巻等突発的な自然災害並びに市街地における大規模な火災等が発生し、必要があると認めたときは、当該地域の市民等に対し避難勧告を発表し、また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難指示（緊急）を発表し適切な避難誘導を行う。

3 業務の体系

- 市民等の自主避難に対する対応
- ↓
- 避難勧告等の発令、伝達
- ↓
- 避難誘導

4 業務の内容

柿崎川	角 取	柿崎区落合	2.95	3.60	3.91	4.21	7.54	上越地域振興局
-----	-----	-------	------	------	------	------	------	---------

(2) 土砂災害における_____ 高齢者等避難 _____、避難指示等 _____
 市民等から土砂災害発生の前兆現象等に関する通報、又は県から土砂災害警戒情報とその補足情報や土砂災害緊急情報の発表があった場合、警戒巡視の結果を考慮し、避難指示等を発令する。
 市長が特に必要と認めたときのほか、避難指示等の発令基準は、次のとおりとする。

情報の種類	発令基準
[警戒レベル3] _____ <u>高齢者等避難</u> _____	次の状況において、避難行動要支援者が避難に要する時間を考慮し、判断する。 ① 過去に土砂災害が発生した箇所で、降雨の継続により土砂災害の発生が見込まれるとき。 ② 土砂災害警戒情報等が発表され、該当区域を巡視の結果、土砂災害による人的・建物被害の発生が見込まれるとき。 ③ 降雨の継続による土砂災害発生の危険性が高まっているとき。
[警戒レベル4] _____ <u>避難指示</u> _____	① _____ <u>土砂災害緊急情報が発表され、人家に影響が及ぶと見込まれるとき。</u> ② 人家周辺で土砂災害の前兆現象が確認され、人的・建物被害の発生が見込まれるとき。（斜面の崩壊、擁壁や道路等にクラック発生等）
[警戒レベル5] _____ <u>緊急安全確保</u> _____	① <u>大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表されたとき。</u> ② <u>土砂災害の発生が確認されたとき</u>

(3) その他の災害等における指示等 _____
 高潮、暴風及び竜巻等突発的な自然災害並びに市街地における大規模な火災等が発生し、必要があると認めたときは、当該地域の市民等に対し避難指示等を発表し_____ 適切な避難誘導を行う。

3 業務の体系

- 市民等の自主避難に対する対応
- ↓
- 避難指示等の発令、伝達
- ↓
- 避難誘導

4 業務の内容

表現の統一 R4.3月

文言整理（警戒レベル）

災害対策基本法の一部改正

災害対策基本法の一部改正

文章の整理 R4.3月

災害対策基本法の一部改正

(1) 市民等の自主避難に対する対応

避難勧告等発令前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに指定避難所を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。

(2) 避難勧告等の発令、伝達

- ① 災害の発生又はそのおそれがある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難勧告等を発令するとともに、指定避難所を開設する。
- ② 避難勧告等の発令は、状況に応じて次の事項を明示して行う。ただし、屋内での待避等の安全確保措置については、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときに発表する。防災行政無線、防災ラジオ及び広報車等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。

・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項

- ③ (略)
 - ④ 避難勧告等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。
- (3) (略)

5 避難勧告等の発令

(1) 避難勧告等の実施者

区分	実施者	発令の基準	根拠法令
避難準備情報・高齢者等避難開始	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難勧告発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	法第56条
勧告	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	法第60条第1項
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	法第60条第5項
指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置の必要があるとき。	法第60条第1項、第3項

(1) 市民等の自主避難に対する対応

避難指示等発令前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに指定避難所を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。

(2) 避難指示等の発令、伝達

- ① 災害の発生又はそのおそれがある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難指示等を発令するとともに、指定避難所を開設する。
- ② 避難指示等の発令は、状況に応じて次の事項を明示して行う。ただし、屋内での待避等の安全確保措置については、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときに発表する。防災行政無線、防災ラジオ及び広報車等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。

・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項

- ③ (略)
 - ④ 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。
- (3) (略)

5 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の実施者

区分	実施者	発令の基準	根拠法令
[警戒レベル3] 高齢者等避難	市長 区総合事務所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始し、避難指示発令時に円滑かつ迅速な避難を実施させる必要があるとき。	法第56条第2項
[警戒レベル4] 避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置の必要があるとき。	法第60条第1項
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	法第60条第5項

文言整理（警戒レベル）

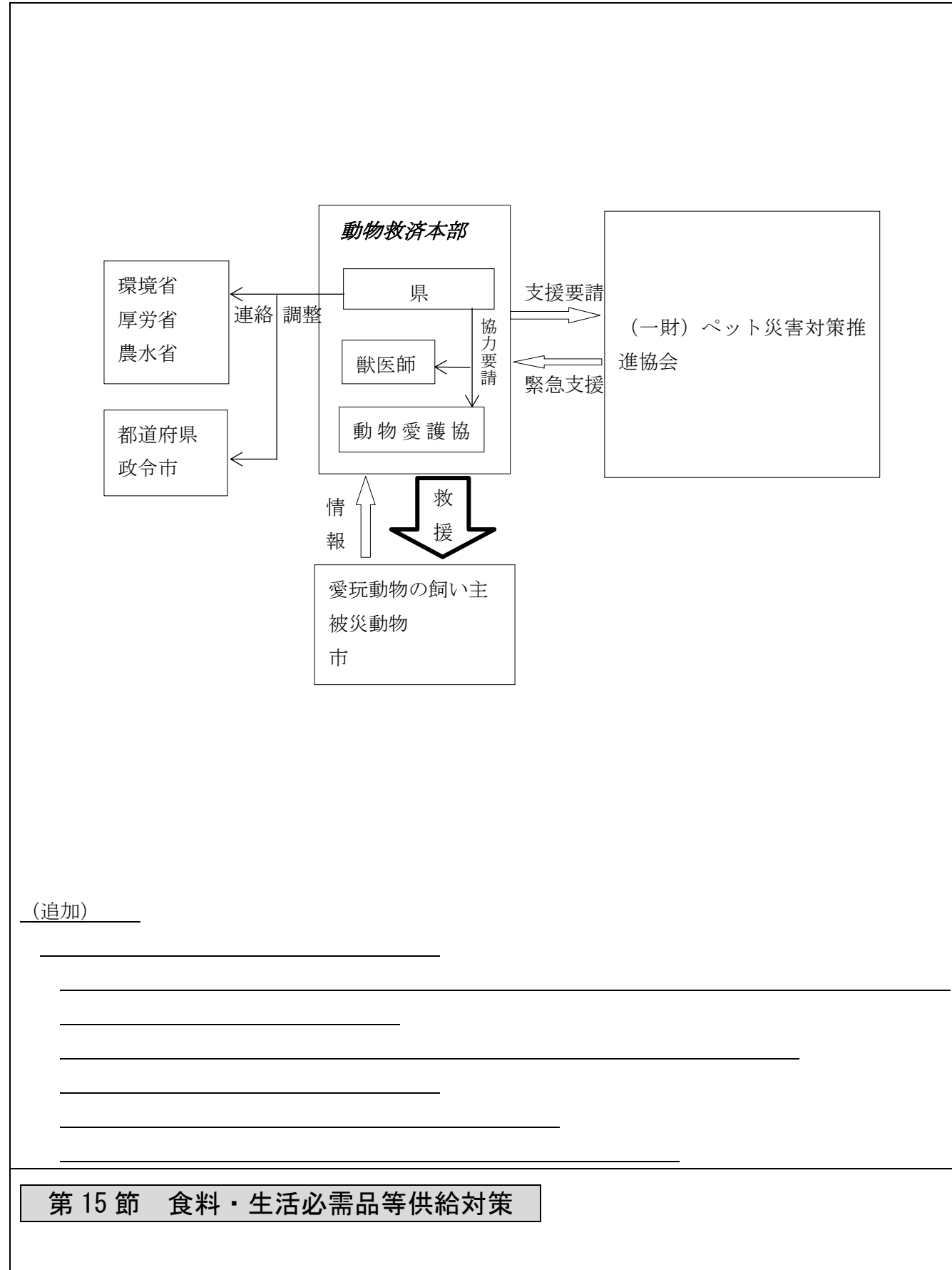
浦川原区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	浦川原区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正（広報対話課）R3.3月
大島区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	大島区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
牧区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	牧区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
柿崎区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	柿崎区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
大潟区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	大潟区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
頸城区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	頸城区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
吉川区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	吉川区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
中郷区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	中郷区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
板倉区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	板倉区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
清里区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	清里区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
三和区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	三和区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
名立区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	名立区	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
<p>※ 上記のほか、エフエム上越 受信エリアには、市からの緊急割り込み放送によるほか、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会の放送エリアでは番組中に災害に関する放送を行う場合がある。また安全メール、ソーシャルメディア等による広報、情報伝達も考慮する。</p>		<p>※ 上記のほか、コミュニティFM放送受信エリアには、市からの緊急割り込み放送によるほか、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会の放送エリアでは番組中に災害に関する放送を行う場合がある。また安全メール、ソーシャルメディア等による広報、情報伝達も考慮する。</p>		
<p>第10節 要配慮者の応急対策</p>		<p>第10節 要配慮者の応急対策</p>		
<p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班</p>		<p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班</p>		
<p>1 計画の方針 (1) (略) (2) それぞれの責務</p>		<p>1 計画の方針 (1) (略) (2) それぞれの責務</p>		

<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 市の責務 市は、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、<u>避難行動要支援者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者の情報の共有を行う。また、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行い、</u></p> <hr/> <p>避難後は要配慮者等の支援窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行うなど、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。</p> <p>さらに、情報を得にくい外国人や視聴覚に障害のある人等に対して、適切な情報提供を行う。</p> <p>また、避難行動要支援者等の医療情報の収集に努め、適切な医療サービス等が継続できるよう配慮する。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策 市は、防災関係機関と連携し次に示す対応にあたる。</p> <p>① <u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 外国人支援対策 市は、外国語ボランティア等の協力の下、外国人に対し次のような対応を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 外国語や<u>易しい</u>日本語による情報提供</p> <p>③～⑤ 複 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 市の責務 市は、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、<u>要配慮者</u>の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。</p> <p><u>避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。</u></p> <p>避難後は要配慮者等の支援窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行うなど、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。</p> <p>さらに、情報を得にくい外国人や視聴覚に障害のある人等に対して、適切な情報提供を行う。</p> <p>また、避難行動要支援者等の医療情報の収集に努め、適切な医療サービス等が継続できるよう配慮する。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 避難誘導対策 市は、防災関係機関と連携し次に示す対応にあたる。</p> <p>① <u>高齢者等避難</u>の伝達</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 外国人支援対策 市は、外国語ボランティア等の協力の下、外国人に対し次のような対応を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 外国語や<u>やさしい</u>日本語による情報提供</p> <p>③～⑤ 複 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正（健康福祉環境部）R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（災害対策基本法の一部改正）R3.6月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>正しい表記に修正（共生まちづくり課）R4.3月</p>
<p>第11節 避難所の運営</p> <p>担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各総合事務所）</p>	<p>第11節 避難所の運営</p> <p>担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各総合事務所）</p>	<p>災害対策基本法の</p>

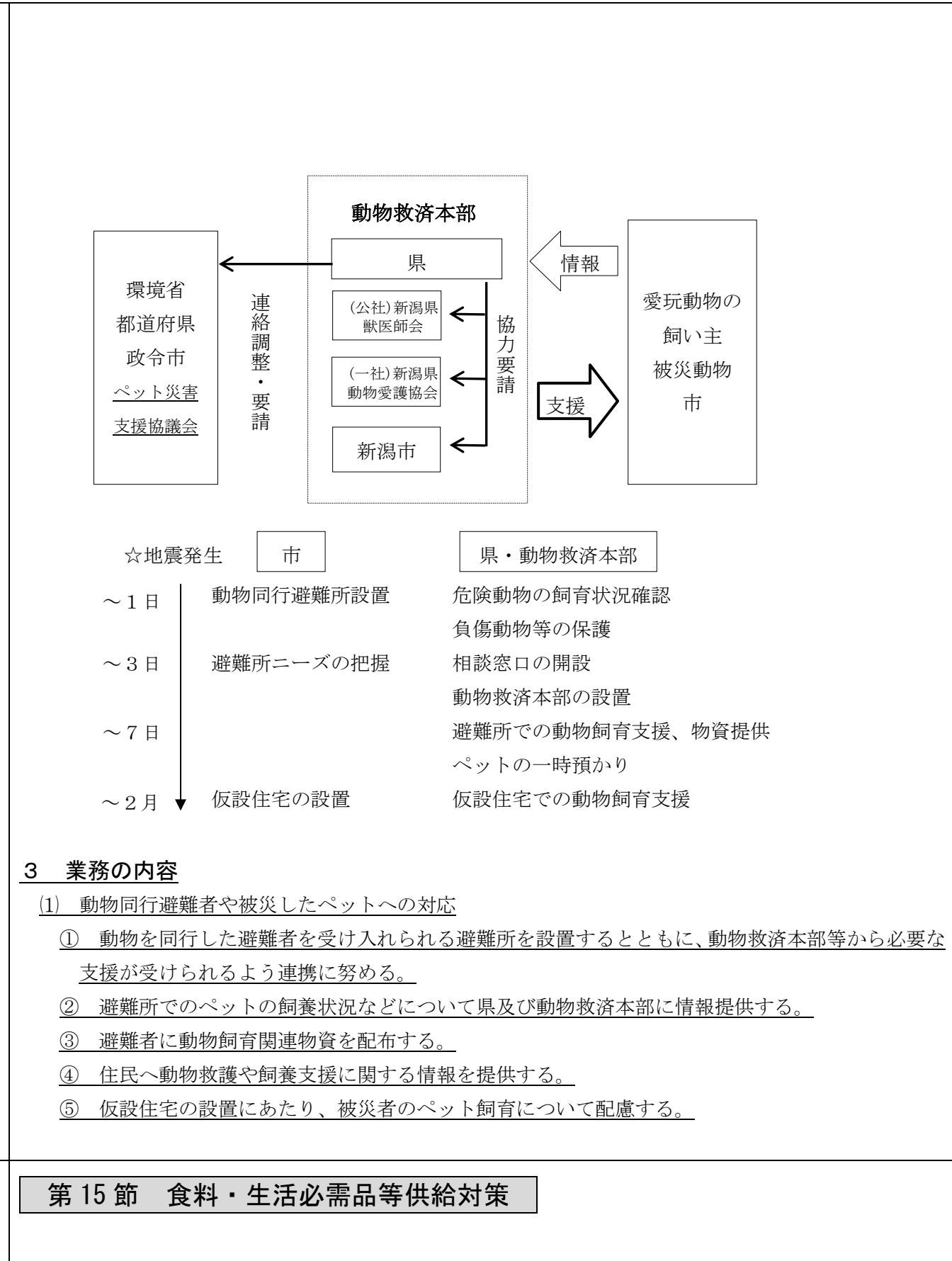
<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害の場合の指定避難所は、当該地域への<u>避難勧告</u>等発令後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の入居先が確保できた段階で閉鎖する。</p> <p>指定避難所の開設は地域住民等の協力を得て行う。開設に当たっては、市が作成する避難所開設・運営マニュアルに基づき、迅速で確実にを行うとともに、運営に当たっては、避難者の安全の確保、<u>生活環境の維持</u>、<u>要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いやプライバシーの確保に十分に配慮する。</u></p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>市は、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、福祉施設職員<u>(追加)</u>等の協力を得て指定避難所を開設・運営する。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>① 一般的事項</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>緊急性のある場合を除き、原則として避難者 1 人当たり 3 m²のスペースが確保できるよう注意する。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>トイレは仮設トイレも含めて男女別とする。</u></p> <p>ク テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の<u>充電設備</u>等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。</p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>シ <u>巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性を確保する。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害の場合の指定避難所は、当該地域への<u>避難指示</u>等発令後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の入居先が確保できた段階で閉鎖する。</p> <p>指定避難所の開設は地域住民等の協力を得て行う。開設に当たっては、市が作成する避難所開設・運営マニュアルに基づき、迅速で確実にを行うとともに、運営に当たっては、避難者の安全の確保、<u>防犯対策</u>、<u>生活環境の維持</u>、<u>感染症対策</u>、<u>要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いやプライバシーの確保に十分に配慮する。</u></p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>市は、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、福祉施設職員、<u>NPO 等の外部支援者等の協力を得て指定避難所を開設・運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p><u>また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難所運営の留意点</p> <p>① 一般的事項</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>避難者 1 人当たり 3～4 m²のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、間仕切りや簡易ベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、間仕切りが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ 2 m (最低 1 m) 空けることを意識するよう努める。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。なお、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回を一つの目安として、備蓄や災害時トイレの確保計画を作成することが望ましい。</u></p> <p>ク テレビ、ラジオ、<u>スマートフォン</u>の充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。</p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>シ <u>巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。</u></p> <p>ス 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、<u>感染症対策として必要な措置を講じるように努める。</u></p>	<p>一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（避難所における安全性確保の観点からの追記） R3. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R2. 10 月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） H31. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R2. 10 月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R3. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた修正（内閣府ガイドラインの反映） R3. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた修正（字句修正） R3. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた修正（内閣府ガイドラインの反映） R3. 3 月</p> <p>県計画を踏まえた</p>
--	---	--

<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>② 男女共同参画_____の視点に立った避難所運営 避難生活において人権を尊重することは、<u>女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、</u> どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。 ア 指定避難所への職員配置は、<u>男女のバランスに配慮する</u>_____。 イ 避難住民による避難所管理組織に対しては、<u>男女共同参画に配慮するよう求める</u>_____。 _____ ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>セ <u>気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を</u> <u>設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを</u> <u>行うなど、十分な熱中症対策を実施する。</u> ソ <u>住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。</u> タ <u>市町村は、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会</u> <u>や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>② 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営 避難生活において人権を尊重することは、<u>性別にかかわらず</u>_____必要不可欠であり、 どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。 ア 指定避難所への職員配置は、<u>女性と男性の両方を配置するように努める</u>。 イ 避難住民による避難所管理組織に対しては、<u>女性が参画し、意見が反映できるように配慮を求</u> <u>める。</u> ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>修正（防災基本計 画の反映）R2.10 月 県計画を踏まえた 修正（環境省通知 の反映）R3.3月 県計画を踏まえた 修正（防災基本計 画の反映）R3.3月 県計画を踏まえた 修正（性的少数者 への配所に関する 追記）R3.3月 県計画を踏まえた 修正（内閣府ガイ ドラインの反映） R3.3月 項番修正</p>
<p>第12節 (略)</p>	<p>第12節 (略)</p>	
<p>第13節 入浴対策</p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) 公衆浴場_の再開支援 市は、業務再開可能な公衆浴場等に対し給水、ボイラー等の復旧支援を行い、入浴環境を確保する とともに、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。また、避難者に対し入浴施設情報の広報 を行う。 (2)～(3) (略)</p>	<p>第13節 入浴対策</p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) 公衆浴場等の再開支援 市は、業務再開可能な公衆浴場等に対し給水、ボイラー等の復旧支援を行い、入浴環境を確保する とともに、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。また、避難者に対し入浴施設情報の広報 を行う。 (2)～(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた 修正（字句修正） R2.10月</p>
<p>第14節 愛玩動物の保護対策</p>	<p>第14節 愛玩動物の保護対策</p>	

<p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p>	<p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p>	
<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 飼い主の責務</p> <p>ア <u>愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</u></p> <p>イ <u>愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</u></p> <p>② 市の責務</p> <p>ア <u>市は、県、(公社)新潟県獣医師会及び(一社)新潟県動物愛護協会等が設置した「動物救済本部」に対し、指定避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</u></p> <p>イ <u>指定避難所を設置するに当たり、動物同行避難避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する</u>_____。</p> <p>ウ <u>避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。</u>_____</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>必要に応じ、国、都道府県、政令市及び一般財団法人ペット災害対策推進協会への連絡調整及び要請を行う。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 動物救済本部の責務</p> <p><u>必要に応じ、一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を要請し、次の活動を行う。</u></p> <p>ア <u>ペットフード等支援物資の提供</u></p> <p><u>避難した動物に対し、餌_____や飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。</u></p> <p>イ～ク (略)</p> <p>2 組織体系</p> <p><u>県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を要請する。</u></p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 飼い主の責務</p> <p>ア _____災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。</p> <p>イ _____一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア <u>ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するように努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。</u></p> <p>イ <u>指定避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。</u></p> <p>ウ <u>県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。</u></p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等_____への連絡調整及び要請を行う。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 動物救済本部の責務</p> <p>_____</p> <p>ア <u>ペットフード等支援物資の提供</u></p> <p><u>避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。</u></p> <p>イ～ク (略)</p> <p>2 組織体系</p> <p><u>組織図</u>_____</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（責務の度合いによる順序整理）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防止基本計画の反映）R3.3月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正（北越急行株式会社）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（連携可能な団体が設立されたことによる追記）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（関係機関の整理）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（組織図及び業務体系の整理）R2.10月</p>



第15節 食料・生活必需品等供給対策



県計画を踏まえた修正（連携可能な団体が設立されたことによる追記）
R3.3月

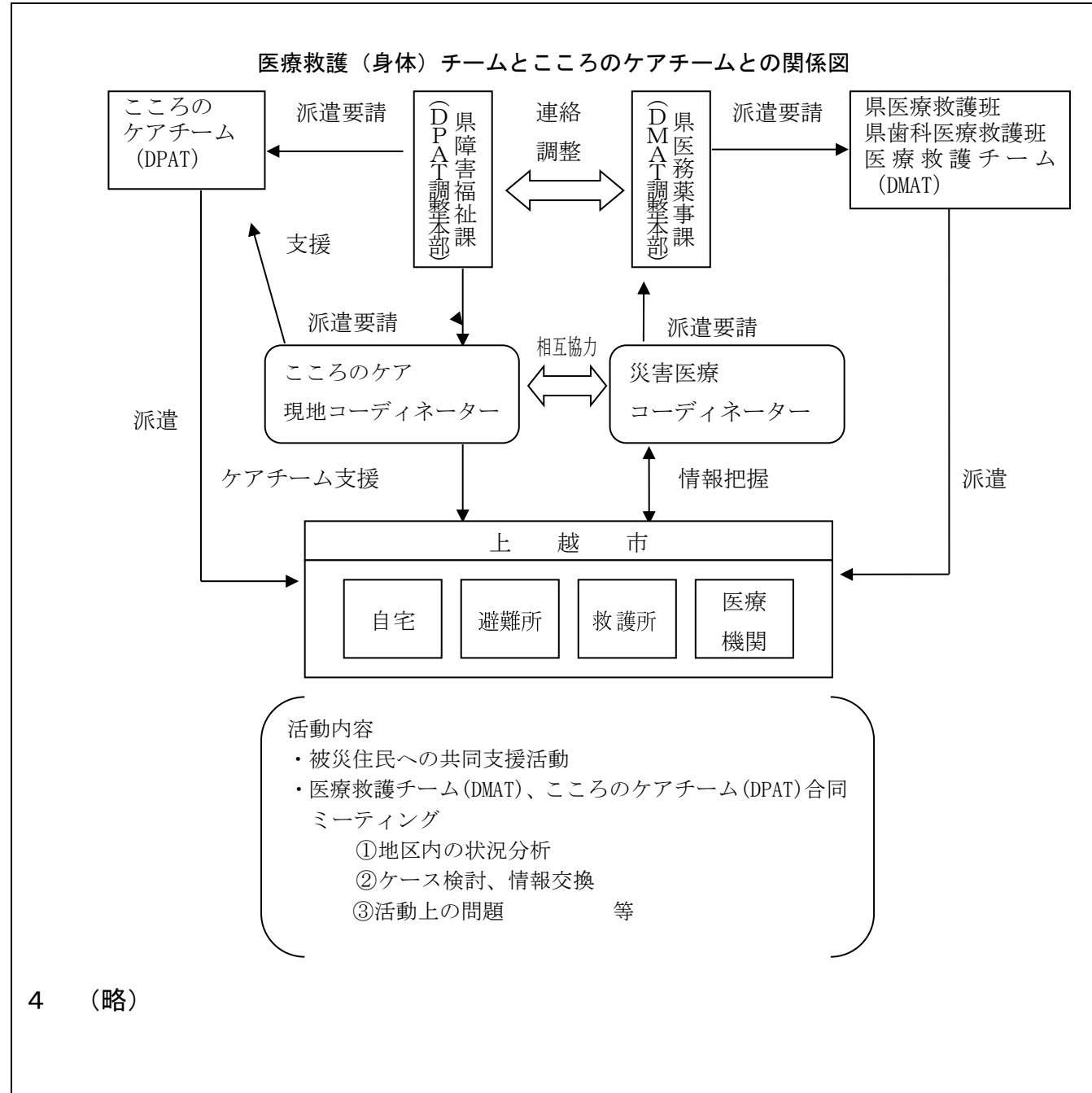
県計画を踏まえた修正（実施主体ごとの業務内容を追加）R2.10月
県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月

第15節 食料・生活必需品等供給対策

担当：食料調達班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、物資調達・輸送班	担当：食料調達班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、物資調達・輸送班	
<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>③ 県の責務</p> <p>ア 必要に応じて、物資____拠点を開設する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>④ 指定地方行政機関の責務</p> <p>ア 物資____拠点が開設された場合、その運用に協力する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 物資等の供給及び運送の要請等</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は市からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請または要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な次のような措置を講ずる。</p> <p>ア 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、____指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 運送事業者は、物資の調達、輸送の代行において、市、県又は指定地方行政機関__を支援する。</p> <p>(追加)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</u></p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア 必要に応じて、物資<u>輸送</u>拠点を開設する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p><u>オ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。</u></p> <p>④ 指定地方行政機関の責務</p> <p>ア 物資<u>輸送</u>拠点が開設された場合、その運用に協力する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 物資等の供給及び運送の要請等</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は市からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請または要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な次のような措置を講ずる。</p> <p>ア 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、<u>国又は指定地方行政機関等</u>に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 運送事業者は、物資の調達、輸送の代行において、市、県又は指定地方行政機関等を支援する。</p> <p>(7) <u>燃料の調達・供給</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理）H31.3月</p>

<p>(追加)</p>	<p>① 市及び重要施設（病院等）は、災害対応や市民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。</p> <p>② 県は、市や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。</p> <p>被災状況に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。</p> <p>燃料類の供給見通しについて広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。</p> <p>市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。</p>	<p>修正（燃料の調達・供給に係る業務内容の追記） H31. 3月 県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R3. 3月</p>
<p>第16節 (略)</p>	<p>第16節 (略)</p>	
<p>第17節 心のケア対策</p>	<p>第17節 心のケア対策</p>	
<p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班</p>	<p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班</p>	
<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて心のケアチーム（災害派遣精神医療チーム（DPAT）を含む。）派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア 心のケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため、「心のケア対策会議」を開催する。</p> <p>イ 被災住民に対する心のケア対策を実施し、市を支援する。</p> <p>ウ 必要に応じて、国（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所等）及び他都道府県の支援（専門的かつ高度な心のケアの技術支援等）を求める。</p> <p>エ 心のケアチームを編成した時は、その旨を厚生労働省に報告する。</p> <p>オ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の体制整備に努める。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 精神科医療機関の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 心のケアチーム活動等、県が実施する心のケア対策を支援する。</p> <p>⑥ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務</p> <p>県の設置する「心のケア対策会議」の構成員として、DPAT及び県が実施する心のケア対策の取組を支援する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 必要に応じて心のケア対策の支援を県に要請する。</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア 国の「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づき、県は、被災者の心のケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）等の体制整備に努める。</p> <p>イ 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、DPATの派遣を要請する。</p> <p>ウ DPATを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。</p> <p>エ 被災住民に対する心のケア対策を実施し、市を支援する。</p> <p>(削除)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 精神科医療機関の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動等、県が実施する心のケア対策を支援する。</p> <p>⑥ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務</p> <p>県が実施する心のケア対策の取組を支援する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画、厚生労働省「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」の反映に伴う修正、他の箇所との整合） R2. 10月 県計画を踏まえた修正（防災基本計画、厚生労働省「災害派遣精神医療チ</p>

<p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、災害発生から3日以内にこころのケア対策を検討し、指定避難所の開設が長期化すると予想される場合は、開設と同時に<u>こころのケアチーム派遣等の支援を県に要請する。</u></p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対しては、<u>こころのケアチーム等の支援を行うに際し、優先的かつ、きめ細かな支援を行うよう十分配慮する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者への啓発普及 ↓ ■ 相談窓口設置によるハイリスク者の把握 ↓ ■ 巡回相談の実施 ↓ ■ <u>こころのケアチームの支援要請</u> ↓ ■ 職員等のこころのケア対策 ↓ ■ 医療救護（身体）チームとの相互協力 <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>こころのケアチームの支援要請</u> 大規模災害で復興に時間を要し、被災者の支援が長期化すると予想され、被災住民の対応が市だけでは困難と判断される場合は、県に対し、こころのケアチーム等の派遣を要請する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>医療救護（身体）チームとの相互協力</u> <u>被災地でのこころのケアチームは、医療救護（身体）チームとの協働により実効ある被災住民への支援活動を実施するように努める。</u></p>	<p>(3) 主な取組</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、災害発生から3日以内にこころのケア対策を検討し、指定避難所の開設が長期化すると予想される場合は、開設と同時にDPAT _____ 派遣等の支援を県に要請する。</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 災害によるダメージを受けやすい要配慮者 _____ 等に対しては、 _____ 優先的かつ、きめ細かな支援を行うよう十分配慮する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>。</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者への啓発普及 ↓ ■ 相談窓口設置によるハイリスク者の把握 ↓ ■ 巡回相談の実施 ↓ ■ <u>DPAT _____ の支援要請</u> ↓ ■ 職員等のこころのケア対策 ↓ ■ 医療救護（身体）チームとの相互協力 <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>こころのケア _____ 支援要請</u> 大規模災害で復興に時間を要し、被災者の支援が長期化すると予想され、被災住民の対応が市だけでは困難と判断される場合は、県に対し、<u>DPAT _____ 等の派遣を要請する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(削除) _____ _____ _____</p>	<p>ーム（DPAT）活動要領」の反映に伴う修正、他の箇所との整合） R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理(他箇所との整合)) R2.10月</p> <p>文言の整理</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画、厚生労働省「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」の反映に伴う修正）R2.10月</p>
---	--	---



(削除)

4 (略)

第18節 自衛隊への災害派遣要請

担当：情報収集・統括班

1～4 (略)

5 災害派遣による救援活動の区分及び概要

救援活動区分	概要
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を

第18節 自衛隊への災害派遣要請

担当：情報収集・統括班

1～4 (略)

5 災害派遣による救援活動の区分及び概要

救援活動区分	概要
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を

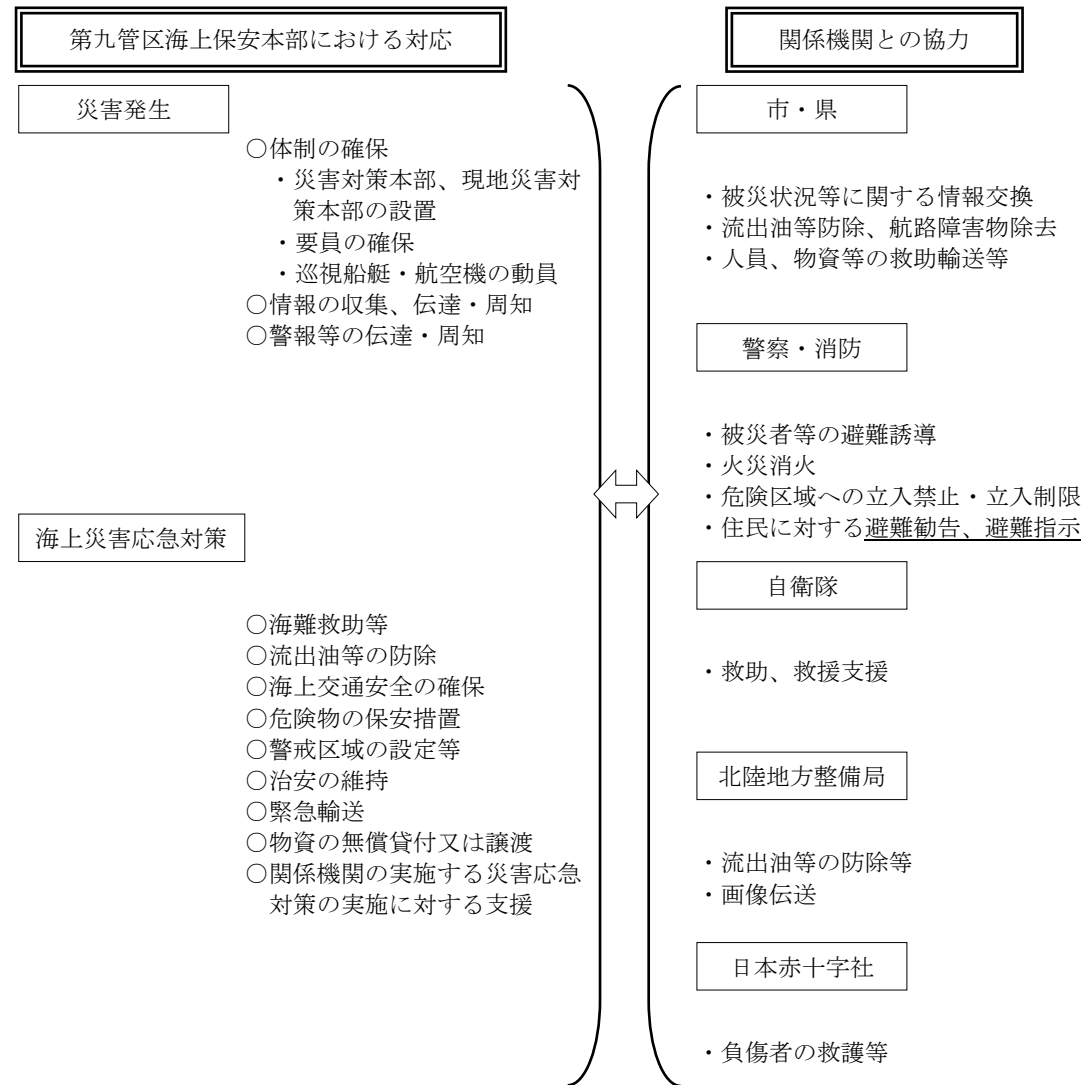
	把握する。		把握する。									
②避難の援助	避難勧告等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	②避難の援助	避難指示等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	災害対策基本法の一部改正								
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。	③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。									
④水防活動	堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	④水防活動	堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。									
⑤消防活動	火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。	⑤消防活動	火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。									
⑥障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去に当たる。	⑥障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去に当たる。									
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）	⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）									
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。	⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。									
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。									
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。	⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。									
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物の保安及び除去を行う。	⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物の保安及び除去を行う。									
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。	⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。									
6 調整先	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="178 1413 715 1463">災害派遣調整先(要請先)</th> <th data-bbox="715 1413 1332 1463">住所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="178 1463 715 1619">○陸上自衛隊 _____高田駐屯地司令</td> <td data-bbox="715 1463 1332 1619">住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117 内線 439 NTT FAX 025-523-5117 FAX 切替 内 538 防災無線（発信番号）-538-30</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣調整先(要請先)	住所等		○陸上自衛隊 _____高田駐屯地司令	住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117 内線 439 NTT FAX 025-523-5117 FAX 切替 内 538 防災無線（発信番号）-538-30	6 調整先	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1421 1413 1958 1463">災害派遣調整先(要請先)</th> <th data-bbox="1958 1413 2576 1463">住所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1421 1463 1958 1619">○陸上自衛隊 第5施設群長兼ねて高田駐屯地司令</td> <td data-bbox="1958 1463 2576 1619">住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117 内線 439 NTT FAX 025-523-5117 FAX 切替 内 538 防災無線（発信番号）-538-30</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣調整先(要請先)	住所等	○陸上自衛隊 第5施設群長兼ねて高田駐屯地司令	住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117 内線 439 NTT FAX 025-523-5117 FAX 切替 内 538 防災無線（発信番号）-538-30
災害派遣調整先(要請先)	住所等											
○陸上自衛隊 _____高田駐屯地司令	住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117 内線 439 NTT FAX 025-523-5117 FAX 切替 内 538 防災無線（発信番号）-538-30											
災害派遣調整先(要請先)	住所等											
○陸上自衛隊 第5施設群長兼ねて高田駐屯地司令	住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117 内線 439 NTT FAX 025-523-5117 FAX 切替 内 538 防災無線（発信番号）-538-30											
7～8 （略）	7～8 （略）	第19節 緊急輸送対策	第19節 緊急輸送対策									

<p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	<p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理） H31.3月 県計画のを踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月 関係機関の意見に基づく修正（日本通運新潟支店） R4.3月 県計画を踏まえた修正（文言整理） H31.3月 県計画を踏まえた修正（文言整理） H31.3月 県計画を踏まえた修正（文言整理） H31.3月 県計画を踏まえた修正（文言整理） H31.3月 県計画を踏まえた修正（文言整理） H31.3月</p>
<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、<u>輸送拠点（トラックターミナル等</u>）、<u>備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク</u>）等の輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の<u>活用により緊急輸送を実施する。</u></p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務 ア （略） イ 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点<u>を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</u> ウ～オ （略）</p> <p>② 県の責務 ア 道路等の被災情報に基づき、<u>被災地に至る輸送施設、広域物資輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</u> イ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、<u>物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地</u>を確保する。 ウ～オ （略）</p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、概ね24時間以内に確保する。</u></p> <p>③ （略）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急輸送ネットワークの確保 ↓ ■ 輸送手段の確保 ↓ ■ <u>輸送中継基地の確保</u> ↓ 	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、<u>物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク</u>）等の輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の<u>安全性や積載量等の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。</u></p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務 ア （略） イ 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点<u>（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。</u> ウ～オ （略）</p> <p>② 県の責務 ア 道路等の被災情報に基づき、<u>緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</u> イ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、<u>物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。</u> ウ～オ （略）</p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>緊急輸送ネットワークは、概ね24時間以内に確保する。</u></p> <p>③ （略）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急輸送ネットワークの確保 ↓ ■ 輸送手段の確保 ↓ ■ <u>物資輸送拠点の確保</u> ↓ 	

<p>■ 応援要請 ↓ ■ 輸送の実施</p> <p>3 業務の内容 (1)～(2) (略) (3) <u>輸送中継基地の確保</u></p> <hr/> <p>市は、<u>県が実施する被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地の確保に協力する。</u></p> <p><輸送中継基地の機能></p> <p>① <u>他地域からの救援物資の一時集積・分類</u> ② <u>緊急物資の一時集積・分類</u> ③ <u>配送先別の仕分け</u> ④ <u>小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送</u> (注) <u>大型車両による輸送は原則として輸送中継基地までとする。</u></p> <p><輸送中継基地における市及び県の業務></p> <p>① <u>輸送中継基地への職員等の派遣</u> 輸送業務指揮者及び連絡調整、搬入、管理、仕分け、搬出作業要員等（必要に応じ、物流業者等の専門家に応援を要請する。） ② <u>避難所等の物資需要情報の輸送中継基地への伝達</u> インターネット利用環境の整備、操作要員の配置 ③ <u>輸送中継基地から被災地内への物資配送用のトラックの調達</u> ④ <u>県災害救援ボランティア本部等との連携</u> 輸送中継基地における物資の搬入、管理、搬送等の作業は、多くの人員が必要とされることから、市災害ボランティアセンターや県災害救援ボランティア本部等との連携を図り、交代要員の確保に留意する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>■ 応援要請 ↓ ■ 輸送の実施</p> <p>3 業務の内容 (1)～(2) (略) (3) <u>物資輸送拠点の確保</u> 県は、<u>被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる物資輸送拠点を確保する。</u> 市は、<u>避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保</u>する。</p> <p><広域物資輸送拠点の機能></p> <p>① <u>国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管</u> ② <u>地域内輸送拠点等への物資の配送</u> (注) <u>配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う</u></p> <p><地域内輸送拠点の機能></p> <p>① <u>広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管</u> ② <u>避難所等への物資の配送</u> (注) <u>配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う</u></p> <p><物資輸送拠点の開設に係る市及び県の業務></p> <p>① <u>物資輸送拠点の施設管理者との調整</u> ② <u>物資輸送拠点への職員等の派遣</u> 連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等 ③ <u>物資輸送拠点への資機材等の配備</u> ④ <u>市及び県の災害対策本部との連絡体制の確保</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理、市の役割追記） H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理に伴う修正） H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理に伴う修正） H31.3月</p>
<p>第20節 警備・保安及び交通規制</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～3 (略) 4 道路交通対策 大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等の</p>	<p>第20節 警備・保安及び交通規制</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～3 (略) 4 道路交通対策 大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等の</p>	

<p>ため必要な交通規制を実施する。 あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者のとるべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。</p> <p>① 緊急通行車両の確認範囲 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。 ア 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの イ～ケ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>ため必要な交通規制を実施する。 あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者のとるべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。</p> <p>① 緊急通行車両の確認範囲 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。 ア 警報の発表及び伝達並びに避難指示等 _____ に関するもの イ～ケ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p>第21節 海上における災害応急対策</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、農林水産班</p> <p>1 (略)</p>	<p>第21節 海上における災害応急対策</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、農林水産班</p> <p>1 (略)</p>	

2 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）における応急対策フロー図

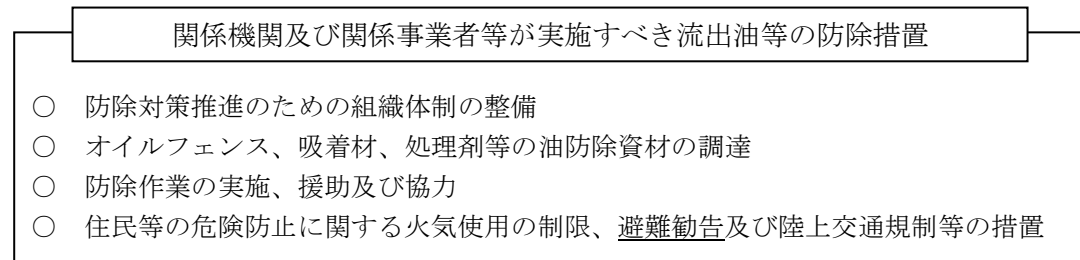


3 (略)

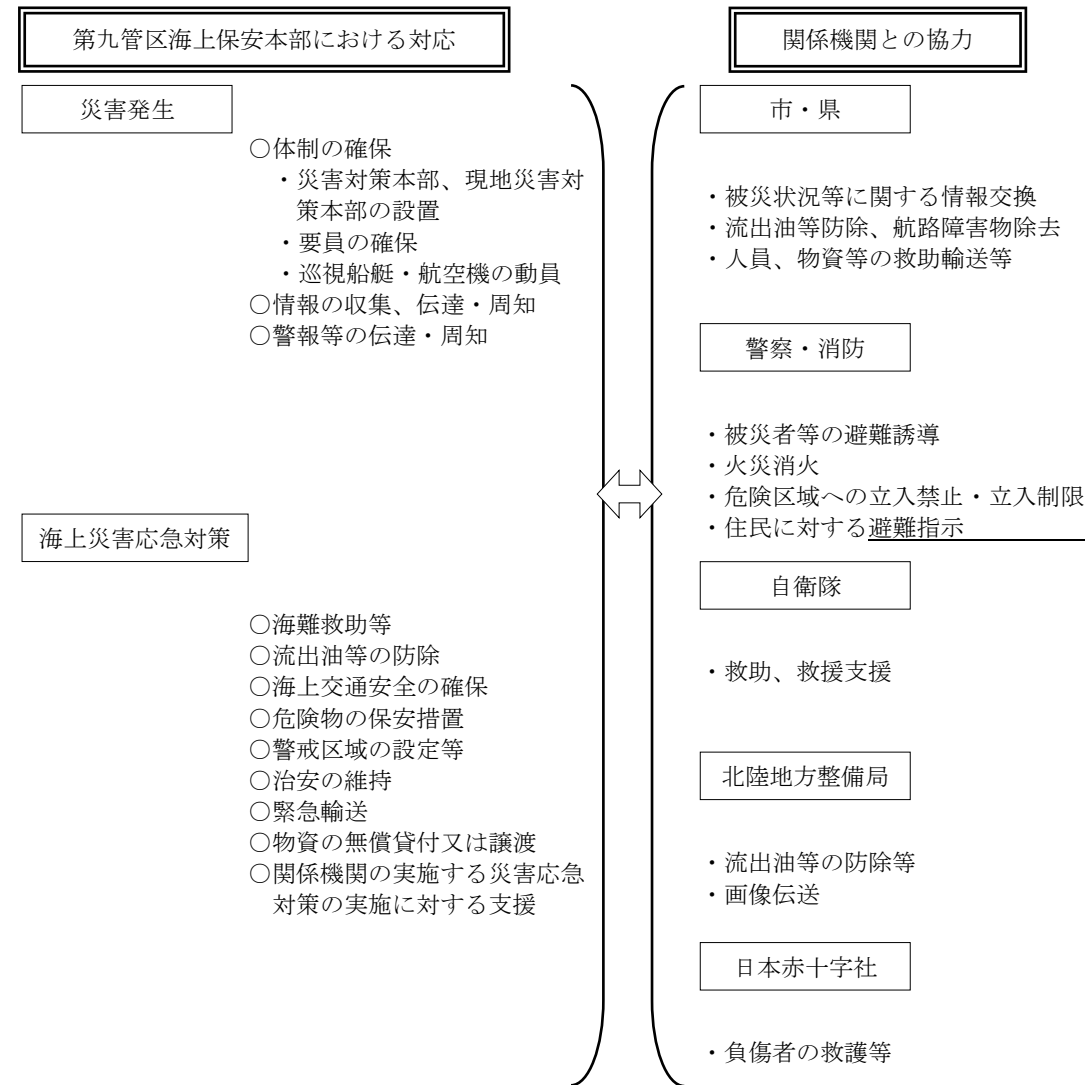
4 海上災害応急対策

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、次に掲げる措置を講じる。

- (1) (略)
- (2) 流出油等の防除



2 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）における応急対策フロー図

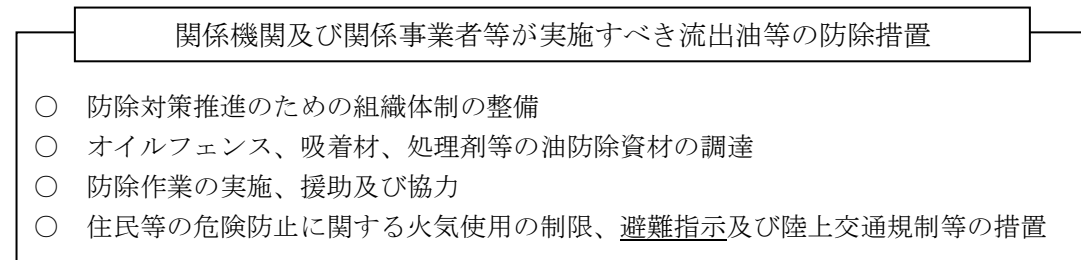


3 (略)

4 海上災害応急対策

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、次に掲げる措置を講じる。

- (1) (略)
- (2) 流出油等の防除



災害対策基本法の一部改正

災害対策基本法の一部改正

<p>(3)～(9) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 関係機関との協力 風水害等による海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、市、県、県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊等はそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県警察 ①～② (略)</p> <p>③ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に当たる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(3)～(9) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 関係機関との協力 風水害等による海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、市、県、県警察、上越地域消防事務組合、自衛隊等はそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県警察 ①～② (略)</p> <p>③ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示等____及び避難誘導に当たる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p>第22節～第23節 (略)</p>	<p>第22節～第23節 (略)</p>	
<p>第24節 救急・救助活動</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務 ①～④ (略)</p> <p>⑤ 県・県警察の責務 ア 県は、市の被害状況及び救急__救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。 イ (略) ウ 県警察は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、<u>県警察</u>、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急__救助活動の支援・調整を行う。 エ～オ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>第24節 救急・救助活動</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p> <p>1 1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務 ①～④ (略)</p> <p>⑤ 県・県警察の責務 ア 県は、市の被害状況及び救急<u>・</u>救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。 イ (略) ウ 県警察は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、__警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急<u>・</u>救助活動の支援・調整を行う。 エ～オ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>表記の統一 R3.3月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正（上越警察署）R4.3月</p> <p>表記の統一 R3.3月</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災関係機関による救助活動</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 第九管区海上保安本部(上越海上保安署)は、関係機関及び地方公共団体から陸上における救急・救助活動等に係る支援要請があったときは、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲においてその支援に当たるとともに、巡視船による医療活動場所の提供や災害応急対策活動に当たる従事者の輸送又は宿泊場所の提供等を行う。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災関係機関による救助活動</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 第九管区海上保安本部(上越海上保安署)は、関係機関及び地方公共団体から陸上における救急・救助活動等に係る支援要請があったときは、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲においてその支援に当たるとともに、巡視船による医療活動場所の提供や災害応急対策活動に当たる従事者の輸送又は宿泊場所の提供等を行う。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>表記の統一 R3. 3月</p>
<p style="text-align: center;">第25節 医療救護活動</p> <hr/> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。また、医療関係団体、(一社)新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、(一社)新潟県歯科医師会、(公社)新潟県薬剤師会、(公社)新潟県看護協会等)、新潟DMAT、_____基幹災害拠点病院(新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院)、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p>カ～キ (略)</p> <hr/> <p>(追加)</p> <hr/> <p>_____</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p>	<p style="text-align: center;">第25節 医療救護活動</p> <hr/> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の責務</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。また、医療関係団体、(一社)新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、(一社)新潟県歯科医師会、(公社)新潟県薬剤師会、(公社)新潟県看護協会等)、新潟DMAT、<u>新潟DPAT</u>、基幹災害拠点病院(新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院)、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p><u>ク 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣に関する調整を依頼する。</u></p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p>	<p>県計画を踏まえた修正(新潟県災害時医療救護マニュアルの反映)R2. 10月</p> <p>県計画を踏まえた修正(DHEATに係る体制等の追記(厚生労働省通知の反映)) H31. 3</p>

<p>市、県、医療機関及び医療関係団体が緊密な情報共有と協力体制のもとに、救護所及び医療機関において、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>市、県、医療機関及び医療関係団体が緊密な情報共有と協力体制の下に、救護所及び医療機関において、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>月 県計画を踏まえた 修正（文言整理） H31.3月</p>
<p>第26節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 身元不明遺体の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県警察</u>は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第26節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 身元不明遺体の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>警察本部</u>は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた 修正（文言整理） H31.3月</p>
<p>第27節 防疫及び保健衛生対策</p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。</p> <p><u>(追記)</u></p> <hr/> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第27節 防疫及び保健衛生対策</p> <p>担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。</p> <p><u>県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、DHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた 修正（DHEAT に係る体制等の追 記（厚生労働省通 知の反映））H31.3 月</p>

<p>第28節 廃棄物処理対策</p>	<p>第28節 廃棄物処理対策</p>	
<p>担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	<p>担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	
<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>(ア) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ<u>一時保管場所</u>の設置及び管理を行う。</p> <p>(イ)～(ク) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害がれき処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) がれき類が大量に発生する場合は、<u>一時保管場所</u>を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や不法投棄対策及び消毒等の衛生面の管理を行う。</p> <p>(エ) 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、<u>仮置場</u>及び<u>最終処分場</u>を確保する。</p> <p>(オ)～(ケ) (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応</p> <p>被災者及び市は、次のようなごみ処理を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 市</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>(ア) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ<u>仮置場</u>の設置及び管理を行う。</p> <p>(イ)～(ク) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 災害がれき処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) がれき類が大量に発生する場合は、<u>仮置場</u>を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や不法投棄対策及び消毒等の衛生面の管理を行う。</p> <p>(エ) 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、<u>仮置場</u>及び<u>処理施設</u>を確保する。</p> <p>(オ)～(ケ) (略)</p> <p>③ 県の責務</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。</u></p> <p><u>オ 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応</p> <p>被災者及び市は、次のようなごみ処理を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 市</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請し、</p>	<p>文言の整理（生活環境課）R3.3月</p> <p>文言の整理（生活環境課）R3.3月 処理計画のスキームに合わせ修正（生活環境課）R3.3月 県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p> <p>文言の整理（生活</p>

<p>し、必要に応じ一時保管場所の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 災害がれき類処理の対応</p> <p>被災者は、市の指示に従い損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力し、市は、がれき類の処理体制を整備し、がれき類の一時保管場所を設置し管理するとともに、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じ県に自衛隊の災害派遣を要請する。また、がれき類の発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>なお、がれき類の処理に当たっては、市は市民に災害がれき類処理の方法を周知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>必要に応じ仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 災害がれき類処理の対応</p> <p>被災者は、市の指示に従い損壊家屋の解体後のがれき類の処理に協力し、市は、がれき類の処理体制を整備し、がれき類の仮置場を設置し管理するとともに、緊急を要する危険家屋の解体については必要に応じ県に自衛隊の災害派遣を要請する。また、がれき類の発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。</p> <p>なお、がれき類の処理に当たっては、市は市民に災害がれき類処理の方法を周知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>環境課) R3.3月</p> <p>文言の整理(生活環境課) R3.3月</p>																								
<p>第29節～第30節 (略)</p>	<p>第29節～第30節 (略)</p>																									
<p>第31節 被害家屋調査・罹災証明書の発行</p> <p>担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 罹災証明書の発行</p> <p>① 罹災証明書の発行対象等</p> <p>法第2条第1号に規定する災害により被災した家屋について、次のとおり証明を行う。</p> <table border="1" data-bbox="255 1381 1344 1703"> <thead> <tr> <th>罹災証明書の発行対象</th> <th>調査の実施</th> <th>罹災証明書の発行を行うもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流出、大規模半壊、_____半壊、床上浸水、_____、_____一部損壊、床下浸水</td> <td>被害状況調査班 (区災害対策本部)</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>死亡、行方不明、負傷</td> <td>情報収集・統括班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災によるもの</td> <td>管轄消防署等</td> <td>消防署長</td> </tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>(5) (略)</p>	罹災証明書の発行対象	調査の実施	罹災証明書の発行を行うもの	全壊、流出、大規模半壊、_____半壊、床上浸水、_____、_____一部損壊、床下浸水	被害状況調査班 (区災害対策本部)	市長	死亡、行方不明、負傷	情報収集・統括班		火災によるもの	管轄消防署等	消防署長	<p>第31節 被害家屋調査・罹災証明書の発行</p> <p>担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 罹災証明書の発行</p> <p>① 罹災証明書の発行対象等</p> <p>法第2条第1号に規定する災害により被災した家屋について、次のとおり証明を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1381 2588 1703"> <thead> <tr> <th>罹災証明書の発行対象</th> <th>調査の実施</th> <th>罹災証明書の発行を行うもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、_____大規模半壊、中規模半壊、半壊、_____準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)、_____</td> <td>被害状況調査班 (区災害対策本部)</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>死亡、行方不明、負傷</td> <td>情報収集・統括班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災によるもの</td> <td>管轄消防署等</td> <td>消防署長</td> </tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>(5) (略)</p>	罹災証明書の発行対象	調査の実施	罹災証明書の発行を行うもの	全壊、_____大規模半壊、中規模半壊、半壊、_____準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)、_____	被害状況調査班 (区災害対策本部)	市長	死亡、行方不明、負傷	情報収集・統括班		火災によるもの	管轄消防署等	消防署長	<p>災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月)改訂に基づく修正(税務課) R3.3月</p>
罹災証明書の発行対象	調査の実施	罹災証明書の発行を行うもの																								
全壊、流出、大規模半壊、_____半壊、床上浸水、_____、_____一部損壊、床下浸水	被害状況調査班 (区災害対策本部)	市長																								
死亡、行方不明、負傷	情報収集・統括班																									
火災によるもの	管轄消防署等	消防署長																								
罹災証明書の発行対象	調査の実施	罹災証明書の発行を行うもの																								
全壊、_____大規模半壊、中規模半壊、半壊、_____準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)、_____	被害状況調査班 (区災害対策本部)	市長																								
死亡、行方不明、負傷	情報収集・統括班																									
火災によるもの	管轄消防署等	消防署長																								

<p>第32節 公衆通信の確保（電話）</p>	<p>第32節 公衆通信の確保（電話）</p>	
<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	
<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 通信設備等を災害から防護するとともに、市、県、<u>関係団体</u>とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 災害対策機器等の出動 東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモは、重要回線の救済及び災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p> <p>ア <u>孤立防止対策用衛星電話</u> イ～カ (略)</p> <p>⑥ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立 東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモは、応急復旧に必要な資材等について、同社新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、また、<u>道路通行が不可能な場合は、状況に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 通信設備等を災害から防護するとともに、市、<u>県及び関係団体</u>とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 応急対策</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 災害対策機器等の出動 東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモは、重要回線の救済及び災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</p> <p>ア <u>衛星携帯電話</u> イ～カ (略)</p> <p>⑥ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立 東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモは、応急復旧に必要な資材等について、同社新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。<u>通信資機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお道路通行が不可能な場合は、状況に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(NTTからの修正意見) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) H31.3月</p>

<p>第33節 電力供給応急対策</p>	<p>第33節 電力供給応急対策</p>	
<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p>	
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>	
<p>2 電力供給施設応急対策フロー図（東北電力株）</p> <pre> graph TD A[初動] --- B[社員の動員 通信の確保 被害情報の収集・把握] A --> C[利用者への広報] A --> D[復旧計画の策定] A --> E[応急対策の実施] C --> F[電力の供給再開] D --> F E --> F F --- G["(追加) 復旧用資材の確保 危険予防措置の実施 電力の融通 応急工事の実施 広域応援の要請"] </pre>	<p>2 電力供給施設応急対策フロー図（東北電力株及び東北電力ネットワーク株）</p> <pre> graph TD A[初動] --- B[社員の動員 通信の確保 被害情報の収集・把握] A --> C[利用者への広報] A --> D[復旧計画の策定] A --> E[応急対策の実施] C --> F[電力の供給再開] D --> F E --> F F --- G["電源車等の配備 復旧用資材の確保 危険予防措置の実施 電力の融通 応急工事の実施 広域応援の要請"] </pre>	<p>県計画を踏まえた修正（2020年4月分社化による） R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R3.3月</p>
<p>3 業務の体系（東北電力株）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 復旧活動体制の構築 ↓ ■ 応急対策 ↓ ■ 復旧計画の策定 ↓ ■ 利用者への広報 ↓ ■ 広域応援体制の構築 	<p>3 業務の体系（東北電力株及び東北電力ネットワーク株）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 復旧活動体制の構築 ↓ ■ 応急対策 ↓ ■ 復旧計画の策定 ↓ ■ 利用者への広報 ↓ ■ 広域応援体制の構築 	<p>県計画を踏まえた修正（2020年4月分社化による） R2.10月</p>
<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 復旧活動体制の組織</p> <p>① 被災時の組織体制</p> <p>東北電力株は、災害が発生した時は非常災害本部（連絡室）を設置し、設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。</p> <p>防災体制表</p>	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 復旧活動体制の組織</p> <p>① 被災時の組織体制</p> <p>東北電力株及び東北電力ネットワーク株は、災害が発生した時は非常災害対策本部を設置し、設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。</p> <p>防災体制表</p>	<p>県計画を踏まえた修正（2020年4月分社化による）</p>

区 分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合又は非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な非常災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

区 分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	自事業所管内において大規模な災害が発生した場合 中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合
第2非常体制	被害が拡大して長期化が懸念され、他事業所の応援による復旧体制で対応する場合

② (略)

③ 通信の確保

対策本部(連絡室)は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

④ 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備(発電所、変電所、送電線、配電線等)毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は必要に応じリエゾン(情報連絡員)を県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

(2) 応急対策

① 電源車等の配備

ア 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ 県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

①～② (略)

③ 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び東北電力(株)と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力供給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

④ (略)

② (略)

③ 通信の確保

対策本部(連絡室)は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

④ 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備(発電所、変電所、送電線、配電線等)毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

東北電力ネットワーク(株)は、大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生し、または発生のおそれがあり、市が災害対策本部を設置したときは、必要に応じて災害対策本部にリエゾン(情報連絡員)を派遣する。

(2) 応急対策

① 電源車等の配備

ア 東北電力ネットワーク(株)は、大規模な停電が発生したときは、供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら総合病院、災害復旧対策の中核となる官公署及び避難所等、その他の重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施する。

イ 東北電力ネットワーク(株)は、復旧対策を実施するにあたり、あらかじめ優先復旧が必要な重要施設をリスト化し、市と共有する。

ウ 共有された重要施設等への電力設備の復旧に当たり、電源車等の復旧設備の使用については、東北電力ネットワーク(株)と市が協議を行い決定する。

②～③ (略)

④ 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運用推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

⑤ (略)

R2.10月
関係機関の意見に基づく修正(東北電力ネットワーク(株) R3.3月
関係機関の意見に基づく修正(東北電力NW(株) R4.3月
県計画を踏まえた修正(防災体制の運用見直し) R3.3月

県計画を踏まえた修正(対策組織の見直し) R3.3月
関係機関の意見に基づく修正(東北電力NW(株) R4.3月
県計画を踏まえた修正(関係機関等からの修正意見) R3.3月
関係機関の意見に基づく修正(東北電力NW(株) R4.3月
県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映) R3.3月

<p>(3) (略)</p> <p>(4) 利用者への広報 停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。 また、エフエム上越(株)、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会等へ積極的に情報を提供し広報活動の協力を得る。</p> <p>(5) 広域応援体制の構築 復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。 また、関連工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 利用者への広報 停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。 また、_____上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会等へ積極的に情報を提供し広報活動の協力を得る。</p> <p>(5) 広域応援体制の構築 復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各社間の協定」等により実施する。 また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。</p>	<p>コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正(広報対話課) R3.3月 県計画を踏まえた修正(文言修正) R3.3月</p>												
<p style="text-align: center;">第34節 ガスの安全、供給対策</p> <p>担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 市(都市ガス事業、LPガス事業)、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者(以下「LPガス事業者」という。)は、災害発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。 また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務 LPガス充てん所及びLPガス事業者に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。</p> <p>④ ガス事業者の責務 ア～ウ (略) エ 市(都市ガス____、LPガス____)は、供給再開前に供給先ガス設備の安全確認点検を行う。 オ～キ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① 市(都市ガス____、LPガス____) 注：大規模な被害が生じた場合を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">災害発生後</td> <td style="width: 70%;">ガス供給設備等の被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td>供給停止判断・措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二次災害防止措置</td> </tr> </table>	災害発生後	ガス供給設備等の被害状況の把握	↓	供給停止判断・措置		二次災害防止措置	<p style="text-align: center;">第34節 ガスの安全、供給対策</p> <p>担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 市(都市ガス事業、LPガス事業)及びLPガス事業者 _____は、災害発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。 また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県の責務 _____LPガス事業者に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。</p> <p>④ ガス事業者の責務 ア～ウ (略) エ 市(都市ガス事業、LPガス事業)は、供給再開前に供給先ガス設備の安全確認点検を行う。 オ～キ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① 市(都市ガス事業、LPガス事業) _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">災害発生後</td> <td style="width: 70%;">ガス供給設備等の被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td>供給停止判断・措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二次災害防止措置</td> </tr> </table>	災害発生後	ガス供給設備等の被害状況の把握	↓	供給停止判断・措置		二次災害防止措置	<p>文言修正(ガス水道局総務課) R4.3月 県計画を踏まえた修正(字句修正) R3.3月 文言修正(ガス水道局総務課) R4.3月 文言修正、文章位置修正(ガス水道局総務課) R4.3月</p>
災害発生後	ガス供給設備等の被害状況の把握													
↓	供給停止判断・措置													
	二次災害防止措置													
災害発生後	ガス供給設備等の被害状況の把握													
↓	供給停止判断・措置													
	二次災害防止措置													

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">関係機関への報告</td> </tr> <tr> <td></td> <td>供給先の安全確認、供給再開開始</td> </tr> <tr> <td>供給停止後 概ね 14 日</td> <td>供給再開完了 (注)</td> </tr> </table> <p>② LPガス事業者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">災害発生直後</td> <td style="width: 50%;">充てん所及び販売施設等の被害状況把握、二次災害防止措置、県への報告</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 2 日</td> <td>供給先の緊急点検完了</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 3 日</td> <td>充てん所及び販売施設等の復旧 (注 1)、供給先安全確認完了 (注 2)</td> </tr> </table> <p>注 1：大規模な被害が生じた場合を除く。 注 2：安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>		関係機関への報告		供給先の安全確認、供給再開開始	供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了 (注)	災害発生直後	充てん所及び販売施設等の被害状況把握、二次災害防止措置、県への報告	避難勧告解除後 2 日	供給先の緊急点検完了	避難勧告解除後 3 日	充てん所及び販売施設等の復旧 (注 1)、供給先安全確認完了 (注 2)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">関係機関への報告</td> </tr> <tr> <td></td> <td>供給先の安全確認、供給再開開始</td> </tr> <tr> <td>供給停止後 概ね 14 日</td> <td>供給再開完了 (注)</td> </tr> </table> <p>注：大規模な被害が生じた場合を除く。</p> <p>② LPガス事業者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">災害発生直後</td> <td style="width: 50%;">充てん所及び販売施設等の被害状況把握、二次災害防止措置、県への報告</td> </tr> <tr> <td>避難指示解除後 2 日</td> <td>供給先の緊急点検完了</td> </tr> <tr> <td>避難指示解除後 3 日</td> <td>充てん所及び販売施設等の復旧 (注 1)、供給先安全確認完了 (注 2)</td> </tr> </table> <p>注 1：大規模な被害が生じた場合を除く。 注 2：安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>		関係機関への報告		供給先の安全確認、供給再開開始	供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了 (注)	災害発生直後	充てん所及び販売施設等の被害状況把握、二次災害防止措置、県への報告	避難指示解除後 2 日	供給先の緊急点検完了	避難指示解除後 3 日	充てん所及び販売施設等の復旧 (注 1)、供給先安全確認完了 (注 2)	災害対策基本法の一部改正
	関係機関への報告																									
	供給先の安全確認、供給再開開始																									
供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了 (注)																									
災害発生直後	充てん所及び販売施設等の被害状況把握、二次災害防止措置、県への報告																									
避難勧告解除後 2 日	供給先の緊急点検完了																									
避難勧告解除後 3 日	充てん所及び販売施設等の復旧 (注 1)、供給先安全確認完了 (注 2)																									
	関係機関への報告																									
	供給先の安全確認、供給再開開始																									
供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了 (注)																									
災害発生直後	充てん所及び販売施設等の被害状況把握、二次災害防止措置、県への報告																									
避難指示解除後 2 日	供給先の緊急点検完了																									
避難指示解除後 3 日	充てん所及び販売施設等の復旧 (注 1)、供給先安全確認完了 (注 2)																									
<p style="text-align: center;">第 35 節 給水・上水道施設の応急対策</p> <p>担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要であることから、市は、被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。</p> <p>市民等に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保、防災井戸の存在等について広報し、市民の不安解消に努める。</p> <p>なお、報道機関への情報提供について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 35 節 給水・上水道施設の応急対策</p> <p>担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時において飲料水_____の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要であることから、市は、被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。</p> <p>市民等に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保、防災井戸の存在等について広報し、市民の不安解消に努める。</p> <p>なお、報道機関への情報提供について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	文言修正（ガス水道局総務課）R4.3月																								
<p style="text-align: center;">第 36 節 下水道等施設の応急対策</p>	<p style="text-align: center;">第 36 節 下水道等施設の応急対策</p>																									

<p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針 (1)～(4) (略) (5) 積雪期の対応 ① 市は、輸送の困難を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。 ②～③ (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針 (1)～(4) (略) (5) 積雪期の対応 ① 市は、輸送の困難を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の指定避難所_____に事前配備する。 ②～③ (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>表記の統一 R4.3月</p>
<p>第37節 (略)</p>	<p>第37節 (略)</p>	
<p>第38節 危険物等施設の応急対策</p>	<p>第38節 危険物等施設の応急対策</p>	
<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班</p> <p>1 計画の方針 (1) (略) (2) それぞれの責務 ①～② (略) ③ 市の責務 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難の勧告又は指示</u>を行う。 ④ (略) (3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) 応急対応 各機関の役割は概ね次のとおりである。 ① (略) ② 市の対応 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難の勧告又は指示</u>を行う。 ③～④ (略)</p>	<p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班</p> <p>1 計画の方針 (1) (略) (2) それぞれの責務 ①～② (略) ③ 市の責務 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難指示等</u>を行う。 ④ (略) (3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) 応急対応 各機関の役割は概ね次のとおりである。 ① (略) ② 市の対応 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難指示等</u>を行う。 ③～④ (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>

<p>(2) (略)</p> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応 危険物等流出及び火災発生時の応急対応は、概ね次のとおりである。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の対応 危険物積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、<u>避難勧告</u>等を行う。</p> <p>⑤ 市の対応 ア 危険物等施設の付近住民等に対する火気使用の制限、<u>避難勧告</u>等の必要な措置を講ずる。 イ～ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応 危険物等流出及び火災発生時の応急対応は、概ね次のとおりである。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の対応 危険物積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、<u>避難指示</u>等を行う。</p> <p>⑤ 市の対応 ア 危険物等施設の付近住民等に対する火気使用の制限、<u>避難指示</u>等の必要な措置を講ずる。 イ～ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p style="text-align: center;">第39節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務 市道及び市管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報等の効率的な広報を実施する。 斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難の勧告又は指示</u>を行う。 ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。市道の被害状況等については県に報告する。</p> <p>② 県の責務 県道等、県が管理する道路及び管理施設等の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報等の効率的な広報を実施する。 斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、<u>避難の勧告又は指示</u>を市に要請する。 ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>③ 国（高田河川国道事務所）の責務</p>	<p style="text-align: center;">第39節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務 市道及び市管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報等の効率的な広報を実施する。 斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難指示等</u> _____ を行う。 ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。市道の被害状況等については県に報告する。</p> <p>② 県の責務 県道等、県が管理する道路及び管理施設等の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報等の効率的な広報を実施する。 斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、<u>避難指示等</u> _____ を市に要請する。 ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>③ 国（高田河川国道事務所）の責務</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>

<p>国道等、国が管理する道路及び管理施設等の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報等の効率的な広報を実施する。</p> <p>斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、<u>避難の勧告又は指示</u>を市に要請する。</p> <p>ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>国道等、国が管理する道路及び管理施設等の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報等の効率的な広報を実施する。</p> <p>斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、<u>避難指示等</u>_____を市に要請する。</p> <p>ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p style="text-align: center;">第40節 港湾・漁港施設の応急対策</p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ その他の防災関係機関の責務</p> <p>北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、<u>港湾管理者が行う利用調整等の管理業務に対する支援を実施する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難行動要支援者に配慮し早期の避難勧告、避難指示（緊急）及び避難誘導を実施する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 市民等の安全確保、被災状況の把握及び施設の緊急点検</p> <p>① 市の対応</p> <p>市は、港湾・漁港施設の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の勧告又は指示及び避難誘導を実施する。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 障害物の処理</p> <p>各施設管理者は、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が</p>	<p style="text-align: center;">第40節 港湾・漁港施設の応急対策</p> <p>担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ その他の防災関係機関の責務</p> <p>北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、<u>港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。</u>_____</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮</p> <p>施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難行動要支援者に配慮し早期の避難指示等</u>_____及び避難誘導を実施する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 市民等の安全確保、被災状況の把握及び施設の緊急点検</p> <p>① 市の対応</p> <p>市は、港湾・漁港施設の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難指示等</u>_____及び避難誘導を実施する。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 障害物の処理</p> <p>各施設管理者は、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） H31. 3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計</p>

<p>危険と認められる場合には、県(追加)に報告するとともに、障害物除去等を実施する。 (4)～(5) (略)</p>	<p>危険と認められる場合には、県及び北陸地方整備局に報告するとともに、障害物除去等を実施する。 (4)～(5) (略)</p>	<p>画の反映) H31.3月</p>
<p>第41節 鉄道事業者の応急対策</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1)～(4) (略) (5) 市民等に対する広報 ① 各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。また、エフエム上越(株)、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会等へ積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。 ② (略)</p>	<p>第41節 鉄道事業者の応急対策</p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1)～(4) (略) (5) 市民等に対する広報 ① 各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。また、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会等へ積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。 ② (略)</p>	<p>コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正(広報対話課) R3.3月</p>
<p>第42節 土砂災害・斜面災害の応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、農林水産班</p> <p>1 計画の方針 (1) (略) (2) それぞれの責務 ① (略) ② 市の責務 ア 市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の勧告、指示</u>や避難誘導等を実施する。 イ (略) ③ (略) (3) 主な取組 市、県及び国は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難勧告、指示</u>及び避難誘導等を実施する。 (4)～(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p>	<p>第42節 土砂災害・斜面災害の応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、農林水産班</p> <p>1 1 計画の方針 (1) (略) (2) それぞれの責務 ① (略) ② 市の責務 ア 市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難指示</u>や避難誘導等を実施する。 イ (略) ③ (略) (3) 主な取組 市、県及び国は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難指示</u>及び避難誘導等を実施する。 (4)～(5) (略)</p> <p>2 業務の体系</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>

<p>■ 土砂災害等の調査 ↓ ■ <u>避難の勧告、指示等</u> ↓ ■ 応急対策工事の実施</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難勧告、避難指示（緊急）等の実施</u></p> <p>① 市は土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに、<u>避難のための勧告、指示</u>や避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p>② <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。</p> <p>③ 災害の状況に応じて<u>避難勧告</u>等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>■ 土砂災害等の調査 ↓ ■ <u>避難指示等</u> ↓ ■ 応急対策工事の実施</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難指示</u>等の実施</p> <p>① 市は土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに、<u>避難指示</u>や避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p>② <u>避難指示</u>等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。</p> <p>③ 災害の状況に応じて<u>避難指示</u>等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p style="text-align: center;">第43節 河川・海岸施設の応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>市民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、国、県及び関係機関へ連絡し、河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。</p> <p>また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の勧告、指示</u>及び避難誘導等を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第43節 河川・海岸施設の応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① (略)</p> <p>② 市の責務</p> <p>市民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、国、県及び関係機関へ連絡し、河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。</p> <p>また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難指示</u>及び避難誘導等を実施する。</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>

<p>③ (略) (3)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 災害の未然防止、市民等の安全確保</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の勧告、指示及び避難誘導等</u>を実施する。</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>(4) 市民等に対する広報等</p> <p>施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市へ報告し、市から市民等へ周知する。また、気象状況等による被災箇所の拡大に注意し、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。</p> <p>被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、<u>避難勧告等</u>を発令する。</p>	<p>③ (略) (3)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 災害の未然防止、市民等の安全確保</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難指示</u> _____ 及び避難誘導等を実施する。</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>(4) 市民等に対する広報等</p> <p>施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市へ報告し、市から市民等へ周知する。また、気象状況等による被災箇所の拡大に注意し、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。</p> <p>被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、<u>避難指示等</u>を発令する。</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p style="text-align: center;">第44節 農地・農業用施設の応急対策</p> <p style="text-align: center;">担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・ _____ ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① 緊急的な被災状況の把握を <u>24時間以内</u>に行う。</p> <p>②~④ (略)</p> <p>(追加) _____ _____ _____</p>	<p style="text-align: center;">第44節 農地・農業用施設の応急対策</p> <p style="text-align: center;">担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市の責務</p> <p>気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・<u>防災重点農業用ため池</u>、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(3) 主な取組</p> <p>① 緊急的な被災状況の把握を <u>随時</u> _____ 行う。</p> <p>②~④ (略)</p> <p>⑤ <u>防災重点農業用ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>対象災害</u></p> <p>大雨特別警報に係る大雨</p> <p>イ <u>緊急点検</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正(「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」)に基づく修正) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言の修正) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(「大雨特別警報時の農業用ため</p>

<p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 施設の被災により、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難の勧告、指示及び避難誘導等</u>を実施する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p><u>目視による外観点検（大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施）</u></p> <p>ウ 報告方法</p> <p><u>市町村は原則としてため池防災支援システムにより報告</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 施設の被災により、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、<u>避難指示</u>及び避難誘導等を実施する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>池緊急点検等要領」の改正に伴う修正) R3.3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p>第45節 (略)</p>	<p>第45節 (略)</p>	
<p>第46節 商工業応急対策</p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 企業・事業所の責務</p> <p>災害による事業中断を最小限にとどめるため、<u>(追加)</u> <u>事業継続計画(BCP)</u>を策定し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 市の責務</p> <p>ア 企業・事業所の <u>被害状況を把握する。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>④ 県の責務</p> <p><u>ア～カ (略)</u></p> <p>※ <u>エ～カ</u>は被災状況により対応</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第46節 商工業応急対策</p> <p>担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 企業・事業所の責務</p> <p>災害による事業中断を最小限にとどめるため、<u>リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画(BCP)</u>を策定し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 市の責務</p> <p>ア 企業・事業所の <u>被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>④ 県の責務</p> <p><u>ア 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u></p> <p><u>イ～キ (略)</u></p> <p>※ <u>オ～キ</u>は被災状況により対応</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映） R2.10月</p>
<p>第47節 文化財等応急対策</p>	<p>第47節 文化財等応急対策</p>	

<p>担当：教育班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 文化財所有者及び管理責任者 文化財所有者、防災管理者、自衛消防隊は、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力を<u>仰ぐ</u>。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文化財の種別毎の対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 美術工芸品及び有形民俗文化財 文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その<u>現状</u>復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。</p> <p>③ (略)</p>	<p>担当：教育班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 文化財所有者及び管理責任者 文化財所有者、防災管理者、自衛消防隊は、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力を<u>求める</u>。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文化財の種別毎の対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 美術工芸品及び有形民俗文化財 文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その<u>原状</u>復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。</p> <p>③ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(表現の統一) R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(表現の統一) R3.3月</p>
<p>第48節 障害物処理対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点(国・県・市庁舎、警察署、消防署等)、輸送施設(道路、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等)、<u>輸送</u>拠点(トラックターミナル、卸売市場等)及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p>	<p>第48節 障害物処理対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点(国・県・市庁舎、警察署、消防署等)、輸送施設(道路、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等)、<u>物資輸送</u>拠点(トラックターミナル、卸売市場等)及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 主な取組</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理) H31.3月</p>

<p>緊急交通路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1" data-bbox="213 254 1142 394"> <tr> <td>避難勧告解除後1日以内</td> <td>緊急交通路等の障害物情報収集</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後1日以内</td> <td>緊急交通路等の障害物の除去</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後1日以内</td> <td>その他の輸送路等の障害物の除去</td> </tr> </table> <p>ただし、人命救助等に必要な緊急交通路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 災害時の障害物の集積場所、建物関係障害物の除去</p> <p>災害時の障害物の集積場所（仮置場、<u>最終処分地</u>）等、建物関係障害物の除去については、上越市一般廃棄物処理基本計画（災害時処理計画）で定める。</p> <p style="text-align: center;">焼却施設</p> <table border="1" data-bbox="359 890 1225 982"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越市クリーンセンター</td> <td>上越市大字東中島 2963 番地</td> </tr> </tbody> </table>	避難勧告解除後1日以内	緊急交通路等の障害物情報収集	避難勧告解除後1日以内	緊急交通路等の障害物の除去	避難勧告解除後1日以内	その他の輸送路等の障害物の除去	施設名	所在地	上越市クリーンセンター	上越市大字東中島 2963 番地	<p>緊急交通路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1" data-bbox="1466 254 2395 394"> <tr> <td>避難指示解除後1日以内</td> <td>緊急交通路等の障害物情報収集</td> </tr> <tr> <td>避難指示解除後1日以内</td> <td>緊急交通路等の障害物の除去</td> </tr> <tr> <td>避難指示解除後1日以内</td> <td>その他の輸送路等の障害物の除去</td> </tr> </table> <p>ただし、人命救助等に必要な緊急交通路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 災害時の障害物の集積場所、建物関係障害物の除去</p> <p>災害時の障害物の集積場所（仮置場、<u>処理施設</u>）等、建物関係障害物の除去については、上越市一般廃棄物処理基本計画（災害時処理計画）で定める。</p> <p style="text-align: center;">焼却施設</p> <table border="1" data-bbox="1605 890 2472 982"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越市クリーンセンター</td> <td>上越市大字東中島 2963 番地</td> </tr> </tbody> </table>	避難指示解除後1日以内	緊急交通路等の障害物情報収集	避難指示解除後1日以内	緊急交通路等の障害物の除去	避難指示解除後1日以内	その他の輸送路等の障害物の除去	施設名	所在地	上越市クリーンセンター	上越市大字東中島 2963 番地	<p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>災害時の障害物の集積場所は、仮置場及び処理施設となるため修正（生活環境課）R3.3月</p>
避難勧告解除後1日以内	緊急交通路等の障害物情報収集																					
避難勧告解除後1日以内	緊急交通路等の障害物の除去																					
避難勧告解除後1日以内	その他の輸送路等の障害物の除去																					
施設名	所在地																					
上越市クリーンセンター	上越市大字東中島 2963 番地																					
避難指示解除後1日以内	緊急交通路等の障害物情報収集																					
避難指示解除後1日以内	緊急交通路等の障害物の除去																					
避難指示解除後1日以内	その他の輸送路等の障害物の除去																					
施設名	所在地																					
上越市クリーンセンター	上越市大字東中島 2963 番地																					

仮置場配置の基本的な考え方

区分	仮置場配置の基本的な考え方
【一次仮置場】 軒先や路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、被災地区に比較的近い場所に設けた一次集積場所。設置期間は短い。二次仮置場の中継的な機能を持つ。	<ul style="list-style-type: none"> 公園 グラウンドや野球場 学校の校庭 公共施設、民間所有の駐車場などの敷地 空き地 多目的広場、ゲートボール場など 運動公園 国、県、市区及び民間所有の未利用地
【二次仮置場】 中間処理、再資源化が必要な災害廃棄物を保管するための場所で、設置期間が一次仮置場より長期間にわたるもの。必要な作業を行うことが可能な面積があること。	<ul style="list-style-type: none"> 公園 グラウンドや野球場 公共施設建設予定地などの未利用地 既存廃棄物処分場及び周辺 港湾、河川など周辺の未利用地 企業団地、工業団地などの未利用地 国、県、市区及び民間所有の未利用地

※但し、避難場所として利用されている場合は除外する。

出所：「上越市一般廃棄物処理基本計画」

仮置場配置の基本的な考え方(分類)

	緊急仮置場	一次仮置場	二次仮置場
規模等	<ul style="list-style-type: none"> 規模：小 主な稼働設備：運搬車両（必要に応じてバックホウ等の重機） 設置・運営主体：市 	<ul style="list-style-type: none"> 規模：中～大 主な稼働設備：運搬車両、バックホウ等の重機（つかみ機や磁選機等のアタッチメント装着機を含む） 設置・運営主体：市 	<ul style="list-style-type: none"> 規模：大 主な稼働設備：運搬車両、バックホウ等の重機（つかみ機や磁選機等のアタッチメント装着機を含む）、破碎・選別機、ベルトコンベヤ、仮設焼却炉 設置・運営主体：市または県
役割	<ul style="list-style-type: none"> 車両通行路の確保、被災者の生活環境の確保や復旧のため、道路等の散乱物や被災家屋等からの災害廃棄物を一時的に集積し、一次仮置場、二次仮置場の適切な設営を補助するために設置します。 発災初期において、できるだけすみやかに被災地区に近い場所に配置し、被災した住民（支援ボランティアを含む）が、自ら災害廃棄物を持ち込むことができます。 発災後数か月間に限定して受け入れます。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理を行うまでの保管、また、輸送効率を高めるための積替え拠点として設置し、前処理（粗分別）の機能を担います。 緊急仮置場や発災現場から災害廃棄物を集積した後に分別します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置します。 災害廃棄物の量や種類によっては、設置しない場合もあります。 災害の規模が大きく膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、二次仮置場の設置・運営を新潟県、国に要請することを検討します。
搬入・分別の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 搬入時に、各廃棄物の貯留ヤードに分別して荷下ろしすることを基本とします。 原則として可燃物、不燃物、家電（家電リサイクル対象品目、PC等の小型家電、その他）、畳、タイヤ、カーペット類、有害・危険物（ボンベ、蛍光管等）に分別します。 ※家電リサイクル法対象品目については、原則自己処理とするが、処理費用について国庫補助等の対象となる場合のみ受け付けます。 	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去した建物から発生する廃棄物及び緊急仮置場に持ち込まれ分別された廃棄物を受け入れます。 損壊家屋等の災害廃棄物は、発災現場で可能な限り分別を行い搬入します。（木質系、コンクリートがら、金属くず、混合廃棄物） 搬入された災害廃棄物は、柱材・角材、コンクリートがら、金属くずを抜き出し、可燃系混合物（木くず等）と不燃系混合物に分別します。 個別に民間の再資源化施設や処理施設で処理を行う柱材・角材、コンクリートがら、金属くず、自動車、家電、タイヤ、有害・危険物等は分別し、搬出まで一時保管を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急仮置場及び一次仮置場で収集された廃棄物を受け入れます。 各仮置場で分別された混合系廃棄物（可燃系・不燃系）を搬入し、破碎処理、選別処理を行います。 民間処理施設で柱材・角材、コンクリートがらの処理が困難な場合は、一次仮置場から搬入し、破碎処理を行います。

一般廃棄物処理基本計画に基づき修正
 （生活環境課）
 R3.3月

<p>第49節 ボランティア受入れ</p> <p>担当：ボランティア班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針 (1)～(2) (略) (3) 主な取組 災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="192 573 1338 800"> <tr> <td>災害発生中</td> <td>県と調整会議による意思決定、県ボランティア本部の設置、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p>2～3 (略)</p>	災害発生中	県と調整会議による意思決定、県ボランティア本部の設置、情報の受発信	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	〃 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信	<p>第49節 ボランティア受入れ</p> <p>担当：ボランティア班、情報収集・統括班</p> <p>1 計画の方針 (1)～(2) (略) (3) 主な取組 災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。</p> <table border="1" data-bbox="1442 573 2588 800"> <tr> <td>災害発生中</td> <td>県と調整会議による意思決定、県ボランティア本部の設置、情報の受発信</td> </tr> <tr> <td>避難指示解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>〃 2日以内</td> <td>災害ボランティア受入広報の発信</td> </tr> </table> <p>2～3 (略)</p>	災害発生中	県と調整会議による意思決定、県ボランティア本部の設置、情報の受発信	避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握	〃 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
災害発生中	県と調整会議による意思決定、県ボランティア本部の設置、情報の受発信													
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握													
〃 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信													
災害発生中	県と調整会議による意思決定、県ボランティア本部の設置、情報の受発信													
避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊の派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握													
〃 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信													
<p>第50節 義援金の受入れ・配分</p> <p>担当：義援金班、福祉・医療班、情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1)～(2) (略) (3) 義援金の配分 ① (略) ② 義援金配分委員会の選任 義援金配分委員会の委員は、<u>市社会福祉協議会長、上越市町内会長連絡協議会長及びその他義援金受入れ団体</u>等から選任する。 ③～⑤ (略)</p>	<p>第50節 義援金の受入れ・配分</p> <p>担当：義援金班、福祉・医療班、情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 3 業務の内容 (1)～(2) (略) (3) 義援金の配分 ① (略) ② 義援金配分委員会の選任 義援金配分委員会の委員は、<u>上越市社会福祉協議会、上越市町内会長連絡協議会及び上越市民生委員児童委員連絡協議会連合会</u>等から選任する。 ③～⑤ (略)</p>	<p>上越市災害義援金配分委員会設置要綱に合わせ修正(福祉課) R3.3月</p>												
<p>第51節 義援物資対策</p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第51節 義援物資対策</p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班</p> <p>1～2 (略)</p>													

<p>3 業務の内容 (1)～(2) (略) (3) 義援物資提供の受付対応 被災地が必要としているものや必要量、送付先及び送付方法を的確に知らせ、被災地が必要とするものの提供を受ける。 (4) (略)</p>	<p>3 業務の内容 (1)～(2) (略) (3) 義援物資提供の受付対応 被災地が必要としているものの必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。 (4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言修正） R3.3月</p>
<p style="text-align: center;">第52節 住宅応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、被害状況調査班</p> <p>1 計画の方針 (1)～(3) (略) (4) 要配慮者に対する配慮 応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。 (5)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 業務の内容 (1)～(2) (略) (3) 被災住宅の応急修理の実施 ① 応急修理の対象者 ア 以下の全ての要件を満たす世帯 (ア) (略) (イ) 半壊又は大規模半壊_____の被害を受けたこと。 (ウ)～(エ) (略) イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） 災害他のため住家が半壊若しくは半壊し_____、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市又は県において所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し判断する。 ②～⑥ (略) (4)～(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第52節 住宅応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、被害状況調査班</p> <p>1 計画の方針 (1)～(3) (略) (4) 要配慮者に対する配慮 応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある人のために、公営住宅等の確保に努める。 (5)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 業務の内容 (1)～(2) (略) (3) 被災住宅の応急修理の実施 ① 応急修理の対象者 ア 以下の全ての要件を満たす世帯 (ア) (略) (イ) 半壊、_____大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。 (ウ)～(エ) (略) イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） 災害他のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市又は県において所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し判断する。 ②～⑥ (略) (4)～(6) (略)</p>	<p>文言の整理（高齢者支援課）R3.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（災害救助法改正による）R2.10月</p> <p>県計画を踏まえた修正（災害救助法改正による）R2.10月</p>

第53節 (略)	第53節 (略)	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 民生安定化対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 住宅対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 被災者入居のための公営住宅の建設</p> <p>市及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。この場合において、滅失住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに<u>災害公営住宅建設計画</u>を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。</p> <p>③ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 公共料金等の特例措置</p> <p>① (略)</p> <p>② 電信電話事業</p> <p>各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずることがある。</p> <p>ア <u>避難勧告</u>等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免 <u>避難勧告</u>の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 電気事業</p> <p><u>一般電気事業者</u>が被害状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。</p> <p>原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施に当たっては経済産業大臣の認可が必要。（以下は過去の例）</p> <p>ア 電気料金の<u>早収期間及び支払期限の延伸</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>④ <u>都市ガス事業</u></p> <p>ガス供給事業者で被害の状況を見て_____判断する。<u>関東経済産業局の認可が必要。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 民生安定化対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 住宅対策</p> <p>① (略)</p> <p>② 被災者入居のための公営住宅の建設</p> <p>市及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。この場合において、滅失住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに<u>災害公営住宅整備計画</u>を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。</p> <p>③ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 公共料金等の特例措置</p> <p>① (略)</p> <p>② 電信電話事業</p> <p>各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずることがある。</p> <p>ア <u>避難指示</u>等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免 <u>避難指示</u>の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 電気事業</p> <p><u>各電気事業者</u>が被害状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。</p> <p>原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施に当たっては経済産業大臣の認可が必要。（以下は過去の例）</p> <p>ア 電気料金の_____支払期限の延伸</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>④ _____ガス事業</p> <p>ガス_____事業者が被害__状況を見て<u>特例措置の実施及び内容を判断する。</u><u>(削除)</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理） R2.10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（電気事業法改正）H31.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（ガス料金規制の撤廃）H31.3月</p> <p>表現の統一（ガス</p>

修正前		修正後		修正理由																																																																					
<p>ア 被災者のガス料金の納期の延伸</p> <p>イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除 (追加)</p> <p>ウ 不使用月のガス料金 (基本料金) の免除</p> <p>(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 復旧支援業務の進め方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">平成 19 年新潟県中越沖地震における当市の復旧支援体制及び取組み方法の 例示</div> <p>(1)~(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">被災者支援会議の構成課・区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援制度及び相談窓口の担当課並びに半壊以上の住家被害を有する区から構成する。 ○ 会議の構成課は、部局内他課と連携を図り、各種支援制度の掘り起こしや調整等を行う。 ○ その他の課・区については、必要に応じて適宜参画する。 		<p>ア 被災者のガス料金の納期の延伸</p> <p>イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除 (関東経済産業局の認可が必要)</p> <p>ウ 不使用月のガス料金 (基本料金) の免除</p> <p>(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 復旧支援業務の進め方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">平成 19 年新潟県中越沖地震における当市の復旧支援体制及び取組み方法を基にした例示</div> <p>(1)~(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">被災者支援会議の構成課・区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援制度及び相談窓口の担当課並びに半壊以上の住家被害を有する区から構成する。 ○ 会議の構成課は、部局内他課と連携を図り、各種支援制度の掘り起こしや調整等を行う。 ○ その他の課・区については、必要に応じて適宜参画する。 		<p>水道局総務課)</p> <p>R4.3月</p> <p>文章の整理 R4.3月</p>																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課・区</th> <th colspan="2">被災者への支援</th> </tr> <tr> <th>市民周知済 (チラシ、新聞等)</th> <th>その他想定されるもの (基金等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災危機管理部 (本部事務局)</td> <td>・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理部 総務部 広報対話課</td> <td>・被災者への広報</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>税務課</td> <td>・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)</td> </tr> <tr> <td>収納課</td> <td>・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自治部 境部 市民環境部</td> <td>自治・地域振興課</td> <td>・中山間地型復興住宅支援【基金】</td> </tr> <tr> <td>区総合事務所</td> <td>・支援窓口</td> </tr> <tr> <td>生活環境課</td> <td>・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">健康福祉部</td> <td>福祉課</td> <td>・障害者施設利用者負担額の減免 ・災害援護資金貸付金 ・生活福祉資金貸付金 ・親族等住宅同居支援【基金】</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援課</td> <td>・介護サービス利用者の負担額減免 ・介護保険料減免 ・高齢者世帯の支援 ・高齢者・障害者向け住宅整備支援</td> </tr> <tr> <td>健康づくり推進課</td> <td>・こころのケア ・水道施設整備支援【基金】</td> </tr> <tr> <td>国保年金課</td> <td>・後期高齢者医療費の一部負担金の減免 ・国民健康保険医療費の一部負担金の減免</td> </tr> <tr> <td>こども課</td> <td>・保育料の減免 ・児童扶養手当の特別措置</td> </tr> </tbody> </table>		課・区	被災者への支援		市民周知済 (チラシ、新聞等)	その他想定されるもの (基金等)	防災危機管理部 (本部事務局)	・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度		管理部 総務部 広報対話課	・被災者への広報		財務部	税務課	・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)	収納課	・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)	自治部 境部 市民環境部	自治・地域振興課	・中山間地型復興住宅支援【基金】	区総合事務所	・支援窓口	生活環境課	・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助	健康福祉部	福祉課	・障害者施設利用者負担額の減免 ・災害援護資金貸付金 ・生活福祉資金貸付金 ・親族等住宅同居支援【基金】	高齢者支援課	・介護サービス利用者の負担額減免 ・介護保険料減免 ・高齢者世帯の支援 ・高齢者・障害者向け住宅整備支援	健康づくり推進課	・こころのケア ・水道施設整備支援【基金】	国保年金課	・後期高齢者医療費の一部負担金の減免 ・国民健康保険医療費の一部負担金の減免	こども課	・保育料の減免 ・児童扶養手当の特別措置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課・区</th> <th colspan="2">被災者への支援</th> </tr> <tr> <th>市民周知済 (チラシ、新聞等)</th> <th>その他想定されるもの (基金等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災危機管理部 (本部事務局)</td> <td>・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理部 総務部 広報対話課</td> <td>・被災者への広報</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>税務課</td> <td>・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)</td> </tr> <tr> <td>収納課</td> <td>・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自治部 境部 市民環境部</td> <td>自治・地域振興課</td> <td>・中山間地型復興住宅支援【基金】</td> </tr> <tr> <td>区総合事務所</td> <td>・支援窓口</td> </tr> <tr> <td>生活環境課</td> <td>・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">健康福祉部</td> <td>福祉課</td> <td>・障害者施設利用者負担額の減免 ・災害援護資金貸付金 ・生活福祉資金貸付金 ・親族等住宅同居支援【基金】</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援課</td> <td>・介護サービス利用者の負担額減免 ・介護保険料減免 ・高齢者世帯の支援 ・高齢者・障害者向け住宅整備支援</td> </tr> <tr> <td>すこやかなくらし 包括支援センター</td> <td>・こころのケア (削除)</td> </tr> <tr> <td>子育て部 健康子 健康づくり推進課</td> <td>・こころのケア ・健康相談</td> </tr> <tr> <td>国保年金課</td> <td>・後期高齢者医療費の一部負担金の減免</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		課・区	被災者への支援		市民周知済 (チラシ、新聞等)	その他想定されるもの (基金等)	防災危機管理部 (本部事務局)	・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度		管理部 総務部 広報対話課	・被災者への広報		財務部	税務課	・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)	収納課	・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)	自治部 境部 市民環境部	自治・地域振興課	・中山間地型復興住宅支援【基金】	区総合事務所	・支援窓口	生活環境課	・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助	健康福祉部	福祉課	・障害者施設利用者負担額の減免 ・災害援護資金貸付金 ・生活福祉資金貸付金 ・親族等住宅同居支援【基金】	高齢者支援課	・介護サービス利用者の負担額減免 ・介護保険料減免 ・高齢者世帯の支援 ・高齢者・障害者向け住宅整備支援	すこやかなくらし 包括支援センター	・こころのケア (削除)	子育て部 健康子 健康づくり推進課	・こころのケア ・健康相談	国保年金課	・後期高齢者医療費の一部負担金の減免		<p>組織改編 R2.10月</p> <p>事務分掌に基づき 担当課修正</p>
課・区	被災者への支援																																																																								
	市民周知済 (チラシ、新聞等)	その他想定されるもの (基金等)																																																																							
防災危機管理部 (本部事務局)	・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度																																																																								
管理部 総務部 広報対話課	・被災者への広報																																																																								
財務部	税務課	・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)																																																																							
	収納課	・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)																																																																							
自治部 境部 市民環境部	自治・地域振興課	・中山間地型復興住宅支援【基金】																																																																							
	区総合事務所	・支援窓口																																																																							
	生活環境課	・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助																																																																							
健康福祉部	福祉課	・障害者施設利用者負担額の減免 ・災害援護資金貸付金 ・生活福祉資金貸付金 ・親族等住宅同居支援【基金】																																																																							
	高齢者支援課	・介護サービス利用者の負担額減免 ・介護保険料減免 ・高齢者世帯の支援 ・高齢者・障害者向け住宅整備支援																																																																							
	健康づくり推進課	・こころのケア ・水道施設整備支援【基金】																																																																							
	国保年金課	・後期高齢者医療費の一部負担金の減免 ・国民健康保険医療費の一部負担金の減免																																																																							
	こども課	・保育料の減免 ・児童扶養手当の特別措置																																																																							
課・区	被災者への支援																																																																								
	市民周知済 (チラシ、新聞等)	その他想定されるもの (基金等)																																																																							
防災危機管理部 (本部事務局)	・被災者再建支援制度 ・住宅応急修理制度																																																																								
管理部 総務部 広報対話課	・被災者への広報																																																																								
財務部	税務課	・被害調査、罹災証明の発行 ・税相談 (納期限の延長、減免、雑損控除)																																																																							
	収納課	・被害調査 ・税相談 (徴収猶予)																																																																							
自治部 境部 市民環境部	自治・地域振興課	・中山間地型復興住宅支援【基金】																																																																							
	区総合事務所	・支援窓口																																																																							
	生活環境課	・災害ごみの処分費の減免 ・特定家電処理費の補助																																																																							
健康福祉部	福祉課	・障害者施設利用者負担額の減免 ・災害援護資金貸付金 ・生活福祉資金貸付金 ・親族等住宅同居支援【基金】																																																																							
	高齢者支援課	・介護サービス利用者の負担額減免 ・介護保険料減免 ・高齢者世帯の支援 ・高齢者・障害者向け住宅整備支援																																																																							
	すこやかなくらし 包括支援センター	・こころのケア (削除)																																																																							
	子育て部 健康子 健康づくり推進課	・こころのケア ・健康相談																																																																							
国保年金課	・後期高齢者医療費の一部負担金の減免																																																																								

修正前				修正後				修正理由
		<ul style="list-style-type: none"> ・保育園バス運行分担金の減免 ・妊産婦・子ども医療費の補助 ・児童扶養手当の特例支給及び特別措置 ・療育医療費負担金の減免 ・ひとり親医療費の特例給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉資金貸付金利子補給【基金】 			<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険医療費の一部負担金の減免 		小規模水道及び基金条例廃止のため修正（健康づくり推進課）R3.3月 子ども医療費拡充に伴い、負担金徴収していないため修正（こども課）R3.3月 組織改編
(追加)	(追加)	(追加) (追加) (追加)療育医療費負担金の減免 (追加)	(追加) (追加)	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の減免 ・保育園バス運行分担金の減免 (削除) (削除) (削除)	(削除) (削除)		
				こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・子ども医療費の補助 ・児童扶養手当の特例支給及び特別措置 ・ひとり親医療費の特例給付 (削除)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の特別措置 ・母子寡婦福祉資金貸付金利子補給【基金】 		
観産部	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・融資制度、相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者特別訓練受講手当【基金】 	交産部	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・融資制度、相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者特別訓練受講手当【基金】 	
水産部	農林水産整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・施設復旧の原材料支給 ・機械借上支援制度 		水産部	農林水産整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・施設復旧の原材料支給 ・機械借上支援制度 		
都市整備部	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地危険度判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅復旧支援【基金】 	都市整備部	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地危険度判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅復旧支援【基金】 	
	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定 ・住宅相談、市営住宅の斡旋 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者住宅復興資金利子補給【基金】 ・民間賃貸受託入居支援【基金】 		建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定 ・住宅相談、市営住宅の斡旋 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者住宅復興資金利子補給【基金】 ・民間賃貸受託入居支援【基金】 	
会委員教育	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学用品の供与 ・奨学金の貸付の返還猶予 		会委員教育	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学用品の供与 ・奨学金の貸付の返還猶予 		
局水道ガ	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時ガス工事費の免除 ・ガス基本料金の免除 		局水道ガ	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時ガス工事費の免除 ・ガス基本料金の免除 		
本部事務局ほか 17 課及び区総合事務所				本部事務局ほか 18 課及び区総合事務所				

修正前		修正後		修正理由																																																																																																																																														
<p>被災者支援班の設置</p> <p>○被災者の現況把握や各種支援制度の利用に関する助言、健康面の相談・ケアを行う「支援班」を6班編成して地区を分担する。</p> <p>○各班は「防災担当」「住宅・宅地担当」「保健師」の3名で構成し、被災者を戸別訪問（又は被災者来庁・面談）し、被災者情報の管理を行う。</p> <p>○各班には、訪問日程の調整や対応状況の集約を行う「班長」を置くこととし、該当区の職員が班長に就くこととする。</p> <p>○支援の実施状況等について、その都度台帳データを更新・共有し、被災者支援会議へ定期的に報告する。</p> <p>【支援班の編成】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">班</th> <th>1班</th> <th>2班</th> <th>3班</th> <th>4班</th> <th>5班</th> <th>6班</th> </tr> <tr> <th colspan="2">担当地区</th> <td>柿崎Ⅰ</td> <td>柿崎区Ⅱ</td> <td>柿崎区Ⅲ</td> <td>柿崎区Ⅳ</td> <td>柿崎区Ⅴ</td> <td>その他の区</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">職員構成・職務</td> <td rowspan="2">防災担当</td> <td>所属</td> <td>防災危機管理部 区総務・地域振興 G</td> <td>柿崎区 総務・地域振興 G</td> <td>柿崎区 総務・地域振興 G</td> <td>防災危機管理部</td> <td>防災危機管理部</td> <td>防災危機管理部</td> <td>該当区 総務・地域振興 G</td> </tr> <tr> <td>職務</td> <td>生活再建支援制度 建物応急修理制度 その他支援制度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅・宅地担当</td> <td>所属</td> <td>都市整備部 区産業・建設 G</td> <td>都市整備部 (宅地・建物)</td> <td>都市整備部 (建築)</td> <td>柿崎区 産業・建設 G (建築)</td> <td>柿崎区 産業・建設 G (建築)</td> <td>柿崎区 産業・建設 G (宅地)</td> <td>該当区 産業・建設 (建築)</td> </tr> <tr> <td>職務</td> <td>宅地応急危険度判定 建物応急危険度判定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健師</td> <td>所属</td> <td>健康福祉部 区福祉 G</td> <td>柿崎区 福祉 G</td> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部</td> <td>該当区 福祉 G</td> </tr> <tr> <td>職務</td> <td>・健康相談 ・こころのケア</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		班		1班	2班	3班	4班	5班	6班	担当地区		柿崎Ⅰ	柿崎区Ⅱ	柿崎区Ⅲ	柿崎区Ⅳ	柿崎区Ⅴ	その他の区	職員構成・職務	防災担当	所属	防災危機管理部 区総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域振興 G	防災危機管理部	防災危機管理部	防災危機管理部	該当区 総務・地域振興 G	職務	生活再建支援制度 建物応急修理制度 その他支援制度								住宅・宅地担当	所属	都市整備部 区産業・建設 G	都市整備部 (宅地・建物)	都市整備部 (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (宅地)	該当区 産業・建設 (建築)	職務	宅地応急危険度判定 建物応急危険度判定								保健師	所属	健康福祉部 区福祉 G	柿崎区 福祉 G	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	該当区 福祉 G	職務	・健康相談 ・こころのケア								<p>被災者支援班の設置</p> <p>○被災者の現況把握や各種支援制度の利用に関する助言、健康面の相談・ケアを行う「支援班」を6班編成して地区を分担する。</p> <p>○各班は「防災担当」「住宅・宅地担当」「保健師」の3名で構成し、被災者を戸別訪問（又は被災者来庁・面談）し、被災者情報の管理を行う。</p> <p>○各班には、訪問日程の調整や対応状況の集約を行う「班長」を置くこととし、該当区の職員が班長に就くこととする。</p> <p>○支援の実施状況等について、その都度台帳データを更新・共有し、被災者支援会議へ定期的に報告する。</p> <p>【支援班の編成】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">班</th> <th>1班</th> <th>2班</th> <th>3班</th> <th>4班</th> <th>5班</th> <th>6班</th> </tr> <tr> <th colspan="2">担当地区</th> <td>柿崎Ⅰ</td> <td>柿崎区Ⅱ</td> <td>柿崎区Ⅲ</td> <td>柿崎区Ⅳ</td> <td>柿崎区Ⅴ</td> <td>その他の区</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">職員構成・職務</td> <td rowspan="2">防災担当</td> <td>所属</td> <td>防災危機管理部 区総務・地域振興 G</td> <td>柿崎区 総務・地域振興 G</td> <td>柿崎区 総務・地域振興 G</td> <td>防災危機管理部</td> <td>防災危機管理部</td> <td>防災危機管理部</td> <td>該当区 総務・地域振興 G</td> </tr> <tr> <td>職務</td> <td>生活再建支援制度 建物応急修理制度 その他支援制度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅・宅地担当</td> <td>所属</td> <td>都市整備部 区産業・建設 G</td> <td>都市整備部 (宅地・建物)</td> <td>都市整備部 (建築)</td> <td>柿崎区 産業・建設 G (建築)</td> <td>柿崎区 産業・建設 G (建築)</td> <td>柿崎区 産業・建設 G (宅地)</td> <td>該当区 産業・建設 (建築)</td> </tr> <tr> <td>職務</td> <td>宅地応急危険度判定 建物応急危険度判定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健師</td> <td>所属</td> <td>健康子育て部 区福祉 G</td> <td>柿崎区 福祉 G</td> <td>健康子育て部</td> <td>健康子育て部</td> <td>健康子育て部</td> <td>健康子育て部</td> <td>該当区 福祉 G</td> </tr> <tr> <td>職務</td> <td>・健康相談 ・こころのケア</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		班		1班	2班	3班	4班	5班	6班	担当地区		柿崎Ⅰ	柿崎区Ⅱ	柿崎区Ⅲ	柿崎区Ⅳ	柿崎区Ⅴ	その他の区	職員構成・職務	防災担当	所属	防災危機管理部 区総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域振興 G	防災危機管理部	防災危機管理部	防災危機管理部	該当区 総務・地域振興 G	職務	生活再建支援制度 建物応急修理制度 その他支援制度								住宅・宅地担当	所属	都市整備部 区産業・建設 G	都市整備部 (宅地・建物)	都市整備部 (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (宅地)	該当区 産業・建設 (建築)	職務	宅地応急危険度判定 建物応急危険度判定								保健師	所属	健康子育て部 区福祉 G	柿崎区 福祉 G	健康子育て部	健康子育て部	健康子育て部	健康子育て部	該当区 福祉 G	職務	・健康相談 ・こころのケア								組織改編 R2.10月
班		1班	2班	3班	4班	5班	6班																																																																																																																																											
担当地区		柿崎Ⅰ	柿崎区Ⅱ	柿崎区Ⅲ	柿崎区Ⅳ	柿崎区Ⅴ	その他の区																																																																																																																																											
職員構成・職務	防災担当	所属	防災危機管理部 区総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域振興 G	防災危機管理部	防災危機管理部	防災危機管理部	該当区 総務・地域振興 G																																																																																																																																									
		職務	生活再建支援制度 建物応急修理制度 その他支援制度																																																																																																																																															
	住宅・宅地担当	所属	都市整備部 区産業・建設 G	都市整備部 (宅地・建物)	都市整備部 (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (宅地)	該当区 産業・建設 (建築)																																																																																																																																									
		職務	宅地応急危険度判定 建物応急危険度判定																																																																																																																																															
	保健師	所属	健康福祉部 区福祉 G	柿崎区 福祉 G	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	該当区 福祉 G																																																																																																																																									
		職務	・健康相談 ・こころのケア																																																																																																																																															
班		1班	2班	3班	4班	5班	6班																																																																																																																																											
担当地区		柿崎Ⅰ	柿崎区Ⅱ	柿崎区Ⅲ	柿崎区Ⅳ	柿崎区Ⅴ	その他の区																																																																																																																																											
職員構成・職務	防災担当	所属	防災危機管理部 区総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域振興 G	柿崎区 総務・地域振興 G	防災危機管理部	防災危機管理部	防災危機管理部	該当区 総務・地域振興 G																																																																																																																																									
		職務	生活再建支援制度 建物応急修理制度 その他支援制度																																																																																																																																															
	住宅・宅地担当	所属	都市整備部 区産業・建設 G	都市整備部 (宅地・建物)	都市整備部 (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (建築)	柿崎区 産業・建設 G (宅地)	該当区 産業・建設 (建築)																																																																																																																																									
		職務	宅地応急危険度判定 建物応急危険度判定																																																																																																																																															
	保健師	所属	健康子育て部 区福祉 G	柿崎区 福祉 G	健康子育て部	健康子育て部	健康子育て部	健康子育て部	該当区 福祉 G																																																																																																																																									
		職務	・健康相談 ・こころのケア																																																																																																																																															
<p>【支援体系】 (略)</p>		<p>【支援体系】 (略)</p>																																																																																																																																																

修正前				修正後				修正理由
第2節 融資・貸付その他資金等による支援				第2節 融資・貸付その他資金等による支援				県計画を踏まえた修正（弔慰金事業を廃止したため） R2.10月
1 (略)				1 (略)				
2 融資・貸付その他資金等の概要				2 融資・貸付その他資金等の概要				
区分	資金名等	主な対象者	窓口	区分	資金名等	主な対象者	窓口	
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	支給	(1) 災害弔慰金 <u>(削除)</u>	災害により死亡した者の遺族 <u>(削除)</u>	市 <u>(削除)</u>	
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長		(2) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市		(3) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	市	
	(4) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	市		(4) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	貸付	(5) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市社会福祉協議会 （民生委員）	
	(6) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市社会福祉協議会 （民生委員）		(6) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	上越地域振興局健康福祉環境部	
	(7) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	上越地域振興局健康福祉環境部		(7) 住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関	
	(8) 住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関		(8) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市 金融機関	
	(9) 新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市 金融機関		(9) 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行		(10) 日本政策金融公庫資金 （農林水産事業部）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関	
	(11) 日本政策金融公庫資金 （農林水産事業部）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関		(11) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市 金融機関 県信用保証協会	
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市 金融機関 県信用保証協会					

修正前	修正後	修正理由
<p>3 資金等の説明</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>災害死亡者弔慰金</u> 災害によって死亡した者の遺族に対し、弔慰金を支給する。</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>4 制度の市民への広報</p> <p>市は県と連絡調整を図り、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、次の方法により実施する。</p> <p>(1) 相談窓口の周知 市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。</p> <p>(2) 制度内容の周知 市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、広報紙・チラシ等の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。</p> <p>① 市災害対策本部が実施するもの 広報紙・チラシ等の作成及び配布(市個別制度の周知及び県等の支援制度)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) 地域メディアの活用 市は、エフエム上越(株)、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会を通じ、各種制度について市民に広報する。</p>	<p>3 資金等の説明</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>4 制度の市民への広報</p> <p>市は県と連絡調整を図り、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、次の方法により実施する。</p> <p>(1) 相談窓口の周知 市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布やインターネットを活用した広報媒体により支援制度の相談窓口等を周知する。</p> <p>(2) 制度内容の周知 市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、広報紙・チラシ等の配布やインターネットを活用した広報媒体及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。</p> <p>① 市災害対策本部が実施するもの 広報紙・チラシ等の作成及び配布やインターネットを活用した広報媒体による周知(市個別制度の周知及び県等の支援制度)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) 地域メディアの活用 市は、上越ケーブルビジョン(株)及び(公社)上越市有線放送電話協会を通じ、各種制度について市民に広報する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(弔慰金事業を廃止したため) R2.10月</p> <p>周知方法の追加(広報対話課) R4.3月</p> <p>コミュニティFM放送の事業譲渡に伴う修正(広報対話課) R3.3月</p>
<p>第3節 公共施設等災害復旧対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。</p> <p>また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。</p> <p>県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模</p>	<p>第3節 公共施設等災害復旧対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。</p> <p>また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。</p> <p>県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>災害」という。)等を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、<u>市に代わって</u>工事をを行う。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>災害」という。)等を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、<u>権限代行制度により、市に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月</p>
<p>第4節 災害復興対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災まちづくり</p> <p>市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等（平成7年法律第14号）を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p> <p>市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p> <p>市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、津波災害や土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。</p> <p>また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性、耐浪性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。</p> <p>市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。</p>	<p>第4節 災害復興対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災まちづくり</p> <p>市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等（平成7年法律第14号）を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p> <p>市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。</p> <p>市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、津波災害や土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。</p> <p>また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性、耐浪性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。</p> <p>市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物<u> </u>体積<u> </u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報を、市民に対して提供する。</p> <p>市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p> <p>市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物<u>及び堆積土砂</u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報を、市民に対して提供する。</p> <p>市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p> <p>市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31.3月 誤字修正（河川海岸砂防課）R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由																																																												
<p style="text-align: center;">第3部 雪害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>1 本市における災害危険性</p> <p>本市は全国有数の豪雪地帯である。特に大潟区と頸城区を除く地域は特別豪雪地帯に指定されている(平成29年4月1日現在)。高田特別地域気象観測所において、1923(大正12)年から現在に至るまでに観測された最大積雪深は、1945(昭和20)年の377cmである。近年では、1984(昭和59)年から1986(昭和61)年にかけて毎年のように豪雪となり、292cm、298cm、324cmの最大積雪深を記録した。また、平成18年豪雪では本市に災害救助法が適用され、特に積雪が多かった中郷区においては自衛隊による除雪支援を受け、合併前の上越市の高田地区では20年ぶりの一斉屋根雪下ろしが実施された。</p> <hr/> <p>雪崩危険箇所は市域全体で178箇所あり、合併前の上越市と柿崎区、次いで名立区、安塚区、大島区、浦川原区に多い。雪崩危険箇所の地区別箇所数は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">雪崩危険箇所の地区別箇所数</p> <table border="1" data-bbox="210 1157 1338 1446"> <thead> <tr> <th>雪崩危険箇所</th> <th>合併前の上越市</th> <th>安塚区</th> <th>浦川原区</th> <th>大島区</th> <th>牧区</th> <th>柿崎区</th> <th>大潟区</th> <th>頸城区</th> <th>吉川区</th> <th>中郷区</th> <th>板倉区</th> <th>清里区</th> <th>三和区</th> <th>名立区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区別箇所数</td> <td>37</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出所：新潟県)</p> <p>2～3 (略)</p>	雪崩危険箇所	合併前の上越市	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区	頸城区	吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区	地区別箇所数	37	17	16	17	12	31	0	6	14	2	3	1	4	18	<p style="text-align: center;">第3部 雪害対策</p> <p style="text-align: center;">第1章 序論</p> <p>1 本市における災害危険性</p> <p>本市は全国有数の豪雪地帯である。特に大潟区と頸城区を除く地域は特別豪雪地帯に指定されている(令和3年4月1日現在)。高田特別地域気象観測所において、1923(大正12)年から現在に至るまでに観測された最大積雪深は、1945(昭和20)年の377cmであり、_____1984(昭和59)年から1986(昭和61)年にかけて毎年のように豪雪となり、292cm、298cm、324cmの最大積雪深を記録した。近年では、2006(平成18)年、2011(平成23)年、2012(平成24)年、2021(令和3)年に災害救助法が適用される豪雪となり、高田地区では一斉屋根雪下ろしが実施された。特に2021(令和3)年は、高田で24時間降雪量が103cmを記録するなど、市内全域で短期間に集中した降雪があり、生活道路の不通や幹線道路における交通障害を始め、建物や農業施設などに被害が発生し、市民の暮らしや経済活動に大きな影響が生じた。</p> <p>雪崩危険箇所は市域全体で174箇所あり、合併前の上越市と柿崎区、次いで名立区、安塚区、大島区、浦川原区に多い。雪崩危険箇所の地区別箇所数は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">雪崩危険箇所の地区別箇所数</p> <table border="1" data-bbox="1457 1157 2585 1446"> <thead> <tr> <th>雪崩危険箇所</th> <th>合併前の上越市</th> <th>安塚区</th> <th>浦川原区</th> <th>大島区</th> <th>牧区</th> <th>柿崎区</th> <th>大潟区</th> <th>頸城区</th> <th>吉川区</th> <th>中郷区</th> <th>板倉区</th> <th>清里区</th> <th>三和区</th> <th>名立区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区別箇所数</td> <td>33</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出所：新潟県)</p> <p>2～3 (略)</p>	雪崩危険箇所	合併前の上越市	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区	頸城区	吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区	地区別箇所数	33	17	16	17	12	31	0	6	14	2	3	1	4	18	<p>時点修正</p>
雪崩危険箇所	合併前の上越市	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区	頸城区	吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区																																																
地区別箇所数	37	17	16	17	12	31	0	6	14	2	3	1	4	18																																																
雪崩危険箇所	合併前の上越市	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区	頸城区	吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区																																																
地区別箇所数	33	17	16	17	12	31	0	6	14	2	3	1	4	18																																																
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画の方針</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画の方針</p>																																																													

修正前	修正後	修正理由
<p>担当：危機管理課、都市整備課、道路課、建築住宅課_____</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>担当：危機管理課、都市整備課、道路課、建築住宅課、<u>河川海岸砂防課</u></p> <p>1～2 (略)</p>	<p>基本方針の内容を踏まえ担当課の追加(危機管理課) R4.3月</p>
<p>第2節 (略)</p>	<p>第2節 (略)</p>	
<p>第3節 建築物の雪害予防</p> <p>担当：建築住宅課、危機管理課、福祉課、高齢者支援課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業・地域等の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>_____ (追加)</p> <p>_____ (追加)</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 屋根雪等による事故防止の啓発</p> <p>屋根雪の落下や雪処理時における事故の防止について、<u>市民に対する啓発に努める。</u></p> <p>_____ ア～オ (略)</p> <p>_____ (追加)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>第3節 建築物の雪害予防</p> <p>担当：建築住宅課、危機管理課、福祉課、高齢者支援課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民・企業・地域等の役割</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>空き家の所有者等は、自らの責任において空き家の適切な管理を行う。</u></p> <p>⑥ <u>町内会等においては、住民の転居等の際には空き家の所有者等の連絡先の把握に努める。</u></p> <p>(2) 市の役割</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 屋根雪等による事故防止の啓発</p> <p>屋根雪の落下や雪処理時における事故の防止について、<u>助成制度等の実施により事故の防止を図るとともに市民に対する啓発に努める。</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>除雪中の健康管理の励行</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3.10月</p> <p>大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3.10月</p> <p>疾病防止に関する記述の必要性から追加(危機管理課) R4.3月</p>
<p>第4節 雪崩防止施設の整備</p> <p>担当：道路課、<u>危機管理課</u></p> <p>1～3 (略)</p>	<p>第4節 雪崩防止施設の整備</p> <p>担当：道路課、<u>河川海岸砂防課</u></p> <p>1～3 (略)</p>	<p>第4節の内容を踏まえ担当を修正(危機管理課) R4.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第5節 孤立予想地区対策</p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、各区総合事務所</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1)～(3) (略) (追加) _____ _____ _____</p> <p>(4) 電気通信事業者の役割 _____ 孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、通信手段の多ルート化等に努める。 (追加) _____ _____ _____ _____ _____ _____ (追加) _____ _____ _____</p>	<p style="text-align: center;">第5節 孤立予想地区対策</p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、各区総合事務所</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割 (1)～(3) (略) ①～② (略) (4) 電気事業者の役割 _____ 倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、市や県との連携に努めるものとする。 _____</p> <p>(5) 電気通信事業者の役割 ① 孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、通信手段の多ルート化等に努める。 ② 主要拠点ビル等に以下の災害対策用機器及び移動無線車等を配備し、必要により増設及び新装置の導入を図る。 ア 孤立防止対策用衛星電話 イ 可搬型移動無線機 ウ 移動電源車及び可搬電源装置 エ 応急復旧用光ケーブル オ ポータブル衛星車 カ その他応急復旧用諸装置 ③ 倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、市や県との連携に努めるものとする。 _____</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月 文言整理（危機管理課）R4.3月 県計画と内容を統一 R3.3月 文言整理（危機管理課）R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）R3.3月 文言整理（危機管理課）R4.3月</p>
<p style="text-align: center;">第6節 積雪期の交通確保</p> <p>担当：道路課、危機管理課、都市整備課</p> <p>1 計画の方針 道路管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し積雪期の交通路を確保する。 市・国・県・関係機関において、雪害発生時の除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 積雪期の交通確保</p> <p>担当：道路課、危機管理課、都市整備課</p> <p>1 計画の方針 道路管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し積雪期の交通路を確保する。 市・国・県・関係機関において、雪害発生時の除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>(追加)</p> <hr/> <p>2 主な取組 (追加)</p> <hr/> <p>市は、毎年「上越市冬期道路交通確保除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。</p> <p>3 それぞれの役割 (追加)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1) 市の役割 (追加)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>①～④ (略) (追加)</p> <hr/> <p>⑤ 市民への広報</p> <p>各施設の管理者は、積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行うものとする。 (追加)</p> <hr/> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 鉄道事業者の役割</p> <p>鉄道事業者は、降積雪時における列車の安定輸送のため、除雪体制の確保に努める。</p>	<p>道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。</p> <p>2 主な取組</p> <p>(1) 市民は、様々な媒体により積極的に情報を収集するとともに、除雪作業が円滑に実施できるよう協力する。</p> <p>(2) 市は、毎年「上越市冬期道路交通確保除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>① 積極的な情報収集 テレビ、ラジオ、インターネット等を利用し、情報の収集に努める。</p> <p>② 円滑な道路除雪への協力 道路除雪の妨げとなる路上駐車を行わないことや異常降雪時における不要不急の外出の自粛に努めるなど、円滑な道路除雪に協力する。</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>① 除雪体制の整備 道路管理者同士の連携を図り、効率よく除雪ができるよう、除雪事業者による除雪実施路線の相互乗り入れ等の実施や迅速かつ的確な除雪・排雪の実施に向け、除雪オペレーター及び新規除雪事業者の確保に努める。 また、異常降雪時は、除雪の判断基準となる路面積雪深に関わらず早期の除雪に着手するとともに、迅速な除雪完了を目指し、除雪時間帯によらない連続した除雪等を実施する。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 町内会等への除雪依頼 異常降雪により除雪事業者による市道除雪が一時的に困難になった場合、町内会等に除雪作業を依頼し、交通障害の早期解消に努める。</p> <p>⑦ 市民への広報等 各施設の管理者は、積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行うものとする。 また、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えることや冬期の運転時には車内に必要なものを準備するよう啓発を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 鉄道事業者の役割</p> <p>① 鉄道事業者は、降積雪時における列車の安定輸送のため、除雪体制の確保に努める。 ② 駅間停車等が発生し、鉄道事業者単体で対応できない場合、市・県・関係機関と連携し乗客の安</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）H31. 3月 大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3. 10月</p> <p>大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3. 10月</p> <p>大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3. 10月</p> <p>大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3. 10月</p> <p>大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3. 10月</p>

修正前	修正後	修正理由
	全を確保する。	応) H31.3月
<p>第7節 (略)</p>	<p>第7節 (略)</p>	
<p>第8節 電力・通信の確保</p>	<p>第8節 電力・通信の確保</p>	
<p>担当：危機管理課</p>	<p>担当：危機管理課、共生まちづくり課、各総合事務所</p>	
<p>1 (略)</p> <p>2 主な取組 (追加) 電力供給事業者及び電気通信事業者は、降雪期における停電及び通信途絶の未然防止を図るとともに、災害発生時停電及び通信途絶時の迅速かつ的確な応急復旧体制を確立する。 (追加)</p> <p>3 それぞれの役割 (追加)</p> <p>(1) 市の役割 ① 平常時から、雪害発生時における各事業者との連絡体制の整備に努める。 ② (略) (追加)</p> <p>(2) 電力供給事業者の役割 電力供給事業者である東北電力(株)は、以下の取組を行う。 ①～④ (略) (追加)</p> <p>(3) 電気通信事業者の役割 電気通信事業者である(株)NTT東日本新潟支店は、以下の取組を行う。 ①～⑤ (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 主な取組 (1) 市民は、平常時から長期間の停電に備えるとともに、市や電力供給事業者からの情報収集に努める。 (2) 電力供給事業者及び電気通信事業者は、降雪期における停電及び通信途絶の未然防止を図るとともに、災害発生時停電及び通信途絶時の迅速かつ的確な応急復旧体制を確立する。 また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けて、市や県との連携に努めるものとする。</p> <p>3 それぞれの役割 (1) 市民の役割 ① 電力供給事業者の停電情報通知アプリやコールセンターなどを活用し、情報収集に努める。 ② 防災行政無線戸別受信機や防災ラジオの適切な管理に努める。 ③ 非常持ち出し品や備蓄品、電源を必要としない暖房器具等を準備しておく。</p> <p>(2) 市の役割 ① 平常時から、雪害発生時における町内会及び各事業者との連絡体制の整備に努める。 ② (略) ③ 防災行政無線放送による適切な情報発信に努める。</p> <p>(3) 電力供給事業者の役割 電力供給事業者である東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、以下の取組を行う。 ①～④ (略) ⑤ 人工呼吸器等使用者へ停電に関する情報提供等を行う。</p> <p>(4) 電気通信事業者の役割 電気通信事業者である東日本電信電話株式会社は、以下の取組を行う。 ①～⑤ (略)</p>	<p>市の役割に関する記載を踏まえ、担当を追加(危機管理課) R4.3月 大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3.10月 県計画を踏まえ修正(防災基本計画の反映) R3.3月 文言整理(危機管理課) R4.3月 大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3.10 大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3.10月 大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3.10月 県計画を踏まえた修正(表記の修正) H31.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 (略)</p>	
<p>第2節 雪崩事故の応急対策</p> <p>担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について市民に適宜広報を行い、注意を喚起する。雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認められたときは、住民に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(追加)</p> <hr/> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難誘導等</p> <p>雪崩により被害が発生する可能性が高いと判断される場合は、住民に対し避難の勧告又は指示を行い、適切な避難誘導を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>第2節 雪崩事故の応急対策</p> <p>担当：土木班(除雪班)、情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市の責務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について市民に適宜広報を行い、注意を喚起する。雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認められたときは、住民に対し避難指示等_____を行うものとする。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>北陸信越運輸局の責務</u></p> <p>北陸信越運輸局は、必要に応じ公共交通の運転再開のための情報収集及び広域的な応援体制が的確に機能するための調整を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難誘導等</p> <p>雪崩により被害が発生する可能性が高いと判断される場合は、住民に対し避難指示等_____を行い、適切な避難誘導を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3.10月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p> <p>県計画を踏まえた修正（関係機関の意見反映）R3.3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>	
<p>第3節 一斉除排雪の実施</p> <p>担当：情報収集・統括班、_____すべての班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>豪雪により住宅倒壊等の災害発生のおそれが生じた場合、市、防災関係機関及び町内会等が連携し、地域が一体となり、緊急的な一斉屋根雪下ろし及び一斉除排雪を実施する。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民、企業等の責務</p> <p>_____一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪が円滑に実施されるよう、市民一人ひとりとはもとより地域が一体となった協力体制を構築する。</p> <p>② 市の責務</p> <p>降積雪状況や地域の实情に応じて一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪の実施計画を作成するとともに、市民に対してその内容の周知徹底を図り、地域が一体となった一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪を実施する。</p> <p>③ 防災関係機関等の責務</p> <p>防災関係機関等は、市が実施する一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪が円滑に実施されるよう協力する。</p> <p>(3) 要配慮者に対する配慮</p> <p>市は、自力で雪下ろし及び除排雪が行えない要配慮者に配慮した実施計画を策定するとともに、自主防災組織や町内会との連携による除雪支援体制の整備に努める。</p> <p>(追加)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 実施計画の作成及び周知 ↓ ■ 一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪の実施 	<p>第3節 一斉屋根雪下ろし及び除排雪の実施</p> <p>担当：情報収集・統括班、除雪班、一斉屋根雪下ろし対応班、すべての班</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>豪雪により住宅倒壊等の災害発生のおそれが生じた場合、市、防災関係機関及び町内会等が連携し、地域が一体となり、緊急的な一斉屋根雪下ろし及び_____除排雪を実施する。</p> <p>(2) それぞれの責務</p> <p>① 市民、企業等の責務</p> <p>事前に作業員の確保に努めるなど、一斉屋根雪下ろし及び_____除排雪が円滑に実施されるよう、市民一人ひとりとはもとより地域が一体となった協力体制を構築する。</p> <p>② 市の責務</p> <p>降積雪状況や地域の实情に応じて一斉屋根雪下ろし及び_____除排雪の実施計画を作成するとともに、市民に対してその内容の周知徹底を図り、地域が一体となった一斉屋根雪下ろし及び_____除排雪を実施する。</p> <p>③ 防災関係機関等の責務</p> <p>防災関係機関等は、市が実施する一斉屋根雪下ろし及び_____除排雪が円滑に実施されるよう協力する。</p> <p>(3) 要配慮者に対する配慮</p> <p>市は、自力で雪下ろし及び除排雪が行えない要配慮者に配慮した実施計画を策定するとともに、自主防災組織や町内会との連携による除雪支援体制の整備に努める。</p> <p>(4) 空き家への対応</p> <p>① 空き家の所有者等は、自らの責任において空き家の適切な管理を行う。</p> <p>② 市は、一斉屋根雪下ろしの実施に伴う対象地区の「緊急安全措置」として、危険性や第三者に被害が及ぶ可能性等を総合的に勘案の上、必要なものについて、所有者等に代わり当該屋根雪下ろしと徐排雪を実施する。</p> <p>2 業務の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 実施計画の作成及び周知 ↓ ■ 一斉屋根雪下ろし及び_____除排雪の実施 	<p>関係課の意見に基づく修正（都市整備課）R4.3月</p> <p>大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3.10月</p> <p>大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3.10月</p> <p>大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3.10月</p> <p>誤字修正（行政改革推進課）R4.3月</p> <p>表現の統一（生活環境課）R4.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 実施計画の作成及び周知</p> <p>① (略)</p> <p>② 円滑に一斉屋根雪下ろし、<u>一斉除排雪を実施するためには、地域が一体となった協力が不可欠であることから、市は、</u>_____<u>広報等による周知や啓発活動及び町内会等を通じた協力の要請等に努める。</u></p> <p>(2) 一斉屋根雪下ろし、<u>一斉除排雪の実施</u></p> <p>市は、町内会及び関係機関等と連携し、実施計画に基づき効率的な除排雪の実施を図る。</p>	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 実施計画の作成及び周知</p> <p>① (略)</p> <p>② 円滑に一斉屋根雪下ろし及び<u>除排雪を実施するためには、地域が一体となった協力が不可欠であることから、市は、降雪期前に町内会及び排雪事業者と手順の確認を行うとともに、</u>広報等による周知や啓発活動及び町内会等を通じた協力の要請等に努める。</p> <p>(2) 一斉屋根雪下ろし及び<u>除排雪の実施</u></p> <p>市は、町内会及び関係機関等と連携し、実施計画に基づき効率的な除排雪の実施を図る。</p>	<p>大雪災害の検証結果を踏まえた修正 R3.10月</p>
<p>第4節 災害救助法による救助</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法の適用基準</p> <p>豪雪時において、法施行令第1条第1項第4号に定める事態の判定基準は、次のいずれかに該当し、<u>厚生省令第86号（平成12年3月31日施行）第2条に該当すると認められる場合とする。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第4節 災害救助法による救助</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法の適用基準</p> <p>豪雪時において、法施行令第1条第1項第4号に定める事態の判定基準は、次のいずれかに該当し、<u>内閣府令第68号（平成25年10月1日施行）第2条に該当すると認められる場合とする。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>時点修正（危機管理課）R4.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
第4章 (略)	第4章 (略)	

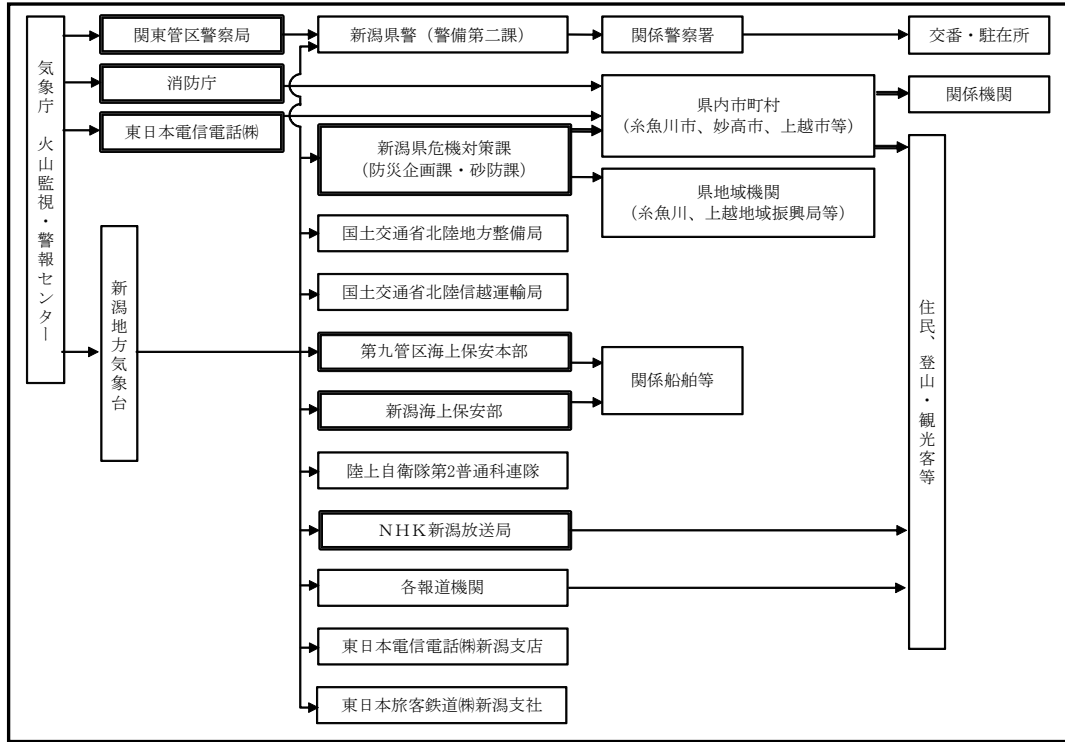
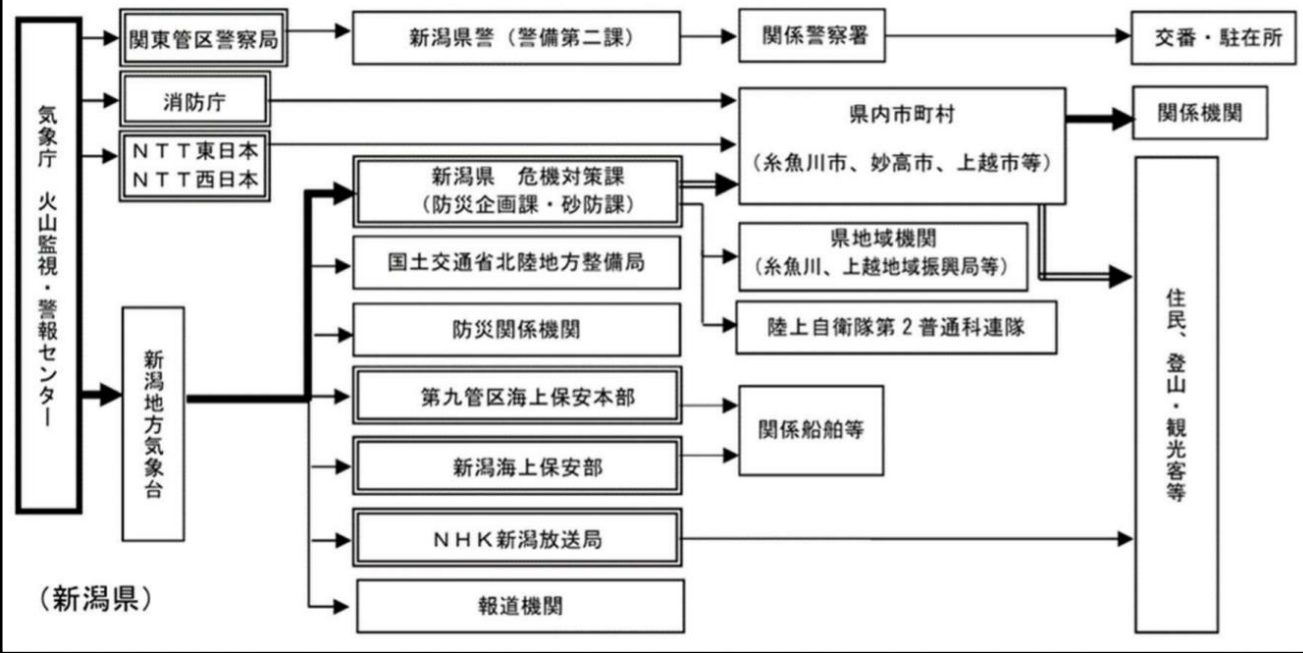
修正前	修正後	修正理由
第4部 火山災害対策 第1章 (略)	第4部 火山災害対策 第1章 (略)	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>担当：危機管理課、すべての課</p> <p>1 基本方針 火山の噴火は、地下に蓄積されたマグマのエネルギーの爆発的な放出により、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらす、大規模な噴火により発生した火砕流、火山泥流、火砕サージ等は時に時速数10km～100km以上の高速で襲来するため、噴火を覚知してからでは避難が困難な場合も多い。このため、大規模な噴火等の危険が切迫していると判断された場合は、危険区域の市民等を、事前に危険区域外に避難させることにより、人的被害の極小化を図る。特に新潟焼山は、<u>火山防災のため監視・観測体制の充実等が必要な火山に選定されており、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うため、国、県、関係市町村、関係機関、専門家、その他各種団体等による火山防災協議会を設置し、平常時から避難対策等を検討する。</u> 本市は、市域に火山の山体が属していないが、妙高山及び新潟焼山の降灰による被害の発生履歴があるため、本計画は降灰対策を中心に対策を図る。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>担当：危機管理課、すべての課</p> <p>1 基本方針 火山の噴火は、地下に蓄積されたマグマのエネルギーの爆発的な放出により、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらす、大規模な噴火により発生した火砕流、火山泥流、火砕サージ等は時に時速数10km～100km以上の高速で襲来するため、噴火を覚知してからでは避難が困難な場合も多い。このため、大規模な噴火等の危険が切迫していると判断された場合は、危険区域の市民等を、事前に危険区域外に避難させることにより、人的被害の極小化を図る。特に新潟焼山は、<u>活動火山対策特別措置法第3条の規定に基づき、火山災害警戒地域に指定されており、同法第4条の規定に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議が行われている。</u> 本市は、市域に火山の山体が属していないが、妙高山及び新潟焼山の降灰による被害の発生履歴があるため、本計画は降灰対策を中心に対策を図る。</p> <p>2 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（記述の根拠を法律に基づくものに変更）R3.3月関係機関の意見に基づく修正（新潟气象台）R4.3月</p>
<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 新潟地方気象台の役割 (1)～(2) (略) (3) <u>過去の噴火履歴等を踏まえた噴火シナリオや火山ハザードマップ検討を行うとともに、具体的な避難行動と結びついた噴火警報（噴火警戒レベル）の発表基準や対象範囲等を事前に検討し、新潟焼山火山防災協議会に参画し、市と情報共有を図るとともに、協議会において避難計画策定等を行う。</u> (4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第2節 それぞれの役割</p> <p>担当：危機管理課</p> <p>1 新潟地方気象台の役割 (1)～(2) (略) (3) <u>気象庁火山監視・警報センターと協働し、過去の噴火履歴等を踏まえた噴火シナリオや火山ハザードマップ検討を行うとともに、新潟焼山火山防災協議会に参画し、関係機関と連携して協議会において避難計画策定等を行う。</u> (4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（実態に合わせて修正）H31.3月</p>
<p>第3節 火山情報の伝達体制</p>	<p>第3節 火山情報の伝達体制</p>	

修正前	修正後	修正理由																																																		
<p>担当：危機管理課</p> <p>気象庁地震火山部火山監視・警報センターは、次に示す噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料を公表する。新潟地方気象台はから伝達する噴火警報・予報等の概要、伝達体制は以下の通り。</p> <p>1 噴火警報・予報及び情報の種類</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や市民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。</p> <p>国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。（妙高山と新潟焼山の噴火警報・噴火予報等の対象範囲や火山活動の状況を下表に示す。）</p> <p>① (略)</p> <p>② 噴火警戒レベルが運用されている火山（新潟焼山 等）</p> <table border="1" data-bbox="201 1157 1338 1854"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル (追加)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別 警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>レベル1</td> <td>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	レベル (追加)	火山活動の状況	特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火	<p>担当：危機管理課</p> <p>気象庁地震火山部火山監視・警報センターは、次に示す噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料を公表する。新潟地方気象台__から伝達する噴火警報・予報等の概要、伝達体制は以下の通り。</p> <p>1 噴火警報・予報及び情報の種類</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や市民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。</p> <p>国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。（妙高山と新潟焼山の噴火警報・噴火予報等の対象範囲や火山活動の状況を下表に示す。）</p> <p>① (略)</p> <p>② 噴火警戒レベルが運用されている火山（新潟焼山 等）</p> <table border="1" data-bbox="1445 1157 2582 1854"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別 警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>レベル1</td> <td>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火	<p>関係機関の意見に基づく修正（上越警察署）R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正（気象庁の噴火警戒レベルの開設にあわせて修正）R3.3月</p>
種別	名称	対象範囲	レベル (追加)	火山活動の状況																																																
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。																																																
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。																																																
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																																
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																																
予報	噴火予報	火口内等	レベル1	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火																																																
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況																																																
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。																																																
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。																																																
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																																
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																																
予報	噴火予報	火口内等	レベル1	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火																																																

修正前						修正後						修正理由				
				(活火山である事に留意)	山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。					(活火山である事に留意)	山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。					
③ 新潟焼山の噴火警戒レベル表						③ 新潟焼山の噴火警戒レベル表						県計画を踏まえた修正(噴火警戒レベルの改正に合わせて修正) R3.3月 関係機関の意見に基づく修正(新潟気象台) R4.3				
種別	警戒等	範囲	対象	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	名称	範囲	対象		レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒(居住地域)又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側		5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●マagma噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域_____に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 887年注2:火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年:火砕流が日本海付近まで到達。 1773年:火砕流発生。一部は南側にも流下。 	特別警戒	噴火警戒(居住地域)又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側			5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな噴火_____が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域(山頂から7km以遠)に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 887年注2:火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年:火砕流が日本海付近まで到達。 1773年:火砕流発生。一部は南側にも流下。
				4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域_____まで到達するような噴火の発生が予想される。 ●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 						4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期)が居住地域(山頂から7km以遠)まで到達するような噴火の発生が予想される。 ●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。
警戒	噴火警戒(火口周辺)又は火口周辺	火口から居住地域近くまで		3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂から半径4km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ●居住地域に到達しない程度の火砕流・溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 	警戒	噴火警戒(火口周辺)又は火口周辺	火口から居住地域近くまで		3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。	<ul style="list-style-type: none"> ●溶岩ドームが出現するなど、火砕流、溶岩流を伴う噴火により居住地域の近く(山頂から7km以内)まで重大な影響を及ぼすことが予想される。 ●山頂から概ね半径4km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 	

修正前						修正後						修正理由		
			火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●山頂から半径2km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1974年：水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約1km程度まで飛散 (追加)				火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 想定火口域周辺あるいは想定火口域内への立入規制等。 住民は通常の生活。	●山頂から概ね半径2km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1974年：水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約2km以内に飛散 ●山頂から概ね1km以内(想定火口域)に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1983年、1987年～1988年、2016年：ごく小規模な噴火。火口周辺に降灰。	
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山である事に留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。 状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり		予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山である事に留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。 状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり		
注1) ここでの「噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。						注1) ここでの「噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。								
注2) 「887年」については、1235年の鎌倉時代になるとの報告(早川ほか、2011)がある。						注2) 「887年」については、1235年の鎌倉時代になるとの報告(早川ほか、2011)がある。								
(4) 噴火速報 気象庁が常時観測している火山を対象とし、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとっていただくための情報として発表する。 ただし、普段から噴火している火山で、同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合で _____ は、発表されない。						(4) 噴火速報 _____ 火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとっていただくための情報として発表する。 ただし、噴火警報が発表されている火山で、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する必要がない程度の規模の噴火が発生した場合は、発表されない。						県計画を踏まえた修正(気象庁の運用に合わせて修正) R3.3月		
(5) 降灰予報 ①～② (略) (追加)						(5) 降灰予報 ①～② (略) ③ 降灰予報(詳細)：降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生から6時間先までのより詳細な降灰量分布や降灰開始時刻を、噴火発生後20～30分程度で発表する。						関係機関の意見に基づく修正(新潟気象台) R4.3月		
(6) 火山ガス予報 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。						(6) 火山ガス予報 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。								
(7) 火山現象に関する情報等						(7) 火山現象に関する情報等								

修正前	修正後	修正理由
<p>噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</p> <p>① 火山の状況に関する解説情報 <u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。</u></p> <hr/> <p>②～④ (略)</p> <p>2 噴火警報等の通報及び伝達体制 噴火警報等の通報及び伝達系統は、概ね次のとおりとする。</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路。 注) 二重線の経路は、 ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等 ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。</p> <p>① 火山の状況に関する解説情報 <u>火山の状況に関する解説情報(臨時)は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性(噴火警戒レベル未導入火山では噴火警報を発表(又は切替)する可能性)があると判断した場合、又は判断に迷う場合に発表する。</u> <u>「火山の状況に関する解説情報」は、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性(噴火警戒レベル未導入火山では噴火警報を発表(又は切替)する可能性)は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する。</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>2 噴火警報等の通報及び伝達体制 噴火警報等の通報及び伝達系統は、概ね次のとおりとする。</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注) 二重線及び太字の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(気象警報等で用いる用語集に合わせて修正) R3.3月</p> <p>関係機関の意見に基づく修正(上越警察署) R4.3月</p> <p>県計画を踏まえた修正(新潟地方気象台の運用に合わせて修正) R3.3月</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新潟地方気象台の責務 新潟地方気象台は、新潟焼山又は妙高山で火山活動に係る異常が認められた場合は、噴気の状態等の火山現象の発生及び推移について情報収集を行い、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報や噴火速報等を関係機関に伝達するとともに、放送機関に伝達する。なお、火映、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合についても、速やかに新潟火山防災協議会の関係機関へ連絡して情報共有に努める。</p> <p>また、噴火警戒レベルの切り替えに当っては、新潟焼山火山対策協議会や市町村等に対して、避難対策等の検討に資する助言を行う。</p> <p>(5) 新潟焼山 防災協議会の責務 新潟焼山 防災協議会は、市からの求め等により避難勧告等及び警戒区域の設定等に関して共同で検討し、市町村へ助言を行う。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 それぞれの責務</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 新潟地方気象台の責務 新潟地方気象台は、新潟焼山又は妙高山で火山活動に係る異常が認められた場合は、噴気の状態等の火山現象の発生及び推移について情報収集を行い、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報や噴火速報等を関係機関に伝達するとともに、放送機関に伝達する。なお、火映、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合についても、速やかに新潟焼山火山防災協議会の関係機関へ連絡して情報共有に努める。</p> <p>また、噴火警戒レベルの切り替えに当っては、新潟焼山火山対策協議会や市町村等に対して、避難対策等の検討に資する助言を行う。</p> <p>(5) 新潟焼山火山防災協議会の責務 新潟焼山火山防災協議会は、市からの求め等により避難指示等及び警戒区域の設定等に関して共同で検討し、市町村へ助言を行う。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>関係機関の意見に基づく修正（新潟気象台）R4.3月</p> <p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p>	<p>第2節 市及び防災関係機関の活動体制</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>市長は、気象状況及び災害規模の拡大等により避難勧告等の発表が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。</p> <p>組織の編成及び動員体制等については、本編「第2部 第3章 第1節 災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p>② (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>市長は、気象状況及び災害規模の拡大等により避難指示等の発表が見込まれるとき、又は必要に応じ災害対策本部を設置し、第一配備体制により災害応急対策を実施する。</p> <p>組織の編成及び動員体制等については、本編「第2部 第3章 第1節 災害対策本部の組織・運営」に準ずる。</p> <p>② (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>
<p>第3節 応急対策の実施</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難対策</p> <p>① 市は、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた警戒区域の設定、<u>避難の勧告</u>等を行い、火山活動が長期化した場合は、警戒区域の変更及び状況に応じた対策を行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 気象状況等により遠方への<u>避難を勧告又は指示</u>したときは、人員搬送用の車両を確保する等、集団避難に配慮する。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>第3節 応急対策の実施</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難対策</p> <p>① 市は、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた警戒区域の設定、<u>避難指示</u>等を行い、火山活動が長期化した場合は、警戒区域の変更及び状況に応じた対策を行う。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 気象状況等により遠方への<u>避難指示等</u>を_____したときは、人員搬送用の車両を確保する等、集団避難に配慮する。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>災害対策基本法の一部改正</p>

修正前	修正後	修正理由
第4章 (略)	第4章 (略)	